

発刊登録番号

11-143000-001145-01

행복한
대한민국을 위한
정부 3.0
[개방 · 공유 · 소통 · 협력]

디자인 審査基準

2015. 10. 1.

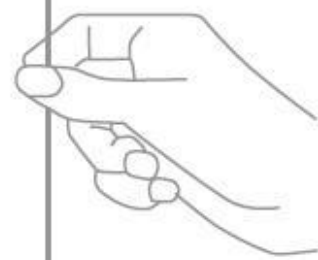
発 刊 登 録 番 号

11-143000-001145-01

정복한
대한민국을 여는
정부 3.0
[개방 · 공유 · 소통 · 협력]

디자인
審査基準

2015. 10. 1.



特許庁

デザイン審査基準

Design

[所管:デザイン審査政策課]

制定	1981.	9. 1	特許庁例規	第81-3号
改正	1986.	8. 23	特許庁例規	第86-1号
改正	1991.	5. 2	特許庁例規	第91-1号
改正	1995.	8. 1	特許庁例規	第10号
改正	1998.	2. 25	特許庁例規	第16号
改正	1999.	7. 27	特許庁例規	第18号
全部改正	2001.	12. 5	特許庁例規	第21号
改正	2003.	7. 1	特許庁例規	第25号
改正	2004.	12. 30	特許庁例規	第28号
全部改正	2005.	6. 30	特許庁例規	第33号
改正	2007.	6. 28	特許庁例規	第39号
改正	2009.	5. 15	特許庁例規	第48号
改正	2009.	7. 1	特許庁例規	第50号
改正	2009.	12. 31	特許庁例規	第55号
改正	2011.	4. 29	特許庁例規	第58号
改正	2011.	12. 30	特許庁例規	第64号
全部改正	2013.	1. 1	特許庁例規	第69号
全部改正	2014.	6. 30	特許庁例規	第75号
改正	2015.	9.16	特許庁例規	第84号

Contents

第1部 総則

第1章 目的	3
第2章 審査手続	4
第3章 権利能力及行為能力	15
第4章 代理人	21
第5章 期間	24
第6章 書類の提出及び送達	28
第7章 書類の下戻し	34
第8章 手続の補完及び補正	39
第9章 手続の中断及び停止	43

第2部 デザイン登録出願

第1章 デザイン登録出願の種類	49
第2章 デザインの対象となる物品	56
第3章 1デザイン1デザイン登録出願	70

第3部 出願の補正及び分割

第1章 出願の補正	85
第2章 出願の分割	96

第4部 デザイン登録の要件

第1章 成立要件	103
第2章 工業上の利用可能性	109
第3章 新規性	125

第4章 新規性喪失の例外	131
第5章 拡大された先願	137
第6章 容易創作	143
第7章 先願	156
第8章 関連デザイン	163
第9章 登録を受けられないデザイン	168

第5部 デザインの類否の判断

第1章 物品の類否判断	175
第2章 デザインの類否判断	177

第6部 その他の審査事項

第1章 条約による優先権主張	189
第2章 出願公開	198
第3章 情報提供	203
第4章 優先審査	206
第5章 再審査	216
第6章 デザイン一部審査登録出願の審査	219
第7章 デザイン一部審査登録異議申立ての審査	227

附則

第1章 施行日	232
第2章 見直し期限	232

Design

デザイン審査基準
Korean Intellectual Property Office



第1部 総則

第1章 目的 / 3

第2章 審査手続 / 4

第3章 権利能力及行為能力 / 15

第4章 代理人 / 21

第5章 期間 / 24

第6章 書類の提出及び送達 / 28

第7章 書類の下戻し / 34

第8章 手続の補完及び補正 / 39

第9章 手続の中断及び停止 / 43

第1章 目的

関連法令

デザイン保護法 ▼

第1条(目的) この法律は、デザインの保護と利用を図ることにより、デザインの創作を奨励して産業発展に貢献することを目的とする。

1. この基準の目的

この基準は、デザイン審査においてデザイン保護法(以下「法」という)と同法の施行令以下「令」という)、同法の施行規則(以下「規則」という)及び条約等関連法令の適用において指針となる具体的で妥当な解釈基準を定めることにより、デザイン審査の適合性及び客観性を確保することにある。

2. デザイン審査の基本原則

- 1) 審査官は、デザイン登録出願におけるデザイン権の付与を法令、審査基準等に基づき具体的で妥当な決定を行わなければならない。
- 2) 審査官は、デザイン保護制度に関する専門知識及び職務上の良心に基づき、公正性を維持し品質向上のため努力する。
- 3) 審査官は、出願人及び代理人との意思疎通に関心を傾け、効率的な審査を行う。
- 4) 審査官は、デザインにおいて権利者と利用者間で公平性が確保できるように留意する。

第2条 審査手続

関連法令

デザイン保護法 ▼

第38条(デザイン登録出願日の認定等) ① デザイン登録出願日は、デザイン登録出願処が特許庁帳に到達した日とする。但し、デザイン登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、その限りでない。

1. デザイン登録を受けようとする趣旨が明確に表示されない場合
 2. デザイン登録出願人の氏名もしくは名称が書かれていないか、明確に書かれておらず、デザイン登録出願人を特定できない場合
 3. 図面・写真又は見本が提出されていないか、図面に書かれた事項が鮮明でなく認識できない場合
 4. ハングルで書かれていない場合
- ② 特許庁長は、デザイン登録出願が第1項各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録を受けようとする者に対し、相当の期間を定めて補完することを命じなければならない。
- ③ 第2項による補完命令を受けた者がデザイン登録出願を補完する場合には、手続補完に関する書面(以下、この条において「手続補完書」という)を提出しなければならない。
- ④ 特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内にデザイン登録出願を保管した場合には、その手続補完書が特許庁長に到達した日を出願日と見なす。但し、第41条により複数デザイン登録出願されたデザインの中で一部デザインのみ補完が必要な場合には、その一部デザインに対する手続補完書が特許庁長に到達した日を複数デザイン全体の出願日とみなす。
- ⑤ 特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内に保管しなかった場合には、そのデザイン登録出願を不適合な出願とみなし、返戻する

 関連法令

第1部

総

則

ことができる。第41条により複数デザイン登録出願されたデザインの中で一部デザインのみ補完しなかった場合も同様である。

第48条(出願の補正と要旨変更) ① デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の用紙を変更しない範囲でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項や写真又は見本を補正することができる。

② デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正ができる。

③ デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正ができる。

④ 第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で定める時期に行うことができる。

1. 第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下「デザイン登録可否決定」とする)の通知書が発送される前まで

2. 第64条による再審査を請求するとき

3. 第120条によりデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その請求日から30日以内

⑤ 第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであって、デザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願は、その補正書を提出したときにデザイン登録出願をしたものと見なす。

第58条(審査官による審査) ① 特許庁長は、審査官に対し、デザイン登録出願及びデザイン一部審査登録異議申立てを審査するようにする。

② 審査官の資格に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ① 審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

 関連法令

1. 第3条第1項の本文によるデザイン登録が受けられる権利を有していないか、同行の但書によりデザイン登録が受けられない場合
2. 第27条、第33条から第35条まであって、第37条第4項、第39条から第42条まであって、及び第46条第1項・第2項によりデザイン登録が受けられない場合
3. 条約に違反した場合
 - ② 審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録決定をしなければならない。
 1. 第3条第1項の本文によるデザイン登録を受けられる権利を有していないか、同項の但書によりデザイン登録が受けられない場合
 2. 第27条、第33条(第1項各号外の部分、及び第2項第2号のみ該当する)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によりデザイン登録が受けられない場合
 3. 条約に違反した場合
 - ③ 審査官は、デザイン一部審査登録出願として第35条による関連デザインの登録出願が第2項各号のいずれかの一つ、又は各号のいずれかの一つに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。
 1. デザイン登録を受けた関連デザイン、又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインと表示した場合
 2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
 3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取消し・放棄されたか、デザイン登録拒絶決定が確定された場合
 4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者、又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
 5. 基本デザインと類似しない場合
 6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合
 7. 第35条第3項によりデザイン登録が受けられない場合
 - ④ 審査官は、デザイン一部審査登録出願について第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定を行うことができる。

 関連法令

第1部

総

則

- ⑤ 複数デザイン登録出願に対し第1項から第3効果での規定によりデザイン登録拒絶決定を行う場合、一部デザインにだけ拒絶の理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

第63条(拒絶理由通知) ① 審査官は、第62条により、デザイン登録拒絶決定をする場合には、デザイン登録出願人に予め拒絶理由(第62条第1項から第3項までに該当する理由をいい、以下「拒絶理由」という)を通知し、期間を定めて意見書を提出できる機会を与えなければならない。

- ② 複数デザイン登録出願されたデザインの中であって、一部デザインに対し拒絶理由がある場合には、そのデザインの一連番号、デザインの対象となる物品及び拒絶理由を具体的に記さなければならない。

第65条(デザイン登録決定) 審査官は、デザイン登録出願に対し拒絶理由を発見することができない場合には、デザイン登録決定をしなければならない。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインの中で一部デザインに対し拒絶理由を発見することができない場合には、その一部デザインに対しデザイン登録決定をしなければならない。

第67条(デザイン登録可否決定の方式) ① デザイン登録可否決定は、書面において行わなければならない、その理由を付さなければならない。

- ② 特許庁長は、デザイン登録可否決定をした場合には、その決定の謄本をデザイン登録出願人に送達しなければならない。

第73条(デザイン一部審査登録の異議申立てに対する決定) ① 審査官合議体は、第68条第3項及び第69条による期間が経過した後にデザイン一部審査登録異議申立てに対する決定をしなければならない。

- ② 審査長は、異議申立人がその理由及び証拠を提出しなかった場合には、第68条第3項にもかかわらず、第69条による期間が経過した後の決定でデザイン一部審査登録異議申立てを却下することができる。

- ③ 審査官合議体は、デザイン一部審査登録異議申立てが理由ありと認められたときには、その登録デザインを取消するという趣旨の決定(以下「デザイン登録取消し決定」という)をしなければならない。

 関連法令

- ④ デザイン登録取消し決定が確定された時には、そのデザイン権は初めからなかったものと見なす。
- ⑤ 審査官合議体は、デザイン一部審査登録異議申立てが理由なしと認められた場合には、その異議申立てを棄却する趣旨の決定(以下「異議申請棄却決定」という)をしなければならない。
- ⑥ デザイン一部審査登録異議申立てに対する却下決定及び異議申立て棄却決定に対しては不服することができない。

第77条(審査又は訴訟手続の中止)①審査官は、デザイン登録出願の審査に必要な場合には、審決が確定されるまであって、又は訴訟手続が完結まであって、その手続を中止することができる。

② 裁判所は、必要な場合にはデザイン登録出願に対する決定が確定されるまでその訴訟手続を中止することができる。

③ 第1項及び第2項による中止に対しては不服することができない。

第179条(国際デザイン登録出願)①ハーグ協定第1条(vi)による国際登録出願として韓国を指定国に指定した国際登録(以下「国際デザイン登録出願」という)は、この法によるデザイン登録出願と見なす。

②ハーグ協定第10条(2)による国際登録日は、この法によるデザイン登録出願日と見なす。

③ 国際デザイン登録出願に対しては、ハーグ協定第1条(viii)による国際登録簿(以下「国債登録簿」という)に搭載された国際登録名義人の名前及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象となる物品、物品類、デザインを搜索した人の名前及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象となる物品、物品類、デザインを創作した人の名前及び住所、デザインの説明と見なす。

第203条(国際登録部更正の効力等)①ハーグ協定第1条(viii)による国際登録簿の更正(以下、この条において「更正」という)がある場合には、該当の国際デザイン登録出願は、更正されたまま効力を有する。

- ② 更正の効力は、該当の国際デザイン登録出願の国際登録日に遡及し発生する。
- ③ 更正が産業通商資源部令で定める事項に関するものとして、該当の国際デザイン登録出願に対する登録可否決定があった後に通知された場合、その登録可否決定はなかったものと見なす。

1. 出願デザインの認定

出願書の記載内容、添付された図面及び図面の記載内容等を総合的に考慮し登録を受けようとするデザインを把握する。

1) 全体デザインの認定

(1) デザインの対象となる物品の用途・機能を把握

「デザインの対象となる物品」とは、「デザインの説明」欄の記載内容及び添付された図面等に基づきデザインの対象となる物品の用途と機能を把握する。

(2) デザインの形態把握

出願書に添付された図面及び「デザインの説明」欄等の記載内容を根拠にデザインの全体的な形態及び各部分の形態を把握する。

2) 部分デザインの認定

(1) 部分デザインの対象となる物品の把握

出願書の「デザインの対象となる物品」とは、「デザインの説明」欄の記載内容及び添付された図面等から、部分デザインの対象となる物品の用途、機能及び形態を把握する。

(2) デザイン登録を受けようとする部分の用途・機能の把握

デザイン登録を受けようとする部分の用途及び機能は、上記(1)で把握した部分デザインの対象となる物品が有する用途及び機能に基づいて把握する。

(3) デザイン登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲及び形態の把握

デザイン登録を受けようとする部分の位置・大きさ・範囲は、添付された図面及び図面の「デザインの説明」欄に記載された「デザイン登録を受けようとする部分」の特定方法等から把握する。

2. 先行デザイン調査

- 1) 選考デザイン調査は、出願デザインが属する分野において新規性、創作性及び先願の要件等を備えているかの判断するうえで根拠となる先行デザインを発見するためである。
- 2) 出願デザインが属する分野を特定できない場合には、先行デザインを調査する前に、次の登録要件を先に検討する。
 - (1) デザインの対象となる物品の物品性
 - (2) デザインの工業上の利用可能性
 - (3) 1デザイン1デザイン登録出願の可否
 - (4) 1セットの物品のデザイン登録出願の可否等
- 3) 先行技術文献
 - (1) 出願デザインの新規性、創作性及び先願要件等の判断において根拠となる先行デザインが掲載されている審査資料を先行技術文献にすることができる。
 - (2) 出願デザインと、全体として又は各部分の形態において共通点を有する先行デザインを発見すれば、そのデザインに掲載されている文献を先行技術文献として記載する。
- 4) 先行デザインの調査方法
 - (1) 出願デザインの形態上の要旨把握
先行デザイン調査において審査資料の範囲設定及び先行技術文献の抽出のため、まず、出願デザインの形態において注意を引く部分や注意を引く程度を推定する必要がある。
 - (2) 先行デザイン調査の対象となる先行技術文献
 - ① 出願デザイン
 - ② 公知デザイン(刊行物、デザイン公報、インターネットホームページ)
 - ③ 公知実用新案(実用新案公報)
 - (3) 必須的に調査する審査資料の範囲設定
 - ① 審査官としての専門知識、経験及び出願デザインが属する分野におけるデザイン登録出願の傾向等に基づき、必ず調査する範囲を設定
 - ② 一般的にデザインの対象となる物品を含めているデザイン分類を必須的調査範囲として設定

(4) 先行デザイン調査範囲の拡大が必要な場合

- ① 出願デザインのデザインの対象となる物品と用途及び機能に共通性がある物品が含まれている可能性があるデザイン分類がある場合
- ② 出願デザインが部品のデザイン又は部分デザインとしてのその部品又は「デザイン登録を受けようとする部分」の形態を一部として含めている可能性のある先行デザインが属するデザイン分類がある場合
- ③ 出願デザインが容易創作に該当する可能性があるデザインとして、その基礎となる資料及び該当分野において通常の知識を有する者にとってありふれた方法であること等の根拠となる資料がある場合

(5) 先行デザイン調査の終了

- ① 出願デザインに対し新規性及び創作性等の可否を判断するに十分な先行デザイン等が発見された場合
- ② 調査範囲を拡大しても有用な先行デザイン等が発見する可能性がほとんどない場合

3. 登録要件の検討

1) 出願デザインの登録要件等の判断基準日の確認

- (1) 出願日[出願を補完した場合には、補完日、ハーグ協定により韓国を指定国とした国際登録(以下「国際デザイン登録出願」という)の場合には、国際登録日]
- (2) 条約による優先権の基礎となる第1国の最初出願日
- (3) 分割出願、又は出願補正の場合には元出願の出願日

2) 先行技術文献の書誌事項の確認

- (1) 公知デザインの公知日(又は公知時点)
- (2) 先願デザインの登録要件等の判断基準日(又は基準時点)
- (3) 公知デザインの権利者
- (4) 先願デザインの出願人

3) 出願デザインの新規性等の判断において出願デザインと先行デザインが類似するかの判断

4) 出願デザインが容易創作に該当するかの判断

5) 出願デザインが法第62条(デザイン登録拒絶決定)に規定された各拒絶理由に該当するかの判断

4. 意見提出通知

- 1) 出願デザインに対し拒絶理由を発見した場合には、出願人に拒絶理由を通知
- 2) 出願人に一定の期間を指定し意見書提出の機会を付与
- 3) 拒絶理由は、出願人が分かりやすく明確な文章で要点を具体的に記載
- 4) 迅速かつ正確な審査に必要な場合、出願人(又は代理人)との疎通のため、補助手段として電話、ファックス、又は面談等を活用
- 5) 担当の審査官が変更されても審査の継続性が維持されるようにし、万が一選任審査官と異なる判断をする場合には、出願人との疎通に留意

5. 意見書及び補正書の検討

- 1) 意見書、又は補正書の内容を検討
- 2) 補正書の取扱い
 - (1) 出願の要旨を変更することである場合には、該当補正書を決定と却下する。
 - (2) 出願の要旨変更ではない場合には、補正後の出願書及び図面に基づいて審査を続ける。
- 3) 新たな拒絶理由の通知

意見書又は補正書の提出により当初の拒絶理由は解消したが、ほかに拒絶理由を発見した場合には、再び拒絶理由を通知する。

6. 登録可否の決定

- 1) デザイン登録決定
 - (1) 願デザインに対し拒絶理由を発見できなかった場合には、登録決定をする。
 - (2) 意見書、又は補正書の提出により当初の拒絶理由は解消され、ほかに拒絶理由を発見できなかった場合にも登録決定をする。
 - (3) デザイン登録出願日から6か月以内に登録可否決定をする場合には、登録可否決定の通知書に法第51条(条約による優先権主張)の提供を受けようとするほかのデザインとの類似性に関する審査が部分的に行われなかったという趣旨を書く。又、登録デザイン公報にもそのような旨を書く。
- 2) デザイン登録拒絶決定
 - (1) 拒絶理由通知に対する意見書及び補正書によっても当初の拒絶理由が解消されない場合には、拒絶決定をする。
 - (2) 拒絶理由が解消されない具体的な理由を明確かつ分かりやすく記載する。
 - (3) 出願人が意見書に主張した事項に対しては、拒絶理由の趣旨により審査官の判断を明確に記載する。

7. 違法な処分の職権取消し

1) 違法な登録可否決定の取消権の制限

次の処分は、それがたとえ違法、又は不当であるとしても審判による手続によらずに、職権で取消し又は変更することができない。但し、2)の各号のいずれかの一つに該当する場合には例外とする。

- (1) 法第62条(デザイン登録拒絶決定)による拒絶決定
- (2) 法第65条(デザイン登録決定)による登録決定
- (3) 法第73条(デザイン一部審査登録異議申立てに対する決定)によるデザイン登録取消し決定、又は異議申立ての棄却決定
- (4) 法第49条(補正却下)による補正却下決定

2) 違法な処分等の無効宣言としての取消し

上記1)の各号の処分が次のいずれかの一つに該当する重大かつ明白な欠点がある場合、特許庁長は、デザイン権の設定登録前までに職権、又は申請により該当処分を取消することができる。

- (1) 事実上、又は法律上実現が不可能な処分
 - (例) ① 消滅した登録デザインを基本デザインと記載した関連デザイン登録出願に対し行った登録決定
 - ② 出願人の死亡事実を知らず行った拒絶決定
- (2) 法第63条(拒絶理由通知)による拒絶理由通知の手続、同法第71条(デザイン一部審査登録の異議申立て審査における職権審査)第1項による意見書提出の機会付与等、重大な手続が抜けている処分
 - (例) 意見書の提出機会を与えなかった拒絶決定処分
- (3) 拒絶決定や異議申立てに対する決定に理由を明示しなかった場合

8. 国際登録部の更正が通知された場合の国際デザイン登録出願の処理

- 1) ハーグ協定第1条(viii)による国際登録部の更正がある場合には、該当国際デザイン登録出願は、更正されたままの効力が認められる。
- 2) 国際登録部の更正の効力は、該当国際デザイン登録出願の国際登録日に遡及し発生する。
- 3) 次のいずれかの一つに該当する国際登録簿の更正が国際デザイン登録出願に対する登録可否決定があった後に通知された場合には、その登録可否決定はなかったものと見なす。
 - (1) 国際デザイン登録出願の出願人が変わった更正
 - (2) 国際デザイン登録出願の要旨を変更する更正
 - (3) 国際登録日、又は優先日が変わる更正
- 4) 国際デザイン登録出願が上記3)に該当する場合には、国際登録簿の更正内容を反映し初めから再審査する。

第3章 権利能力及び行為能力

第1部

総

則

関連法令

デザイン保護法 ▼

第3条(デザイン登録を受けることができる者) ①デザインを創作した人又はその承継人はこの法で定めるところによってデザイン登録を受けることができる権利を有する。但し、特許庁又は特許審判員職員は相続又は遺贈の場合を除いては在職中にデザイン登録を受けることができない。
② 2人以上が共同でデザインを創作した場合にはデザイン登録を受けることができる権利を共有する。

第4条(未成年者等の行為能力) ①未成年者・被限定後見人又は被成年後見人は法定代理人によらなければデザイン登録に関する出願・請求、その他の手続(以下「デザインに関する手続」という)を踏むことができない。但し、未成年者と被限定後見人が独立して法律行為をすることができる場合には、この限りでない。
②第1項の法定代理人は後見監督人の同意なしに相手方が請求したデザイン一部審査登録異議申立、審判又は再審に対する手続を踏むことができる。

第5条(法人ではない社団等) 法人ではない社団又は財団として代表者又は管理人が決められている場合にはその社団又は財団の名前でデザイン一部審査登録異議申立人、審判の請求人・被請求人又は再審の請求人・被請求人になることができる。

第6条(在外者のデザイン管理人) ①国内に住所又は営業所がない者(以下「在外者」という)は、在外者(法人の場合にはその代表者)が国内に滞留する場合を除いてはその在外者のデザインに関する代理人として国内に住所又は営業所がある者(以下「デザイン管理人」という)によらなければデザインに関する手続を踏み、又はこの法又はこの法による命令に従って行政庁がした処分に対して訴えを提起することができない。

 関連法令

② デザイン管理人は委任された権限の範囲でデザインに関する手続及びこの法又はこの法による命令に従って行政庁がした処分に関する訴訟で本人を代理する。

第27条(外国人の権利能力) 在外者である外国人は、次の各号のいずれか一つに該当する場合を除いてデザイン権又はデザインに関する権利を享受することができない。

1. その外国人が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合
2. 大韓民国がその外国人に対してデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合には、その外国人が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合
3. 条約及びこれに準すること(以下“条約”という)によってデザイン権又はデザインに関する権利が認められる場合

第57条(デザイン登録を受けることができる権利の承継) ① デザイン登録出願前にデザイン登録を受けることができる権利の承継に対しては、その承継人がデザイン登録出願をしなければ第3者に対抗することができない。

② 同じ者からデザイン登録を受けることができる権利を承継した者が2 以上の場合として同じ日に2 以上のデザイン登録出願がある時には、デザイン登録出願人が協議して決めた者にだけ承継の効力が発生する。

③ デザイン登録出願後にはデザイン登録を受けることができる権利の承継は相続若しくはその他の一般承継の場合を除いてはデザイン登録出願人変更申告をしなければその効力が発生しない。

④ デザイン登録を受けることができる権利の相続若しくはその他の一般承継がある場合には、承継人は遅滞なくその趣旨を特許庁長に届けなければならない。

⑤ 同じ者からデザイン登録を受けることができる権利を承継した者が2 以上の場合として同じ日に2 以上のデザイン登録出願である変更申告がある時には、申告をした者の間に協議して決めた者にだけ申告の効力が発生する。

⑥ 第2項及び第5項の場合には第46条第5項を準用する。

関連法令

第1部

総

則

地方自治法 ▼

第2条(地方自治体の種類)①地方自治体は、次の2種類に区別する。

1. 特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治道
 2. 市、郡、区
- ② 地方自治体である区(以下「自治区」という)は、特別市と広域市の管轄区域内の区のみをいい、自治区の自治権の範囲は、法令で定めるところにより市・群とは異なるようにすることができる。
- ③ 第1項の地方自治体以外に特定な目的を遂行するために必要であれば、別の特別地方自治体を設置することができる。
- ④ 特別地方自治体の設置・運営に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第3条(地方自治体の法人格と管轄)①地方自治体は、法人とする。

② 特別市、広域市、特別自治市、道、特別自治区(以下、「市・道」という)は、政府の直轄に置き、市は、道の管轄区域内であって、郡は広域市、特別自治市や道の管轄区域内に置き、自治区は、特別市と広域市、特別自治市の管轄区域内に置く。

③ 特別市・広域市及び特別自治市ではない人口50万以上の市には、自治区ではない区を置くことができ、郡には邑・面を置き、市と区(自治区を含める)には洞を、邑・面には里を置く。

第7条第2項により設置された市には、都市の形態をそなえた地域には、洞を、その他の地域には、邑・面を置くが、自治区ではない区を置いた場合には、その区に邑・面・道を置くことができる。

1. 権利能力

1) 自然人の権利能力

- (1) 自然人は、出生から死亡まで当然法的人格を有するため、デザインに関しても権利及び義務の主体になることができる。
 - (2) デザインを創作した人やその承継人は、デザイン登録を受ける権利を有する。
 - (3) 特許庁の職員や特許審判院の職員は、相続や有証を受けた場合を除いては、在職中にデザイン登録を受けることができないため、法第3条第1項但し書き違反を理由に拒絶理由を通知し拒絶決定する。但し、特許庁の職員もデザインを創作した場合、そのデザインに関するデザイン登録を受けられる権利を出願前に第3者に移転することができるだけでなく、出願をした後も第3者に移転することができる。
- ※ もし、特許庁の職員が在職中にデザイン登録出願し、退職後に当該出願について審査が行われる場合には、外部の先行デザイン調査依頼後、審査官3人の協議審査を通じてデザイン登録の可否を決定する。この場合、先行デザイン調査依頼は審査対象の物品に限る。

2) 法人の権利能力

- (1) 法人は、法律により法人格を得た主体として設立登記をした時から解散登記をするときまで法的人格を有するため、デザインに関しても自己の名前で権利及び義務の主体になることができる。
- (2) 法における法人の権利能力は「民法」で定める法人の権利能力と同様である。
- (3) 法人は、創作の主体になることはできないため、デザインを創作した人からデザイン登録を受ける権利を承継した場合にのみデザイン登録出願人になることができる。

3) 国の権利能力

- (1) 国は、主権を有する主体として法人格があるものと見なされるため、デザインに関しても大韓民国名義で権利及び義務の主体になることができる。

- (2) 立法部、司法部及び行政部に属する国家機関や国立大学等は、原則として法人格がないため、デザイン登録が受けられる権利の主体になることができない(大法院96フ825判決を参考)。但し、ソウル大学のような特別法により国立大学法人として設立された場合は、例外的に法人格が認められる。

(行政機関が出願する場合の例)

農林水産食品部の所属機関である国立種子院がデザインを出願する場合に、出願書の「出願人の名前」欄に「大韓民国(国立種子院長)」と記載する。

4) 地方自治体の権利能力

- (1) 地方自治体は、「地方自治法」3条(地方自治体の法人格と管轄)により法人格が認められるため、デザインに関しても権利及び義務の主体になることができる。
- (2) 地方自治体は、特別市・広域市・道・市・群及び区に区分される。
- (3) 地方自治体である区は、特別市と広域市の管轄にある自治区のみ該当するため、一般の市にある区は、地方自治体ではない。

5) 外国人の権利能力

- (1) 外国人の中で在外者(我が国に住所や営業所を有していない者)は、我が国の国民に対しデザインに関する権利を認める国の国民であるか、条約によりデザインに関する権利が認められる場合のみ我が国においてデザイン権に関する権利能力を有する。
- (2) 外国人の中で我が国に住所や営業所を有する者は、法第27条(外国人の権利能力)の反対解釈により、在内地者としてデザインに関する権利能力が当然認められる。

2. 行為能力

1) 未成年者等の行為能力

- (1) 未成年者及び被成年後見人は、法定代理人を通じてのみデザインに関する手続を踏むことができる。
- (2) 未成年者が独立して法律行為を行うことができる場合、自らデザインに関する手続を踏むことができる。
- (例)未成年者が結婚により青年に擬制されてから手続を踏む行為

- (3) 被限定後見人は、原則として独立しデザインに関する手続を踏むことができる。但し、法院が法定代理人を通じてのみ法律行為を行うことができるよう命令した事項に対してはこの限りでない。
- (4) 行為能力に問題のある者が踏んだ手続は、補正された当事者や法定代理人が追認しなければ、法第18条(手続の無効)により無効とすることができる。

2) 法人ではない社団等の行為能力

- (1) 宗親会、学会等の団体が実質的には法人の性格を帯びているとしても、法人設立登記をしない場合には、法人格が認められないため、デザインに関して権利及び義務の主体になることはできない。
- (2) 法人格がない社団や財団は、原則としてデザインに関する手続を踏むことができない。但し、代表者や管理人を定めた場合には、自己の名前で異議申立人、審判の請求人・被請求人及び再審の請求人・被請求人になることができる。

3) 在外者の行為能力

- (1) 在外者とは、国内に住所又は営業所のない自然人か法人をいい、大韓民国国民であつても国内に住所や営業所がなければ在外者に該当する。
- (2) 在外者は、国内に住所又は営業所があるもの(デザイン管理人)を代理人として選任するか、自己(法人の場合には代表者)が国内に滞在する場合のみデザインに関する手続を踏むことができる。
- (3) 在外者がデザイン管理人なしに国内に滞在しないままデザインに関する手続を踏むため書類を提出した場合には、規則第24条(不適切な出願書類等の下げ戻し)第1項第15号により下げ戻しの対象となる。

第4章 代理人

関連法令

デザイン保護法 ▼

第4条(未成年者等の行為能力) ①未成年者・被限定後見人又は被成年後見人は法定代理人によらなければデザイン登録に関する出願・請求、その他の手続き(以下“デザインに関する手続”という)を踏むことができない。但し、未成年者と被限定後見人が独立して法律行為をすることができる場合には、この限りでない。

②第1項の法定代理人は後見監督人の同意なしに相手方が請求したデザイン一部審査登録異議申立、審判又は再審に対する手続を踏むことができる。

第6条(在外者のデザイン管理人) ①国内に住所又は営業所がない者(以下「在外者」という)は、在外者(法人の場合にはその代表者)が国内に滞留する場合を除いてはその在外者のデザインに関する代理人として国内に住所又は営業所がある者(以下“デザイン管理人”という)によらなければデザインに関する手続きを踏み、又はこの法又はこの法による命令に従って行政庁がした処分に対して訴えを提起することができない。

② デザイン管理人は委任された権限の範囲でデザインに関する手続及びこの法又はこの法による命令に従って行政庁がした処分に関する訴訟で本人を代理する。

第7条(代理権の範囲) 国内に住所又は営業所がある者からデザインに関する手続きを踏むことを委任された代理人(デザイン管理人を含む。以下同じ)は特別に権限が委任されなければ次の各号の行為をすることができない。

1. デザイン登録出願の放棄・取下げ、デザイン権の放棄
2. 申請の取下げ
3. 請求の取下げ
4. 第119条又は第120条による審判請求
5. 複代理人の選任

第8条(代理権の証明) デザインに関する手続を踏む者の代理人の代理権は書面で証明しなければならない。

弁理士法 ▼

第2条(業務) 弁理士は特許庁又は法院に対し特許実用新案、デザイン、又は商標に関する事項を代理し、その事項に関する鑑定とその他の事務を遂行することを業とする。

第21条(弁理士でない者の弁理士業務禁止) 弁理士でない者は第2条による代理業務を行うことができない。

1. 法定代理人

- 1) 法定代理人とは、本人の意思とは関係なく、法律の規定により代理権が与えられた者をいう。
- 2) 法定代理人は次のように3つに分類される。
 - (1) 親権者等のように本人に対し一定の地位のある者が当然代理人になる場合
 - (2) 相続財産管理人等のように法院の選任による場合
 - (3) 指定後見人等のように本人以外の一定の指定権者の指定による場合
- 3) 法定代理人は、後見監督人の同意を得ず、特別授權事項である出願の放棄、取消し、デザイン権の放棄、申請・請求の取消し、補正却下決定・拒絶決定・登録取消し決定に対する審判請求、又は復代理人の選任をすることができる。
- 4) 法定代理人は、相手が請求した異議申立て・審判、再審に対する手続を後見監督人の同意なしで踏むことができる。

2. 任意代理人

- 1) 任意代理人は、国内に住所や営業所がある者からデザインに関する手続を踏む権限を委任された代理人をいう。
- 2) 一般的には弁理士として登録した者が任意代理人に選任され、弁理士でない者は業としないかと関係なく、「弁理士法」第2条に基づく代理業務をすることができない。
[審査官参考]
代理人コードの1番目の数字9であるかを確認することで弁理士であるかどうかを確認することができる。(例: 9-2015-123456-7)
- 3) 任意代理人は、特別に権限を委任された場合のみ出願の放棄・取消し、デザイン県の放棄、申請・請求の取消し、補正却下決定・拒絶決定・登録取消し決定に対する審判請求、又は復代理人の選任をすることができる。

3. 在外者のデザイン管理人

- 1) デザイン管理人は、在外者がデザインに関する手続を踏むため、代理人として選任した者として、国内に住所、又は営業所を有していなければならない。

- 2) デザイン管理人は、委任された権限の範囲内でデザインに関する手続及び法による行政庁の処分に関する訴訟で本人を代理する。
- 3) デザイン管理人は、特別に権限を委任された場合のみ、出願の放棄・取消し、デザイン権の放棄、申請・請求の取消し、補正却下決定・拒絶決定・登録取消し決定に対する審判請求、又は復代理人の選任をすることができる。

4. 代理人の選任手続

- 1) 選任された代理人は、代理権を証明するため、委任状を添付した代理人選任申告書を提出しなければならない。代理人を解任したり変更したりする場合にも、申告書を提出しなければならない。
- 2) 出願人の名義変更がある場合、従前の代理人の手続を引続き踏むためには、承継人の委任状を添付した代理人選任申告書を提出しなければならない。
- 3) 代理権証明書類に問題のある場合、補正を通じてそれが解消できなければ、代理人選任手続及び代理人が踏んだ手続は無効となる。

第5章 期間

関連法令

デザイン保護法 ▼

第16条(期間の計算) この法又はこの法による命令で定めた期間の計算は、次の各号による。

1. 期間の初日は計算に入れない。但し、その期間が午前0時から始める場合には、この限りでない。
2. 期間を月又は年間に決めた場合には、暦によって計算する。
3. 月又は年の初めから期間を起算しない場合には、最後の月又は年でその起算日に該当する日の前日で期間が満了する。但し、月又は年に決めた場合には最後の月に該当する日がなければ、その月の最後の日で期間が満了する。
4. デザインに関する手続で期間の最後の日が土曜日或いは祝日(「勤労者の日制定に関する法律」による勤労者の日を含む)に該当すれば、期間はその翌日に満了する。

第17条(期間の延長等) ① 特許庁長又は特許審判院長は、請求によって又は職権で第69条によるデザイン一部審査登録異議申立理由等の補正期間、第119条又は第120条による審判の請求期間を30日以内で一回だけ延長することができる。但し、交通が不便な地域にいる者の場合には、産業通商資源部令で定めるところによってその回数及び期間を追加で延長することができる。

② 特許庁長・特許審判院長・審判長又は第58条による審査官(以下“審査官”という)は、この法によってデザインに関する手続を踏む期間を決めた場合には、請求によってその期間を短縮又は延長し、又は職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長等はその手続の利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮又は延長可否を決めなければならない。

③ 審判長又は審査官はこの法によってデザインに関する手続を踏む期日を決めた場合には、請求によって又は職権でその期日を変更することができる。

関連法令

第1部

総

則

デザイン保護法施行規則 ▼

- 第29条(期間の指定、及び延長)**①法第38条第2項、第47条、第128条第1項、第177条第2項又は第178条第3項の規定により特許庁長、特許審判院長、又は審判長が定めることができる期間は、1ヶ月以内とし、法第63条第1項にによる意見書提出期間等の法令に基き特許庁長、特許審判院長、審判長又は審査官が定めることができる期間は、2ヶ月以内とする。
- ②法第17条第1項の規定による期間の延長申請の同条第2項の規定による期間の短縮や延長申請は、「特許法施行規則」別紙第10号書式の期間延長(短縮)申請書による。但し、法第48条第4項の規定による補正をしながら、期間の短縮を申請しようとする場合には、別紙第2号書式の補正書に期間の短縮の趣旨を表記することにより、その申請書を代えることができる。
- ③代理人により手続をする場合には、第2項の規定による書式、その代理権を証明する書類を添付しなければならない。
- ④法第17条第1項但し書に基き、特許庁長又は特許審判院長が追加延長することのできる回数は1回とし、その期間は30日以内とする。
- ⑤法第166条第5項の規定により審判長が職権で定めることができる付加期間は30日以内とする。

1. 期間の種類

1) 法定期間

- (1) 法定期間とは、期間の長さが法律で定められている期間をいい、期間の満了により法律効果が当然発生する。
- (2) 法定期間には、法大36条(新規性喪失の例外)に規定された「新規性喪失例外の証明書類を提出できる期間」等がある。

2) 指定期間

- (1) 指定期間とは、デザインに関する手続を踏む者に対し特許庁長、特許審判

院長、審判長、又は審査官が法に基づき指定したか、法による命令に基づき指定した期間をいう。

- (2) 特許庁長・特許審判院長・審判長や、審査官が定められる期間は2か月以内である。
- (3) 指定期間には、法第63条(拒絶理由通知)により審査官が出願人に拒絶理由を通知するときに指定する「意見書を提出できる期間」等がある。

2. 期間の計算方法

- 1) 期間を計算する方法には、自然的計算法と逆法的計算法がある。自然的計算法は、一定の期間を計算するときに人為的に足したり引いたりせず、瞬間から瞬間までを計算し、逆法的計算法は、期間を逆法的単位である日、週、月、年に沿って計算するものである。
- 2) 期間の計算には、法第16条(期間の計算)が規定する下記の計算方法を優先的に適用する。
 - (1) 期間の初日は算入しない。但し、期間が午前零時から始まるときには、初日も算入する。
 - (2) 期間を月、又は年に定めた時には逆法的に計算する。
 - (3) 期間を月、又は年の初めから起算しなかったときには、最後の月、又は年にその起算日に該当する日の末日に期間が終わる。
 - (4) デザインに関する手続において期間の末日が公休日(勤労者の日を含める)である場合には、その次の日に終わる。しかし、期間の起算日が公休日である場合には、その期間は休日から始まる。
 - (5) 手続に関する期間でないデザイン権の存続期間等は、期間の末日が公休日(勤労者の日を含める)であっても、その次の日まで延長されない。

3. 期間の延長及び短縮

1) 期間の延長

- (1) 法定期間の中には、異議申立て理由等、補正期間及び審判請求期間に限って特許庁長や特許審判院長が申請か、職権で1回に限り30日以内で延長することができる。但し、交通が不便な地域にいる者には、1回に限り30日以内で追加延長できる。
- (2) 指定期間に対しては、特許庁長・特許審判院長・審判長や審判官は、申請か職権で延長することができる。この場合、該当手続に関する利害関係者の利益が不当に侵害されないようにしなければならない。
- (3) 指定期日に対しては、審判長、又は審査官が申請により、又は職権で変更することができる。

2) 期間の短縮

- (1) 出願人は、指定期間が経過する前でも、登録の可否に関する決定を受けることを望む場合、申請で指定期間を短縮することができる。
- (2) 出願人が指定期間短縮申請書を提出したか、補正書に期間短縮を望むという趣旨を書いて提出した場合には、その申請書や補正書を提出した日に指定期間が満了するものと見なす。

第6章 書類の提出及び送達

関連法令

デザイン保護法 ▼

第28条(書類提出の効力発生時期) ①この法又はこの法による命令に従って特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類(品物を含む。以下この条で同じ)は、特許庁長又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

②第1項の出願書・請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合には、次の各号の区分による日に特許庁長又は特許審判院長に到達したものと見る。但し、デザイン権及びデザインに関する権利の登録申請書類を郵便で提出する場合には、その書類が特許庁長又は特許審判院長に到達した日から効力が発生する。

- 1.郵便物の通信日付印で表示された日が明らかな場合:表示された日
- 2.郵便物の通信日附印で表示された日が明らかではない場合:郵便物受領証によって証明した日

③第1項及び第2項で規定した事項以外に郵便物の遅延、郵便物の亡失及び郵便業務の中断による書類提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第30条(電子文書によるデザインに関する手続の遂行) ①デザインに関する手続を踏む者は、この法によって特許庁長又は特許審判院長に提出するデザイン登録出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化してこれを情報通信網を利用して提出し、又は移動式貯蔵装置又は光ディスク等電子的記録媒体に収録して提出することができる。

②第1項によって提出された電子文書は、この法によって提出された書類同じ効力を持つ。

③第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、その文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認することができる時に特許庁又は

 関連法令

第1部

総

則

特許審判院で使用する受付用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で受け付けられたものと見る。

④第1項によって電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法、その他電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第32条(情報通信網を利用した通知等の遂行) ①特許庁長、特許審判院長、審判長、審判官、第70条第3項によって指定された審査長(以下“審査長”という)又は審査官は、第31条第1項によって電子文書利用申告をした者に書類の通知及び送達(以下“通知等”という)をしようとする場合には、情報通信網を利用してすることができる。

②第1項によって情報通信網を利用してした書類の通知等は、書面でしたことと同じ効力を持つ。

③第1項による書類の通知等は、その通知等を受ける者が自分が使用する電算情報処理組織を通じてその書類を確認した時に特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものと見る。

④第1項によって情報通信網を利用して行う通知等の種類・方法等に関して必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第210条(公示送達) ①送達を受ける者の住所若しくは営業所が不明で送達することができない時には、公示送達をしなければならない。

②公示送達は、書類の送達を受ける者にいつでも交付するという意をデザイン公報に掲載することとする。

③最初の公示送達は、デザイン公報に掲載した日から2週間が経つとその効力が発生する。但し、同じ当事者に対する以後の公示送達は、デザイン公報に掲載した日の翌日からその効力が発生する。

第211条(在外者に対する送達) ①在外者としてデザイン管理人がいれば、その在外者に送達する書類はデザイン管理人に送達しなければならない。

②在外者としてデザイン管理人がいなければ、その在外者に送達する書類は航空登記郵便で発送することができる。

 関連法令

③第2項によって書類を航空登記郵便で発送した場合には、その発送をした日に送達されたものと見る。

デザイン保護法施行令 ▼

第9条(書類の送達等)①法第209条により、送達する書類は特許庁、又は特許審判院で当事者やその代理人が直接受領するか、情報通信網を利用して受領する場合以外には、書留郵便で発送しなければならない。

②特許庁長、又は特許審判長は、第1項により書類を送達した場合には、次の各号の区分に応じて、領収書やその内容を保管しなければならない。

- 1.当事者やその代理人が特許庁、又は特許審判院から直接受領する場合:受領及び受領者の名前が書かれた領収書
- 2.当事者やその代理人が情報通信網を利用し受領した場合:特許庁、又は特許審判院が運営する発信用電算情報処理網のファイルに記録された内容
- 3.書留郵便で発送する場合:書留郵便物の受領証

③デザイン一部審査登録の異議申立て、審判、再審、通常実施権設定の裁定、及びデザイン登録の取消しに関する審決、又は決定の謄本の送達をする場合には、「郵便法」第15条第3項による選択的郵便役務のうち、特別送達の方法にしなければならない。但し、法第31条第1項の規定による電子文書の利用申告をした者に送達する場合には、情報通信網を利用して行うことができる。

④送達する場合には、法や、この令に特別な規定がある場合を除いては、送達を受ける者にその書類の謄本を送信する必要があり、送達する書類の提出に代わって調書を作成したときは、その調書の謄本、又は抄本を送らなければならない。

⑤未成年者、被限定後見人(デザイン権、又はデザインに関する権利と関連した法定代理人がある場合に限る)、又は被成年後見人に送達する書類は、その法定代理人に送達する。

⑥2人以上が共同で代理権を行使した場合には、そのうちの1人に送達する。

 関連法令

- ⑦刑務所・拘置所など矯正施設に拘束された人に送達する書類は、その所長に送達する。
- ⑧当事者やその代理人が2人以上の場合、書類送達を受けるための代表1人を選定し特許庁長又は特許審判院長に申告した場合には、その代表者に送達する。
- ⑨送達場所は、送達を受ける者の住所や営業所とする。但し、送達を受けようとする者が送達場所(国内に限定する)を特許庁長又は特許審判院長に事前に申告した場合には、その場所とする。
- ⑩送達を受ける者が送達場所を変更したときは、遅滞なく、その事実を特許庁長に申告しなければならない。
- ⑪送達を受ける者が正当な事由なしに送達を受けることを拒否して送達することができなくなったときには、発送した日に送達されたものとみなす。
- ⑫法に基づいて送達する書類以外書類の発送等に関しては、特許庁長が定める方法による。

1. 書類提出の効力発生時期

1) 直接提出した場合

書類を直接提出した場合には、特許庁長、又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

2) 郵送で提出した場合

- (1) 書類を郵送で提出する場合には、郵便物の通信日附印に表示された日に到達したものと見なす。

※ 通信日附印とは、郵便局に備え置いていて、郵便物の受付の確認及び切手の消印として使用するハンコをいう。

- (2) 通信日附印に表示された日が不明確である場合は、郵便物の受領証により証明した日(受付日)に到達したものと見なす。

- (3) デザイン権及びデザインに関する権利の登録申請書類の場合には、到達した日から効力が発生する。

3) 情報通信網により提出した場合

情報通信網により提出された電子文書は、提出人が情報通信網から受付番号の確認ができるときに到達したものと見なす。

2. 書類の送達

1) 郵便による送達

- (1) 郵便により送達する書類は、郵便物の通信日附印に表示された日に到達したものと見なす。
- (2) 通信日附印に表示された日が不明確な場合には、郵便物の受領証により証明した日(配達日)に到達したものと見なす。

2) 情報通信網による送達

- (1) 電子文書の利用申請をした者に書類を送達しようとする場合には、情報通信網を利用して行うことができる。
- (2) 情報通信網を利用し送達した書類は、受取る者が自分が使用する電算情報処理組織を通じて書類を確認したときに、特許庁、又は特許審判院の発送用電子情報処理組織のファイルに記録された内容で到達したものと見なす。
- (3) 書類を受け取らなければならない者が一定期間が経過しても自己の電算情報処理組織に記録されたファイルを確認しない場合には、改めて郵便で発送する。

3) 在外者に対する送達

- (1) 在外者に送達する書類は、デザイン管理人に送達しなければならない。
- (2) デザイン管理人がいなければ、在外者に航空登記郵便で発送することができる。

- (3) デザイン管理人のいない在外者に航空登記郵便で発送した書類は、発送した日に送達したものと見なす。

4) 公示送達

- (1) 住所や営業所の不明確により送達できない場合には、いつでも交付するという旨をデザイン公報に掲載する方法で告示送達しなければならない。
- (2) 告示送達は、デザイン公報に掲載した日から2週間が過ぎると効力が発生する。
- (3) 同じ当事者に対する2回目からの告示送達は、デザイン公報に掲載した日の翌日に効力が発生する。

第7章 書類の差戻し

関連法令

デザイン保護法 ▼

第30条(電子文書によるデザインに関する手続の遂行) ①デザインに関する手続を踏む者は、この法によって特許庁長又は特許審判院長に提出するデザイン登録出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従って電子文書化してこれを情報通信網を利用して提出し、又は移動式貯蔵装置又は光ディスク等電子的記録媒体に収録して提出することができる。

②第1項によって提出された電子文書は、この法によって提出された書類同じ効力を持つ。

③第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、その文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認することができる時に特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組職のファイルに記録された内容で受け付けられたものと見る。

④第1項によって電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法、その他電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

デザイン保護法施行規則 ▼

第6条(書類で使用する言語等) ①特許庁又は特許審判院に提出する書類のうち、委任状、国籍証明書、及び優先権証明書類等、外国語で書かれた書類を除く書類は、韓国語で書かなければならない。

②第1項により、外国語で書かれた書類(優先権証明書類は除く)を提出する場合には、韓国語の翻訳文を添付しなければならない。

第24条(不適法な出願書類等の差戻し) ①特許庁長、又は特許審判長は、法第37条、第64条、第68条、第69条、第126条、又は第127条によるデザイン登録出願、再審査の請求、デザイン一部審査登録異議申立て、又は審判

関連法令

第1部
総
則

等に関する書類・見本やその他の物(以下、この条で「出願書類等」という)が次の各号のいずれかの一つに該当する場合には、法令に特別の規定がある場合を除いては、正当な出願書類等と見なさない。

1. 法、又は法に基づく命令で定める期間内に提出されなかった書類である場合
2. 法、又は法律による命令で定める期間のうち、延長が許容されない期間に対する期間延長申請書である場合
3. 法第38条第2項によりデザイン登録出願に対する補完命令を受けた者が指定期間内に補完していない場合
4. 次の各目の期間が経過し提出された期間延長申請書の場合
 - イ. 法第69条によるデザイナー一部審査登録異議申立ての理由等の補正期間
 - ロ. 法第119条、又は第120条の規定による審判の請求期間
 - ハ. 特許庁長・特許審判院長・審判長、又は審査官が指定した期間
5. 第3条に違反し、件ごとに書類を作成していない場合
6. 第5条第2項により提出しなければならない書類を期間内に提出しない場合
7. 第13条により提出しなければならない書類を正当な釈明なしに釈明期間内に提出しない場合
8. 「特許法施行規則」別紙第2号書式の代理人に関する申告書(包括委任員用制限に限定する)、同じ規則の別紙第3号書式の包括委任登録申請(変更申請、撤回)書、同規則の別紙第4号書式の出願人コード付与申請書、又は職権で出願人コードを付与しなければならない場合であり、その書類が不明確で受理することができない場合
9. 出願、又は書類の種類が不明確である場合
10. 韓国語で書かれていない場合
11. デザイン登録に関する出願・請求やその他の手続を踏んだ者の名前(法人の場合には名称をいう。)、又は出願人コード(出願人コードがない場合には、名前、又はアドレスをいい、法人である場合には、その名称、又は営業所の所在地をいう。)を書かなかった場合
12. 図面が添付されていない場合は、[法第41条による複数デザイン登録出願(以下「複数デザイン登録出願」という)である場合には、図面がデザインの数より不足している場合を含む]

 関連法令

13. 提出した図面が、別紙第1号書式の記載方法第8号バ目、別紙第2号書式の記載方法第12号バ目からア目まであって、別紙第3号書式の記載方法第18号ア目からチャ目まであって、別紙第4号書式の記載方法第4号タ目及びウ目、別紙第8号書式の記載方法第9号サ目に基づくファイル形式や容量に違反した場合
 14. デザインの対象となる物品を書かなかった場合
 15. 国内に住所、又は営業所を持たない者が法第6条第1項によるデザイン管理人によらず提出した出願書類等である場合
 16. 該当デザインに関する手続を踏む権利がない者が、その手続と関連して提出した書類である場合
 17. 情報通信網や電子的記録媒体で提出されたデザイン登録出願書、又はその他の書類が、特許庁から提供するソフトウェア、又は特許庁ホームページを利用して作成されなかったか、又は、電子文書で提出された書類が電算情報処理網で処理が不可能な状態で受理された場合
 18. デザインに関する手続が終了した後、そのデザインに関する手続と関連し、提出された書類である場合
- ②特許庁長、又は特許審判長は、第1項により不適法なものを見なす出願書類等を差戻しする場合には、出願書類等を提出した出願人等に出願書類等を差戻しする趣旨、差戻し理由、釈明期間を記載した書面を送付しなければならない。但し、第1項第7号の場合には、差戻し理由を公知し、出願書類等を差戻ししなければならない。
- ③第2項の本文により、書面の送付を受けた出願人等が釈明する場合には、釈明期間内に別紙第1号書式の釈明書を特許庁長、又は特許審判院長に提出しなければならない。
- ④第2項の本文により、書面の送付を受けた出願人等が釈明せず、出願書類等を釈明期間内に差戻しを受けようとする場合は、「特許法施行規則」別紙第8号書式の書類差戻し要請書を特許庁長、又は特許審判院長に提出しなければならない。この場合、特許庁長、又は特許審判院長は、差戻しの要求を受けたら、直ちに書類等を差戻ししなければならない。
- ⑤特許庁長、又は特許審判院長は、出願人等が署名期間内に釈明書、又は差戻し要請書を提出しなかったか、提出した釈明に理由がないと認められる場合には、釈明期間が終了した後、直ちに書類等を差戻ししなければならない。

1. 差戻しの対象となる書類

次のいずれかの一つに該当する書類は、適法な出願書類等と見なさず、差戻しすることができる。

- 1) 出願、又は書類の種類が不明確な場合
- 2) 手続を踏んだ者の名前、又は出願人コード
(出願人コードがない場合には、名前、又は住所)が記載されていない場合
- 3) 韓国語で書かない場合
- 4) 図面が添付されていない場合(複数デザイン出願において図面がデザインの数に比べて不足している場合を含める)
- 5) 提出した図面がファイル形式や容量に違反した場合
- 6) デザインの対象となる物品が記載されていない場合
- 7) 在外者がデザイン管理人によらず提出した出願書類等の場合
- 8) 提出期間を経過し提出された書類である場合
- 9) 期間延長が許容されない期間に対する期間延長申請書である場合
- 10) 期間が経過して提出された期間延長申請書である場合
- 11) 包括委任登録の申請書、包括委任登録の変更申請書、包括委任登録撤回書、包括委任原用制限の申告書、出願人コード付与申請書、又は職権で出願人コードを付与しなければならない場合であって、該当書類の不明確により受理できない場合
- 12) 情報通信網や移動式保存装置、又は光ディスク等、電子的記録媒体で提出されたデザイン特許出願所、又はその他の書類が特許庁が提供するソフトウェア、又は特許庁ホームページを利用して作成されたか、電子文書で提出された書類が電算情報処理組織で処理が不可能である状態で受け付けられた場合
- 13) 1件ごとに書類を作成しなかった場合
- 14) 電子的イメージの添付書類が判読が困難である場合に、指定期間まで該当書類を書面で提出しなかった場合

- 15) デザインに関する手続を踏む者に対し確認が必要である場合に、正当な釈明なしで該当証明書類を書名期間内に提出しなかった場合
- 16) デザインに関する手続が終了した後、その手続に関し提出された書類である場合
- 17) 該当デザインに関する手続を踏む権利のない者が提出した書類である場合
- 18) 出願に対する補完命令を受け、指定期間内に補完しなかった場合

2. 書類の差戻し手続

- 1) 特許庁長、又は特許審判院長は、適法でないと見なす書類に対しては、差戻しの理由及び釈明期間等を書いた通知をしなければならない。
- 2) 下戻し理由通知に対しては、釈明や意見を提出することはできるが、差戻しの理由を解消するための補正書の提出は許容されない。
- 3) 釈明期間以内に釈明書を提出しなかったか、釈明した内容が理由なしと判断される場合には、釈明期間が経過した後、直ちに書類を差戻ししなければならない。
- 4) 差戻し処分通知には、理由を明示しなければならず、行政審判や行政訴訟を提起できるという案内文を書くことができる。

第8章 手続の補完及び補正

関連法令

デザイン保護法 ▼

第18条(手続の無効) ①特許庁長又は特許審判院長は、第47条による補正命令を受けた者が指定された期間内にその補正をしなければデザインに関する手続きを無効にすることができる。

② 特許庁長又は特許審判院長は、第1項によってデザインに関する手続が無効になった場合に指定された期間を守ることができなかったことが補正命令を受けた者が責任を負うことができない事由によるものと認めれば、その事由が消滅した日から2ヶ月以内に補正命令を受けた者の請求によってその無効処分を取り消すことができる。但し、指定された期間の満了日から1年が経った時には、この限りでない。③特許庁長又は特許審判院長は、第1項による無効処分又は第2項本文による無効処分の取り消し処分をする時には、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

第38条(デザイン登録出願日の認定等) ①デザイン登録出願日は、デザイン登録出願書が特許庁長に到達した日とする。但し、デザイン登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その限りでない。

- 1.デザイン登録を受けようとする趣旨が明確に表示されない場合
- 2.デザイン登録出願人の氏名若しくは名称が書かれておらず、又は明確に書かれておらずデザイン登録出願人を特定することができない場合
- 3.図面・写真又は見本が提出されず、又は図面に書かれた事項が鮮明でなく認識することができない場合
- 4.ハングルで書かれていない場合

②特許庁長は、デザイン登録出願が第1項各号のいずれか一つに該当する場合には、デザイン登録を受けようとする者に相当な期間を決めて補完することを命じなければならない。

 関連法令

第2項による補完命令を受けた者がデザイン登録出願を補完する場合には、手続き補完に関する書面(以下この条で“手続補完書”という)を提出しなければならない。

④特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内にデザイン登録出願を補完した場合には、その手続補完書が特許庁長に到達した日を出願日と見る。但し、第41条によって複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインにだけ補完が必要な場合には、その一部デザインに対する手続補完書が特許庁長に到達した日を複数デザイン全体の出願日と見る。

⑤特許庁長は、第2項による補完命令を受けた者が指定期間内に補完をしない場合には、そのデザイン登録出願を不適切な出願と見て返戻することができる。第41条によって複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインだけ補完しなかった場合にも同じである。

第47条(手続の補正) 特許庁長又は特許審判院長は、デザインに関する手続が次の各号のいずれか一つに該当する場合には期間を決めてデザインに関する手続きを踏む者に補正を命じなければならない。

1. 第4条第1項又は第7条に違反された場合
2. この法又はこの法による命令で定めた方式に違反された場合
3. 第85条により出さなければならない手数料を出さない場合

1. 手続の補完

1) 補完命令

特許庁長は、デザイン出願が下記のいずれかの一つに該当する場合には、期間を定めて補完することを命じる。

- (1) デザイン登録を受けようとする趣旨が明確に表示されていない場合
- (2) 出願人の名前や名称が書かれていないか、明確に書かれておらず、出願人を特定することができない場合

- (3) 図面が提出されていないか、図面に書いている事項が不鮮明であって、認識できない場合
- (4) 韓国語で書かれていない場合

2) 手続補完書の提出及び出願日の認定

- (1) デザイン出願を補完しようとする場合には、指定期間内に手続補完書を提出しなければならない。
- (2) 指定期間内にデザイン出願を補完した場合には、手続補完書が特許庁長に到達した日を出願日と見なす。
- (3) 複数デザイン出願の中で一部のデザインにのみ補完が必要である場合には、その一部デザインに対する手続補完書が特許庁長に到達した日を出願全体の出願日と見なす。

3) 差戻し処分

- (1) 特許庁長は、指定期間内に補完しないデザイン出願を不適法であると見なし、差戻しすることができる。
- (2) 複数デザイン出願の場合には、一部デザインを補完しなかった時にも出願全体を不適法であるものと見なし、差戻しすることができる。

2. 手続の補正

1) 補正命令

- (1) 特許庁長や特許審判院長は、デザインに関する手続が下記の一つに該当する場合に、期間を定めて補正を求める。
 - ① 行為能力のない者が踏んだ場合
 - ② 代理権の範囲に違反した場合
 - ③ 方式に違反した場合
 - ④ 手数料を納付しなかった場合

- (2) 補正要求書には、補正する書類及び補正できる期間等を記載し、必要な場合、補正方法を具体的に案内する。
- (3) 手続における補正対象は、記載事項に問題があったり、具備書類が不十分である場合等の形式的な事項をいう。したがって、外国人の権利能力等に関するもの等の実質的な事項は、一旦書類を受理した後、審査官にして審査をさせる(大法院80ヌ414判決を参考)。

2) 無効処分

- (1) デザインに関する手続に関する補正要求に対し、指定期間以内に補正書が提出されなかったか、問題を直すことができなかった場合に、特許庁長、又は特許審判院長は、該当手続を無効とすることができる。
- (2) 無効処分をするときには、理由を明示し、手続を踏んだ者に通知しなければならず、行政審判、又は行政訴訟を提起することができるという案内文を書くことができる。

第9章 手続の中断及び中止

関連法令

デザイン保護法 ▼

第22条(手続の中断) デザインに関する手続が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、特許庁又は特許審判院に係属中の手続は中断される。但し、手続を踏むことを委任された代理人がいる場合には、この限りでない。

1. 当事者が死亡した場合
2. 当事者である法人が合併によって消滅した場合
3. 当事者が手続を踏む能力を喪失した場合
4. 当事者の法定代理人が死亡し、又はその代理権を喪失した場合
5. 当事者の信託による受託者の任務が終わった場合
6. 第13条第1項各号以外の部分但し書きによる代表者が死亡し、又はその資格を喪失した場合
7. 破産管財人等一定な資格によって自分の名前で他人のために当事者になった者がその資格を喪失し、又は死亡した場合

第23条(中断された手続の承継) 第22条によって特許庁又は特許審判院に継続中の手続が中断された場合には、次の各号の区分による者がその手続を承継しなければならない。

1. 第22条第1号の場合: その相続人・相続財産管理人又は法律によって手続を継続する者。但し、相続人は相続を放棄することができる間にはその手続を承継することができない。
2. 第22条第2号の場合: 合併によって設立され、又は合併後存続する法人
3. 第22条第3号及び第4号の場合: 手続を踏む能力を回復した当事者又は法定代理人になった者
4. 第22条第5号の場合: 新しい受託者
5. 第22条第6号の場合: 新しい代表者又は各当事者
6. 第22条第7号の場合: 同じ資格を有する者

 関連法令

第25条(手続の中止) ①特許庁長又は審判官が天災地変若しくはその他の不可避な事由でその職務を遂行することができない時には、特許庁又は特許審判院に継続中の手続はその事由がなくなるまで中止される。

②当事者に特許庁又は特許審判院に継続中の手続を続行することができない障害事由が生じた場合には、特許庁長又は審判官は決定で障害事由が解消されるまでその手続の中止を命ずることができる。

③特許庁長又は審判官は、第2項による決定を取り消すことができる。

④第1項及び第2項による中止又は第3項による取り消しをした時には、特許庁長又は審判長はその事実をそれぞれ当事者に知らせなければならない。

第26条(中断又は中止の効果) デザインに関する手続が中断され、又は中止された場合にはその期間の進行は中止され、その手続の承継通知をし、又はその手続を続行した時から全体期間が新たに進行される。

1. 手続の中断

- 1) 手続の中断は、特許庁や手続を踏む者の意思に関係せず、当事者の死亡等のような法律で規定された事由により当然発生する。
- 2) 手続を踏むことを委任された代理人が存在する場合には、中断事由があっても手続が中断されない。
- 3) 中断された手続は、相続人等のように法律で定めた者が受継ぎし踏まなければならない、受継ぎ申請は、手続の相手側も行うことができる。

2. 手続の中止

- 1) 特許庁長や審判官が天災地変やその他の不可避な事由により職務

を遂行できない場合には、特許庁で継続中である手続は、その事由がなくなるまで中止される。

- 2) 当事者には、一定しない期間、手続を続行することのできない障害事由が生じた場合には、特許庁長、又は審判官は、決定により手続の中止を命じることができる。

(障害事由の例)

当事者の居住地に天災事変が起き、音信不通状態が一定期間継続されると予想される場合

- 3) 特許庁長、又は審判長は、手続を中止した場合には、それを当事者に知らさなければならない。

3. 手続の中断及び中止の効果

- 1) 手続が中断されるか、中止された場合には、期間の進行が停止される。
- 2) 手続に対する受継ぎ通知をするか、手続を続行すれば、そのときから全体期間が新たに進行される。

Design

デザイン審査基準
Korean Intellectual Property Office



第2部 デザイン登録出願

第1章 デザイン登録出願書類 / 49

第2章 デザインの対象となる物品 / 56

第3章 1デザイン1デザイン登録出願 / 70

第1章 デザイン登録出願書類

関連法令

デザイン保護法 ▼

第37条(デザイン登録出願) ①デザイン登録を受けようとする者は、次の各号の事項を書いたデザイン登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
 2. デザイン登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
 3. デザインの対象になる物品及び第40条第2項による物品類(以下「物品類」という)
 4. 単独のデザイン登録出願又は関連デザインのデザイン登録出願(以下「関連デザイン登録出願」という)の可否
 5. 基本デザインのデザイン登録番号又はデザイン登録出願番号(第35条第1項によって関連デザインでデザイン登録を受けようとする場合だけ該当する)
 6. デザインを創作した人の氏名及び住所
 7. 第41条による複数デザイン登録出願の可否
 8. デザインの数及び各デザインの一連番号(第41条によって複数デザイン登録出願をする場合にだけ該当する)
 9. 第51条第3項に規定された事項(優先権主張をする場合だけ該当する)
- ②第1項によるデザイン登録出願書には、各デザインに関する次の各号の事項を書いた図面を添付しなければならない。
1. デザインの対象になる物品及び物品類
 2. デザインの説明及び創作内容の要点

 関連法令

3. デザインの一連番号(第41条によって複数デザイン登録出願をする場合にだけ該当する)

③ デザイン登録出願人は、第2項の図面を替えてデザインの写真又は見本を提出することができる。

④ デザイン一部審査登録出願をすることができるデザインは、物品類区分のうち産業通商資源部令で定める物品に限定する。この場合、該当物品に対してはデザイン一部審査登録出願だけで出願することができる。

⑤ 第1項から第4項まで規定されたこと以外にデザイン登録出願に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第93条(登録デザインの保護範囲) 登録デザインの保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項及びその出願書に添付された図面・写真又は見本と図面に書かれたデザインの説明によって表現されたデザインによって決められる。

第181条(デザイン登録出願の特例)① 国際デザイン登録出願に対してこの法を適用する時に国際登録公開は、第37条第1項によるデザイン登録出願書の提出と見る。

② 国際デザイン登録出願に対してこの法を適用する時に国際登録簿に登録された事項と図面は、第37条第1項及び第2項によるデザイン登録出願書の記載事項と図面と見る。

③ 国際デザイン登録出願に対しては、第37条第2項第2号ののうち創作内容の要点及び同条第3項を適用しない。

デザイン保護法施行規則 ▼

第35条(デザイン登録出願書)① 法第37条第1項によりデザイン登録出願をしようとする者は、別紙第3号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

 関連法令

- 1.図面や写真、又は見本1通(複数デザイン登録出願の場合には、各デザインごとの1通をいう)
 - 2.代理人により手続を行う場合には、その代理権を証明する書類1通
 - 3.その他法令で別に定めている場合は、その証明書類1通
- ②第1項第1号による図面は、別紙第4号書式に基づいて作成するが、登録を受けようとするデザインの全体的な形を明確に表現しなければならない。但し、書体デザインの場合には、別紙第5号書式に基づいて作成しなければならない。
- ③第1項第1号の規定による図面のうち、法第2条第2号の規定による書体デザインの図面は、別表1のとおりである。
- ④法第37条第2項の規定による図面のデザインの説明欄には、別表2の記載事項を書き、同じ図面の創作内容の要点欄は、別表3の記載方法により書く。

第36条(図面に代わった写真や見本の提出)①法第37条第3項により図面に代わって写真を提出する場合には、その写真には、デザインの対象となる物品が明瞭に表現されていなければならない。

②法第37条第3項の規定により図面に代わって提出する見本は、特別な事由があると特許庁長が認めた場合を除き、次の各号の要件を備えなければならない。

- 1.見本1個、その見本を撮影した写真1枚を提出すること
- 2.見本の規格は、厚さ1センチメートル、横15センチメートル、縦22センチメートル以内にとすること。但し、薄い布や紙等を使用している場合には、横と縦の合計を200センチメートル以下とすることができる。
- 3.見本は破損・変形や変質していないこと
- 4.見本は、取扱いや保存が容易であること
- 5.見本を用紙に付ける場合には、簡単に外れるおそれがないこと

[別表2]デザインの説明欄の記載事項(第35条第4項関連)

- 1.物品の説明:物品の使用目的・使用方法、材質やサイズ等の説明が必要であると認められる場合には、それに関する説明

 関連法令

例)このデザインは、電気スタンドであって、背面にマイナスイオンの発生装置を備えている。材質は、笠の部分はガラス材質であって、ボディ部分は鉄製であり、全体のサイズは50cmである。

2.図面の説明:図(写真、又は見本を含む。以下この号において同様である)の説明が必要な場合には、各図面別に説明

(例)図1.1は、このデザインの全体的な形を表現した図面であって、図面1.2は、このデザインの正面部分を表現する図面であり、図1.3は、このデザインの上面部分を表現する図であって、付加図面1.1は、図面1.2のAからA'までの断面図である。

3.図面で長さ表示省略の説明:図面で長さの表示を省略し、そのデザインの全体的な形状が明確せず、省略した長さの表示が必要であると認められる場合には、図面上、何mm、何cm、又は何mが省略されたかを表示

(例)図面1.1で表現されたデザインの図面上の省略された長さは5cmである。

4.図面の色彩に対する説明:図面、又は写真に色彩をいれる場合、白色・灰色、又は黒色のいずれかを省略した場合には、それに関する説明

(例)図面1.1で上部は灰色であって、下の部分は黒、柱部分の白は省略した。

5.透明な物品の全部、又は一部の説明:物品の全部、又は一部が透明であって、説明が必要であると認められる場合には、それに関する説明

(例)このデザインは、容器内部の状態を把握できるように上面のカバー部分が透明な材質になっている。

6.部分デザインに対する説明:物品の部分に関するデザインであって、物品の部分を図面や見本から特定している方法対し説明が必要であると認められる場合には、それに関する説明

(例)実線で表示された部分が、やかんのハンドルを示す部分デザインとして登録を受けようとする部分である。

 関連法令

7.開閉するデザインや広がっては畳むデザインの説明:物品が有する機能によって変化するデザインとして、その変化の前後の状態に対し、説明が必要であると認められる場合には、それに関する説明

(例)このデザインは、自動車後部のスポイラー部分が変化するデザインであって、図面A1.1から図A1.7までは広がっている状態を示す図面であり、図面B1.1から図面B1.7までは折り畳んだ状態を示す図面である。

8.動く物品のデザインに対する説明:動く物品に関するデザインであって、その動く状態を説明する必要がある場合には、停止状態、動作状態(動作中の基本姿勢、動作内容を示す軌跡等)に関する説明

(例)このデザインは、動く「ロボット玩具」のデザインとして図面A1.1から図面A1.7まで停止状態を示す図であって、図B1.1から図面B1.7までは動く連続動作を表す一連の図面である。

9.土木建築用品のデザインに対する説明:土木建築用品に関するデザインであって、大量生産、輸送の可能性についての説明が必要であると認められる場合には、そのに関する説明

(例1)このデザインは、家屋に関するデザインとして建築設計図に基づいて部品を事前に生産・組立てて施工する工法からなっている。

(例2)このデザインは、橋梁に関するデザインであって、鉄筋コンクリート、又は鉄で製作・組立てて施工する工法からなっている。

備考:デザインの説明欄が不足する場合には、別紙を使用します。

1. デザイン登録出願書

出願書には、次の事項を書かなければならない。この場合、国際デザイン登録出願に対しては、国際登録簿に搭載された事項は、法第37条(デザイン登録出願)第1項によるデザイン登録出願書の記載事項と見なす。

- 1) 出願人の名前及び住所(法人である場合には、名称及び営業所の所在地)
- 2) 代理人のある場合には、名前及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の名前)
- 3) デザインの対象となる物品及び物品類
- 4) 単独デザイン、又は関連デザインの可否
- 5) 関連デザインとして登録を受けようとする場合には、基本デザインの番号
- 6) 部分デザインの可否
- 7) 創作した人の名前及び住所
- 8) 条約による優先権主張をしようとする場合には、最初の出願日付及び出願国名

2. デザイン図面

- 1) デザインの図面は、規則[別紙第4号書式](デザイン図面)に沿って作成するが、デザインの全体的な形態を明確に表現しなければならない。この場合、国際デザイン登録出願に対しては、国際登録簿に登録された図面を法第37条(デザイン登録出願)第2項による図面と見なす。
- 2) デザインの図面には、次の事項を書かなければならない。
 - (1) デザインの対象となる物品及び物品類
 - (2) デザインの説明及び創作内容の要点(国際デザイン登録出願の場合には、創作内容の要点を書かないこともある)
 - (3) 複数デザイン登録出願の場合には、デザインの一連番号
- 3) デザインの説明欄の記載方法
 - (1) 規則[別表2](デザインの説明の記載事項)に規定された事項を書かなければならない。
 - (2) 説明欄の記載内容に問題のある場合には、工業上の利用可能性がないデザインと見なす。

4) デザインの創作内容の要点欄の記載方法

- (1) 規則[別表3](創作内容の要点の記載方法)に規定された方法に沿って記入する。
- (2) デザイン創作内容の要点を記入しない場合には、方式に違反したものと見なす。

3. 出願所及び図面の地位

- 1) 法第93条(登録デザインの保護範囲)によると、デザインの保護範囲は、出願書の記載事項、添付された図面・写真・見本及び図面に記載されたデザインの説明により定められる。
- 2) 出願所及びこれに添付された図面は、デザインの創作内容を表現したものとして、創作者及び出願人を特定し、デザインの具体的な保護範囲を確定する機能をする。
- 3) 展開図、断面図及び拡大図等、デザインを具体的かつ明確に表現するために必要な付加図面は、デザインの権利範囲を判断する基礎となる。
- 4) 使用状態図等、デザインを理解するうえで役に立たせるための参考図面は、デザインの権利範囲を判断する基礎にならない。

第2章 デザインの対象となる物品

関連法令

デザイン保護法 ▼

第40条(1デザイン 1デザイン登録出願) ①デザイン登録出願は 1デザインごとに 1デザイン登録出願とする。

②デザイン登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める物品類区分に従わなければならない。

第42条(一組の物品のデザイン) ①2 以上の物品が一組の物品で同時に使用される場合、その一組の物品のデザインが一組全体として統一性がある時には 1デザインでデザイン登録を受けることができる。

②第1項による一組の物品の区分は、産業通商資源部令で定める。

デザイン保護法施行規則 ▼

第38条(物品類の区分等) ①法第40条第2項による物品類区分は、「産業デザインの国際分類制定のためのロカルノ協定」に基づく別表4とする。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定め告示する。

③法第37条第4項前段の「産業通商資源部令で定める物品」とは、別表4の第2類、5類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項による一組の物品の区分は、別表5のとおりである。

関連法令

[別表 4]

物品類の区分(第38条第1項及び第3項関連)

第1類	
第1類の範囲	食品
第1類に属する物品郡	01 パン、ビスケット、ペストリー、マカロニ、その他の加工穀物、チョコレート菓子類、氷菓、果物、野菜
	02 チーズ、バター及びバター代用品、その他の乳製品
	03 肉(豚肉製品を含む)、魚
	04
	05 動物用の飼料
	06 その他の食品
	99
第2類	
第2類の範囲	衣類及びファッション雑貨用品
第2類に属する物品郡	01 下着、ランジェリー、コルセット、バラジャー、パジャマ
	02 衣類
	03 帽子類
	04 靴類、靴下及びストッキング
	05 ネクタイ、スカーフ、マフラー及びハンカチ
	06 手袋
	07 ファッション雑貨及び衣類アクセサリー
	99 その他の衣類及びファッション雑貨用品
第3類	
第3類の範囲	他の類に明記されていない予行用品、ケース、日傘及び身の回り品
第3類に属する物品郡	01トランク、旅行かばん、ブリーフケース、ハンドバッグ、キーホルダー、製品専用ケース、財布及び類似した商品
	02
	03傘、パラソル、日よけ及び杖
	04扇子
	99その他の類に明記されていない旅行用品、ケース、パラソルと身の回りの用品
第4類	
第4類の範囲	ブラシ製品
第4類に属する物品郡	01 掃除用ブラシとほうき
	02 バスルーム用ブラシ、衣料用ブラシ、靴用のブラシ
	03 機械用ブラシ
	04 美術用ブラシ、調理用ブラシ
	99 その他のブラシ製品

第2部
デ登
ザ録
イ出
ン願

 関連法令

第5類

第5類の範囲	繊維製品、人工及び天然シート織物
第5類に属する物品群	01 紡糸製品 (spun articles) 02 レース 03 刺繍 04 リボン、装飾ストラップ、その他の装飾トリム 05 織物地 06 人工又は天然のシート織物その他の繊維製品、人工及び天然シート 99 織物

第6類

第6類の範囲	家具と寝具類
第6類に属する物品群	01 椅子 02 ベッド 03 テーブルと類似の家具 04 収納家具 05 組合わせ家具 06 その他の家具と家具の部品 07 鏡、フレーム 08 ハンガー 09 マットレスとクッション 10 カーテンと室内ブラインド 11 カーペット、マット及び敷物 12 タペストリー 13 毛布、その他のカバー用生地、家庭用リネン及びテーブルのリネン 99 その他の家具と寝具類

第7類

第7類の範囲	他の類に明記されていない家庭用品
第7類に属する物品群	01 陶器、ガラス製品、皿及びその他の同様の用品 02 調理用機器、調理用容器、調理用器具 03 テーブルナイフ、フォーク、及びスプーン 04 食品調理用手動用具及び装置 05 アイロン用の咽頭、洗濯・掃除及び乾燥機 06 その他の食卓用具 07 その他の家庭用容器 08 暖炉用器具 99 その他の家庭用品

 関連法令

第8類

第8類の範囲	工具と鉄物類
第8類に属する物品群	01 穿孔、切削、又は採掘用工具及び機器 02 ハンマー及びその他の類似の工具とフレームワーク 03 切断用工具と機器 04 スクリュードライバー及びその他の類似な工具と器具 05 その他の工具及び装置 06 ハンドル、ノブ、及びヒンジ 07 ロック(閉鎖)装置 08 その他の類に含まれていない固定装置又は支持装置 09 ドア・窓・家具用の金属部品及び類似用品 10 自転車及びバイクの置き場 99 その他の用具及び鉄物類

第9類

第9類の範囲	物品運送・処理用の包装及び容器
第9類に属する物品群	01 瓶、フラスコ、ポート、大型ガラス瓶(carboys)、首が細い大型ガラス瓶(demijohns)と噴霧器が付いた容器 02 保存用の缶、ドラム缶や樽(casks) 03 箱、ケース、コンテナ、(保存用)缶詰、又は缶 04 筐体、木箱とバスケット 05 袋、1回分の包装袋(sachets)、チューブ及びカプセル 06 ロープと固定用のフープ(hooping materials) 07 包装用のキャップと付属品 08 フォークリフト用のパレットと作業台 09 廃品箱とごみ箱及びスタンド型掃除・ゴミ箱 99 その他の物品運送・処理用の包装及び容器

第10類

第10類の範囲	時計、携帯用時計、その他の計測機器、検査機器、及び信号器具
第10類に属する物品群	01 時計及びアラーム時計 02 携帯用時計及び腕時計 03 その他の時間測定器具 04 その他の計測道具、装置及び機器 05 検査、安全又はテストのための道具、器具及び装置 06 信号器具と機器 07 ケーシング、ケース、表示板(dial)、時計の針、その他の計測・検査・信号のための器具の部品及び付属品 99 その他の時計、携帯用時計、計測機器、検査機器、及び信号器具

 関連法令

第11類

第11類の範囲	装飾品
第11類に属する物品群	01 ジュエリー 02 小型装飾品、テーブル。暖炉。壁の装飾品、花瓶や植木鉢 03 メダルとバッジ 04 造花、模型果物と模型植物 05 旗、祭りの置物 99 その他の装飾品

第12類

第12類の範囲	輸送や昇降手段
第12類に属する物品群	01 動物によって動く輸送手段 02 ハンドカート、一輪ワゴン 03 機関車や鉄道車両 04 空中ケーブルトランスポート、座敷リフト及びスキーリフト 05 積載又は運搬用エレベーターと昇降機(hoist) 06 船及びボート 07 航空機と宇宙船 08 自動車、バス及び貨物車 09 トラクター 10 車両向けトレーラー 11 自転車とバイク 12 ベビーカー、車椅子、ストレッチャー 13 特殊用途車 14 その他の車両 15 車両用タイヤと滑り止め用チェーン 16 その他の類や群に含まれていない運送手段用部品、装置及び付属品 99 その他の輸送や昇降手段

第13類

第13類の範囲	電気の発電、供給又は変電のためのデバイス
第13類に属する物品群	01 発電機及びモーター 02 電力変圧器、整流器、バッテリー及び蓄電池 03 電源及び制御機器 99 その他の電気の発電、供給又は変電のためのデバイス

関連法令

第14類

第14類の範囲	保存、通信、又は情報検索装置
第14類に属する物品群	01 音響又は映像保存又は再生装置 02 データ処理装置及び周辺機器 03 通信機器、ワイヤレスリモート制御機器と高周波増幅器 04 スクリーンディスプレイとアイコン 99 その他の保存、通信、又は情報検索装置

第15類

第15類の範囲	他の類に明記されていない機械
第15類の属する物品群	01 エンジン 02 ポンプとコンプレッサー 03 農業機械 建設機械 04 ランドリー、クリーニング及び乾燥用機械 06 紡織、縫製、編物及び刺繍機械及び構成部品 07 冷蔵機械及び機器 08 工作機械、研磨機、及び鑄造機 09 その他の類に含まれていない機械 99

第16類

第16類の範囲	写真撮影、ビデオ撮影、及び光学機器
第16類に属する物品群	01 写真撮影及びビデオ撮影 02 プロジェクターとビューア 03 コピー機やエキスパンダー 04 現像装置及び装置 05 アクセサリー 06 光学製品 99 その他の写真撮影、映像撮影と光学機器

第17類

第17類の物品群	楽器
第17類に属する物品群	01 鍵盤楽器 02 管楽器 03 弦楽器 04 パーカッション 05 自動演奏楽器 99 その他の楽器

第2部
登録
出願

 関連法令

第18類

第18類の範囲

印刷及び事務機器

第18類に属する
物品群

- 01 タイプライターと電卓
- 02 プリンター
- 03 活字と字体
- 99 その他の印刷と事務機器

第19類

第19類の範囲

文房具、事務用品、画材、教材

第19類に属する
物品群

- 01 筆記用紙、手紙用のカード及び通知カード
- 02 オフィス用品
- 03 カレンダー
- 04 書籍及びその他の類似した外観をした物品
- 05
- 06 筆記、製図、絵画、彫刻、版画、その他の美術技法のための材料及び装置
- 07 装置
- 08 教材
- 09 その他の印刷物
- 99 その他の文房具、事務用品、画材、教材

第20類

第20類の範囲

第20類に属する
物品群

- 01 自動販売機
- 02 陳列及び販売用具
- 03 表示板、看板及び広告用の装置
- 99 その他の販売及び広告用の装備、表示板

第21類

第21類の範囲

ゲーム用品、玩具、点及びスポーツ用品

第21類に属する
物品群

- 01 ゲーム用品、玩具
- 02 運動・スポーツ用具及び装置
- 03 その他の娯楽用品
- 04 テントとテントの付属品
- 99 その他のゲーム用品、玩具、テントやスポーツ用品

第22類

第22類の範囲

武器、火薬製品、狩猟。釣りと殺虫用品

第22類に属する
物品群

- 01 発射武器
- 02 その他の武器
- 03 弾薬、ロケットと火薬製品
- 04 射的と付属品
- 05
- 06 狩りや釣りの機器
- 99 罠(わな)、殺虫製品
- その他の武器と火薬製品、狩猟。釣りと殺虫用品

関連法令

第23類

第23類の範囲	流体供給器、衛生、暖房、換気、及び空調機、固体燃料
第23類に属する物品群	01 流体供給器 02 衛生設備用品 03 暖房機器 04 換気及び空調機器 05 固体燃料 99 その他の流体供給器、衛生設備用品、暖房機器、換気及び空調機器、固体燃料

第24類

第24類の範囲	医療及び研究室用の機器
第24類に属する物品群	01 医師、病院及び研究室の機器及び装置 02 医療器具、実験室機器と用具 03 医療用補綴用品 04 傷の治療、介護や医療用品 99 その他の医療及び研究室の機器

第25類

第25類の範囲	建築ユニット及び建材
第25類に属する物品群	01 建築材料 02 プレハブ又は組み立て済みの建築部材 03 家屋、ガレージ、その他の建築物 04 階段、はしごや足場 99 その他の建築ユニットと副資材

第26類

第26類の範囲	照明機器
第26類に属する物品群	01 燭台と木の枝型燭台 02 トーチ、懐中電灯、ランタン 03 公共照明機器 04 電気式、又は非電気式の発光体 05 ランプ、電気スタンド、シャンデリア、壁付きなどと天井取り付けなど、ランプの笠、反射鏡、写真とプロジェクターのフラッドライト 06 車載用照明器具 99 その他の照明器具

第2部
デ登
ザ録
イ出
ン願

 関連法令

第27類

第27類の範囲	タバコと喫煙用品
第27類に属する物品群	01 タバコ、葉巻、紙巻 02 パイプ、葉巻と紙巻台 03 灰皿 04 マッチ 05 ライター 06 シガーケース、シガレットケース、たばこだけとポケット 99 その他のタバコと喫煙具

第28類

第28類の範囲	医薬品や化粧品、バスルーム・美容用品、機器
第28類に属する物品群	01 医薬品 02 化粧品 03 バスルーム用品及び美容機器 99 その他の医薬品や化粧品、バスルーム・美容用品及び機器

第29類

第29類の範囲	消防、事故防止及び救助用デバイス及び装置
第29類に属する物品群	01 消防装置及び器具 02 他の類に明記されていない事故防止及び方法の装置（機構）

第30類

第30類の範囲	動物の管理と飼育用品
第30類に属する物品群	01 動物のための服 02 動物のケージ、鳥ケージ、犬小屋と類似する物品 03 フィーダと水フィーダ 04 ハーネス 05 鞭と家畜追い用の棒 06 ベッドと巣 07 とまり木とケージの付属品 08 マーカー、識別札と束縛 09 馬などを結ぶ杭 99 その他の動物の保護と飼育用品

第31類

第31位の範囲	他の類に明記されていない食べ物や飲み物調理用機械及び装置
第31位類に属する物品群	00 他の類に明記されていない食べ物や飲み物調理機会及び器具

備考：上記の物品類区分は、デザイン登録出願書作成の一貫性及び物品の名称の使用の統一性を維持するためのものであって物品との間の類似の範囲を定めるものではありません。

関連法令

[別表5]

一組の物品の区分(第38条第4項に関連)

- 1.一組の女性韓服セット
- 2.一組の男性用韓服セット
- 3.一組の女性の下着セット
- 4.一組のアクセサリーセット
- 5.一組のカフスボタンとネクタイピンセット
- 6.一組の喫煙用具セット
- 7.一組の寝装セット
- 8.一組のコーヒー用具セット
- 9.一組の華彩用具セット
- 10.一組の飯床器セット
- 11.一組の茶器セット
- 12.一組の調味料容器セット
- 13.一組の茶碗と汁椀セット
- 14.一組の酒器セット
- 15.一組のナイフ、フォーク、及びスプーンセット
- 16.一組のスプーンと箸のセット
- 17.一組の祭器セット
- 18.一組の洗面化粧台セット
- 19.一組の机と本棚セット
- 20.一組のリビングルームの家具のセット
- 21.一組のテーブルセット
- 22.一組のオフィス家具のセット
- 23.一組の応接セット
- 24.一組のテーブルと椅子のセット
- 25.一組のキッチンセット
- 26.一組の書道用具のセット
- 27.一組の筆記具セット
- 28.一組のオーディオセット
- 29.一組のパーソナルコンピュータセット
- 30.一組のテレビ受像機とスタンドのセット
- 31.一組の扉と門柱セット
- 32.一組のトイレ掃除用具セット
- 33.一組のバス用具セット
- 34.一組の電動歯ブラシのセット
- 35.一組のキャンプ用食器セット
- 36.一組の自動車用フロアマットセット
- 37.一組のアウトドア用テーブルと椅子のセット
- 38.一組の自動車用シートカバーセット
- 39.一組のトイレ付属品セット
- 40.一組のゴルフクラブセット
- 41.一組のドラムセット
- 42.一組の事務用具セット
- 43.一組の自動車用ペダルセット
- 44.一組のカーオーディオ機器セット
- 45.一組のスピーカーボックスセット
- 46.一組のテコンドー服セット
- 47.一組の柔道着セット

 関連法令

- 48. 一組の剣道のスーツセット
- 49. 一組の登山セット
- 50. 一組のスキーウェアセット
- 51. 一組の乗馬服セット
- 52. 一組のヤグボクセット
- 53. 一組の爪・爪美容器具セット
- 54. 一組のバッグセット
- 55. 一組の財布とベルトセット
- 56. 一組の化粧品のブラシセット
- 57. 一組の髪の櫛セット
- 58. 一組のヘアカット調理器具セット
- 59. 一組の剃毛用具セット
- 60. 一組の授乳用品セット
- 61. 一組の出産準備物セット
- 62. 一組のカーテンやブラインドのセット
- 63. 一組のトロフィー・プラークセット
- 64. 一組のフレームセット
- 65. 一組の整理用収納ボックスセット
- 66. 一組のアイスボックスセット
- 67. 一組のキッチン密閉容器セット
- 68. 一組のワイングラスセット
- 69. 一組のキッチンナイフセット
- 70. 一組のキッチンスコップとフライ返しセット
- 71. 一組の男子数の(壽衣)セット
- 72. 一組の女性用数のセット
- 73. 一組の寝室の家具のセット
- 74. 一組の家具のハンドルセット
- 75. 一組の運動用のダンベルとバーベルセット
- 76. 一組のゲーム機セット
- 77. 一組の描画ツールセット
- 78. 一組のスイッチとコンセントセット
- 79. 一組の園芸用具セット
- 80. 一組の手動工具セット
- 81. 一組のドライバーセット
- 82. 一組の腕時計セット
- 83. 一組の絆創膏セット
- 84. 一組のブハングセット
- 85. 一組のフライパンセット
- 86. 一組の船舶用操舵室(操舵室)家具セット
- 87. 一組の船舶用ベッドルームの家具のセット
- 88. 一組の船舶用休憩室の家具のセット
- 89. 一組の船の乗組員食堂の家具セット
- 90. 一組の自動車用ダッシュボードパネル(dashboard panel、center fascia)セット
- 91. 一組のレジャー自動車の寝室の家具のセット
- 92. 一組のキッチン作り付け(built-in)物品のセット
- 93. その他の二つ以上の物品が一組の物品として同時に使用されると認められる場合

1. デザインの対象となる物品の区分

1) 物品類及び物品の区分は、規則[別表4](物品類の区分)に基づき、用途や機能等を基準に特許庁長が定め告示した[デザイン物品類別の物品リスト]による。

2) 一組の物品のデザインとして出願され、その構成する物品の物品類区分が二つ以上の場合は、次の基準に従う。

(1) 構成物品の数が多い物品に物品類区分を記載する。

(2) 構成物品の数と同じである場合には、出願人の意思により、一つの物品類区分を記載する。但し、審査・一部審査対象が共に構成された場合には審査対象物品類区分を記載する。

(例) 二つ以上の物品類が含まれた一組の物品の物品類記載例

物品類の区分	物品類の名称	構成物品 (物品類の区分)
26又は06	一組の電気スタンド及びテーブルのセット	電気スタンド(26-05) テーブル(06-03)
03	一組のレインコート、レインブーツ及び傘のセット	レインコート(02-02) レインブーツ(02-04) 傘(03-03)

3) 物品類及び物品の区分は、デザイン登録出願書作成の一貫性を維持し、統一された物品名称を使用するためであり、物品間の類似範囲を定めたものではない(大法院200371901判決参考)。

4) 物品類、又は物品の記載を間違った場合には、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第2項に違反し、登録を受けられないものとする。

2. デザイン一部審査登録出願ができる物品

1) デザイン一部審査登録出願によりできる物品の範囲は、下記のとおりである。

規則[別表4](物品類の区分)の中であって、次の各物品類のいずれかの一つに属する物品

(1) 第2類(衣類及びファッション雑貨用品)

(2) 第5類(繊維製品、人工及び天然シート織物類)

(3) 第19類(文房具、オフィス用品、美術材料、教材)

2) 一部審査出願ができる物品類に属さない物品が一部審査出願された場合には、法第37条(デザイン登録出願)第4項前段に違反し登録を受けることができない。

3) 一部審査出願ができる物品類に属する物品が審査出願された場合には、法第37条(デザイン登録出願)第4項後段に違反し登録を受けることができない。

3. デザインの対象となる物品の名称

1) 物品名の記載方法

- (1) 規則[別表4](物品類の区分)により特許庁長が定め告示した「デザイン物品類別の物品リスト告示」から一つの物品を指定し書かなければならない。
- (2) 特許庁長が定め告示した「デザイン物品類別の物品リスト告示」に名称が明示されていない物品である場合は、その物品のデザインを認識するに適合した名称を書くが、その物品の用途が明確に理解され、一般的に使用する名称でなければならない。

- (3) 物品の一般化した名称がおらず、その名称が物品の用途を最小の単位で表現した者であれば、「〇〇用の副材料」等の名称を使用することができる。

(例) (1) 建築用の副材料(×)、窓枠用の副材料(○)

(2) 書体(×)、ハングル書体(○)

- (4) 図形等の画像が一時的に表示される液晶表示板等の部品である場合は、次の例のような名称を使用することができる。

(例) 画像デザインが表示された液晶表示板、画像デザインが表示された電子機器表示板、画像デザインが表示されたディスプレイパネル等

- (5) 一組の物品として出願する場合、一般的に一組全体を称する名称がないときには、各構成物品の名称を羅列して記載する。

(例) 一組のレインコート、レインブーツ及び傘のセット

2) 物品名の記載を間違った場合の例

次のように物品名の記載方法に違反した場合には、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第2項に違反し、登録を受けることができない。

- (1) 商標名、又は〇〇式 〇〇等のように固有名詞を付けたもの
(例) ホン・ギルドン式タイプライター等。但し、自動式〇〇、折綴り式〇〇、折畳み式〇〇、独立型〇〇、回転式〇〇、組立て式〇〇、移動式〇〇のように、普通名称化されたものは例外とする。
- (2) 総括名称を使用したもの
(例) チョゴリを韓服と書いたり、扉を建築容認等と書いたりする場合
- (3) 構造、機能、又は作用効果を付けたもの。但し、「〇〇装置」は用途が限定しない場合にのみ該当する。

(例1) 〇〇装置、〇〇方法、〇〇式等

(例2) 給食装置(×) 患者用給食装置(○)

[審査官参考]

物品の用途を明確に表示するためには、「適用物品」、「使用主体」、「使用方法」等により物品名を記載できることであって、ただ「適用物品」のみを限定することではない。

※「車載ビデオ-オーディオデータ記録システム用ビデオカメラ」のように適用物品のみを限定することではない。

(例) 物品の用途を明確にするための物品名記載の例

区分	物品の名称
適用物品による用途の記載	「メガネ用丁番」「扉用丁番」
使用主体による用途の記載	「動物用靴」、「患者用靴」
使用方法による用途の記載	「ケーブル固定用ブラケット」 「フレーム連結用ブラケット」

(4) 一部分が省略された物品名

(例) 16ミリの映画撮影機をただ16ミリとしたもの

(5) 外国の文字を使用したもの。但し、外国の文字をカッコの中に併記したか、「LED電球」、「LCDモニター」等のように普通名称化され通常的に使用される場合には、例外として認められる。

(6) 韓国語で普通名称化されていない外国語を使用したもの。但し、特許庁長が定め告示した「デザイン物品類別の物品リスト告示」による物品の名称と、それに相応する物品の名称及び[別表](一組の物品別の構成物品)による一組の物品の名称は例外として認められる。

(7) 用途を明確に表示していないもの

(例) 眼鏡用の蝶番を「蝶番」としか書いていない場合

(8) 一組[[別表](一組の物品別の構成物品)]による一組の**物品の名称及び一組の物品として認められる**場合は除く1セット、ユニット(歯科用のユニットは除く)、1ペア、1足等を名称と**使用したもの**

但し、「一組のカバンセット」の中で個別構成物品の名称で書いた場合には、一組物品の名称として認める。

(例一組の靴、鞆及び学生用カバンセット、一組の旅行用のカバンセット

(9) 形状、形、色彩等に関する名称を付けたもの。但し、「物品の液晶画面等表示部に表示される図形等」をデザインの構成要素としている物品も名称は例外とする。

(例) 画像デザインが表示されたコンピュータモニター、グラフィックユーザーインターフェース(GUI)が表示された携帯電話機、アイコンが表示された個人携帯向け情報端末機(PDA)、画像デザインが表示されたディスプレイパネル等

(10) 材質名を付けたもの(例: ○○製○○)。但し、ゴム手袋、ゴムボート等のように、普通名称化されたものは例外とする。

(11) 部分デザインに対する出願において「○○の部分」等の名称を使用したもの

(例) 「コップの取っ手」、「電話機のボタン部分」

第3章 1デザイン1デザイン登録出願

関連法令

デザイン保護法 ▼

第40条(1デザイン 1デザイン登録出願) ①デザイン登録出願は 1デザインごとに 1デザイン登録出願とする。

②デザイン登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める物品類区分に従わなければならない。

第41条(複数デザイン登録出願) デザイン登録出願をしようとする者は、第40条第1項にもかかわらず産業通商資源部令で定める物品類区分で同じ物品類に属する物品に対しては100 以内のデザインを1デザイン登録出願(以下「複数デザイン登録出願」という)とすることができる。この場合、1 デザインごとに分離して表現しなければならない。

第42条(一組の物品のデザイン) ①2 以上の物品が一組の物品で同時に使用される場合、その一組の物品のデザインが一組全体として統一性がある時には 1デザインでデザイン登録を受けることができる。

②第1項による一組の物品の区分は、産業通商資源部令で定める。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条から第35条まであって、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によってデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反された場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合

関連法令

- 2.第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号だけ該当する)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によってデザイン登録を受けることができない場合
- 3.条約に違反された場合
- ③ 審査官は、デザイン一部審査登録出願として第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。
- 1.デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインで表示した場合
 - 2.基本デザインのデザイン権が消滅した場合
 - 3.基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
 - 4.関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
 - 5.基本デザインと類似しない場合
 - 6.基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合
 - 7.第35条第3項によってデザイン登録を受けることができない場合
- ④ 審査官は、デザイン一部審査登録出願に関して第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらずその情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。
- ⑤ 複数デザイン登録出願に対して第1項から第3項までの規定によってデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインにだけ拒絶理由があればその一部デザインに対してのみデザイン登録拒絶決定をすることができる。

デザイン保護法施行規則 ▼

第38条(物品類区分等) ① 法第40条第2項の規定による物品類区分は、「産業デザインの国際分類制定を、上記一ロカルノ協定」に基づく別表4にーである。

関連法令

- ②第1項の規定による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定める以上の通知一である。
- ③法第37条第4項前段の「産業通商資源部令で定める物品」とは、別表4の第2類、第5類及び第19類に属する物品を言う一である。
- ④法第42条第2項の規定による一組の物品の区分は、別表5のとおりである。

1. 1デザイン1デザイン登録出願の原則

デザイン登録出願が1デザイン1デザイン登録出願の要件を備えなかった場合、法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)1項に違反し、登録を受けることができない。

1) デザイン登録出願は、1デザインごとに1デザイン登録出願にしなければならない。

(1) 1デザインとは、1物品に1形態をいう。

(2) 1物品とは、物理的に分離できない一つという概念ではなく、取引慣行上、独立して一つとして取引できる物品を意味する。

(例) 構成要素が分離されている「屋外用造形物」



2) 1デザイン1デザイン登録出願と見なせない出願書及び図面の記載事項

(1) 二つ以上の物品名をデザインの対象となる物品欄に並列して書いたもの

(例) ビンと瓶の栓、ラジオ兼用時計等。但し、「時計が敷設されたラジオ」のように、一つの物品に他の物品が付け加えられた[敷設、付加、又は付着]場合は例外とする。付け加えられた物品が二つ以上である場合には、「ボールペン等が敷設されたライター」のような方法で記載する。

- (2) 一つの物品に対し二つ以上のデザインを一つの図面に図示したか、二つ以上の物品に対しそれぞれのデザインを一つの図面に図示したもの

(例)「ステッカー」、「転写紙」等のデザインにおいて分離された2以上の構成要素を枠線に限定せず、一つの図面にそれぞれ図示したもの

正しくない図示



正しい図示



第2部
デ登
ザ録
イ出
ン願

3) 1デザイン1デザイン登録出願として認められる物品の例

- (1) 物理的に分離されているが、一つの物品として取引されることが当たり前の場合

(例) 紳士服(上、下)、ツーピース(上、下)、ティーカップ&ソーサー、重箱、将棋の駒、トランプ、花札、麻雀牌、ナットとボルト、合ボタンのペア、決着口のペア、有・無線電話等

- (2) 物理的に分離された各部分が集まり一つの形状・模様を形成する場合

(例) 組椅子(二つ以上が集まり一つの椅子を形成するもの)、モザイクタイル、完成形が単一である組立玩具、左右(非)対称のパゴラ等

- (3) 衣類及びファッション雑貨用品の形状・模様を完全に見せるために、補助的な物品を利用することが明らかな場合。この場合、補助的な物品が適用された趣旨をデザインの説明欄に記載しなければならない。

(例) マネキンの足に履かせた「カバーソックス」で、デザインの説明欄に「カバーソックスの物品を完全に現すためにマネキンに被せたのであって、マネキンはデザインを構成しない部分である」と書いたもの



(4) デザインの対象となる物品の形状・模様・色彩を現すために付加的な物品が結合されて生産され、一体化した状態で使用される場合

(例) 容器が結合された「アイスクリーム」、容器が結合された「キャンドル」



(5) 形態が変化するデザインであって、変化前後の状態又は一連の変化過程を図示して出願する場合

(例1) 蓋が開閉する「ノートパソコン玩具」



[図面A,1.1]



[図面B,1.1]

(例2) 折り畳んで保管し、広げて使える「椅子」



[図面A,1.1]



[図面B,1.1]

(例3) 方向転換により直接照明と間接照明に使われる「壁照明」



〔図面A.1.1〕



〔図面B.1.1〕

(例4) デザインの一部に物理的な変化を加え、当該部分の模様・色彩が変化する「結婚式招待状」



〔図面A.1.1〕



〔図面B.1.1〕

(6) 画像デザインの出願において、画像の動きに形態的関連性と変化の統一性が認められる動的画像デザインである場合

(例) 一連の連続動作が図示された「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」



〔図面A.1.1〕



〔図面B.1.1〕



〔図面C.1.1〕

4) デザイン1デザイン登録出願として認められない物品の例

(例) 1組の卓球用具、1組のバドミントン用具、完成形が様々な組立玩具、物品の容器とその内容物(カメラとカメラケース、ラジオとラジオケース、メガネと眼鏡ケース、化粧品の保管箱と化粧品容器)、ハングルフォントと英語フォント、ハングルフォントと特殊記号フォント、アルファベットのフォントと数字のフォント等

5) 二つ以上の物品を結合し出願された物品の1物品としての認定可否

結合状態からみて各物品の機能・用途が喪失され、新しい一つの機能・用途として認識されるかどうかを基準に判断するが、上記の3)及び4)で例として挙げた物品に準じて決定する。

6) 部分デザイン登録出願において物理的に分離された二つ以上の部分が表現された場合
1デザイン1デザイン登録出願に違反するものと取扱う。但し、次のように全体としてのデザインの創作性の一体性が認められる場合には例外とする。

(1) 形態的な一体性が認められるもの

①物理的に分離された部分として対称となるか、一組になる等、関連性を有しているもの

(例)「オムツ」



②物理的に分離された部分として一つの対象を認識させる等、関連性を持つもの

(例)「携帯電話のケース」(大法院2012フ3343)



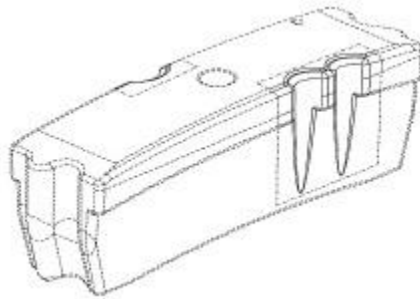
(2) 機能的な一体性が認められるもの

物理的に分離された部分が全体として一つの機能を遂行することにより、一体的な関連性を有しているもの

(例) 「インクジェットプリンタ用のインクスティック」

[デザインの説明]

「正面にある2つの溝と背面にある一つの溝が全体としてプリンターにカートリッジを装着するときに正確な位置が分かるようにする機能を遂行することである」



7) 動的画像デザインの出願において動的画像の**形態的関連性及び変化の一定性**がない場合には、1デザイン1デザイン登録出願に違反するものと見なす。

※「動的画像デザイン」とは、携帯的関連性と変化の一定性を持っており、物品の液晶画面等、表示部に現れる画像デザインをいう。

8) 形態が変化するデザインの出願において変化過程がないか、又は変化過程に一定性及び統一性のない場合には、1デザイン1デザイン登録出願に違反するものと見なす。

(例) デザインの形態が変化する「ロボット玩具」



〈変化前〉



〈変化後〉

2. 複数デザイン登録出願

1) 複数デザイン登録出願の対象物品

- (1) 複数デザイン登録出願できる物品は、規則[別表4](物品類の区分)の中で同じ物品類に属するものとする。
- (2) 複数デザイン登録出願されたデザインの物品が同じ物品類に属しないと、法第41条(複数デザイン登録出願)に違反したものと見なす。この場合、物品類が異なる物品のデザインに対し出願分割や出願取消しを行うことができる。

2) 一つの複数デザイン登録出願に表現できるデザインの数

- (1) 複数デザイン登録出願は、100個以内のデザインを1デザイン登録出願することができる。
- (2) 複数デザイン登録出願の中で一部デザインに対する出願取消しは、削除補正にすることができる。
- (3) 出願書に書いている出願デザインの数より添付された図面上のデザイン数が多い場合には、図面上のデザインの数に基づき出願書を補正することができる。

3) 複数デザイン登録出願の図面

- (1) 複数デザイン登録出願の図面は、1デザインごとに分離して表現しなければならず、一つの一連番号デザインの図面に2以上のデザインを表現した場合には、法第41条(複数デザイン登録出願)第1項後段に違反するものと見なす。
- (2) 複数デザイン登録出願されたデザインごとに図面、又は写真の中で一つに統一されるように表現しなければならない。但し、3Dモデリング図面で提出する場合には、すべてのデザインを3Dモデルファイル形式にしなければならない。

4) 一部デザインにのみ拒絶理由のある複数デザイン登録出願に対する拒絶決定の手続

- (1) 複数デザイン登録出願されたデザインの中であって、一部デザインにのみ拒絶理由のある場合、拒絶理由のあるデザインの一連番号、デザインの対象となる物品及びその拒絶理由を明示し意見提出通知をしなければならない。
- (2) 一部デザインにのみ拒絶理由のある複数デザイン登録出願が出願の補正・分割等を通じて拒絶理由が解消されない場合には、その一部デザインに対し拒絶決定をすることができる。

3. 一組の物品のデザイン登録出願

1) 一組の物品のデザインの要件

一組の物品のデザイン登録出願が次の要件を満足しない場合には、法第42条(一組の物品のデザイン)第1項に違反するものと見なす。

(1) 2つ以上の物品(同種の物品を含む)が1組に同時に使用されること

※「同時に使用される」という意味は、いつでも必ず同時に使用されるものではなく、観念的に一つの使用が他のものの使用を予想させるか、又は商取引慣行上同時に使用されるものとして認められるものをいう。

(2) 一組全体として統一性があること

(例)「一組の電気スタンド及びテーブルセット」において各構成物品の表現方法が同一のもの等



- ① 各構成物品が形状・模様・色彩又はこれらの結合が同一な表現方法により表現され、一組全体として統一性があると認められるもの
- ② 各構成物品が相互集合され、一つの統一された形状や模様等を表現することで一組全体として統一性があると認められるもの

(例)「一組のサラダ器及びフォークセット」において、サラダ器及びフォークが相互集合され、一つの器の形状を表現したもの等



- ② 各構成物品の形状・模様・色彩又はこれらの結合により、観念的に関連のある印象を与え、一組全体として統一性があると認められるもの

(例)「ウサギとカメ」の童話を絵で各構成物品に統一性を保って表現したもの等



- (3) 規則[別表5](一組の物品の区分)に規定されている物品に該当すること

- (4) 一組の物品を構成する物品に適合すること

- ① 一組の物品別の構成物品は、[別表](一組の物品別の構成物品)に該当する物品又は上記(1)、(2)の要件を満たす物品でなければならない

- ② 一組の物品は、[別表](一組の物品別の構成物品)又は上記(1)、(2)の要件を満たす物品の中で2以上の物品で構成しなければならない。

- ③ 構成物品以外の物品が含まれている場合には、一組の物品と定められた物品と同時に使用されることが商取引慣行上、当業界から認められる場合には、正当な一組の物品と見なす。但し、「一組のテコンドー服セット」のような専門運動服セットの構成物品には、帽子、靴下、保護装具等は含まれない。また、同時に使用される可能性のない物品同士になっている場合（例：テコンドー服の上着と、山登り用の下着を出願した場合）には、一組の物品として同時に使用されないものと見なす。

2) 一組の物品のデザイン図面

- (1) 各構成物品の図面だけで一組の物品のデザインを十分に表現できる場合には、各構成物品ごとに1組の図面を提出する。
- (2) 一組の物品の各構成物品が相互集合され、一つの統一した形状・形、又は観念を表現する場合には、構成物品が組合された状態の1組の図面と、各構成物品に対する1組ずつの図面を提出しなければならない。
- (3) 各構成物品の一つのデザインは、図面や3Dモデリング図面として表現することができる。但し、一つのデザインを図面と3Dモデリング図面を混合し表現することはできず、図面、又は3Dモデリング図面のうち一つに統一して表現しなければならない。

Design

デザイン審査基準
Korean Intellectual Property Office



第3部 出願の補正及び分割

第1章 出願の補正 / 85

第2章 出願の分割 / 96

第1章 出願の補正

関連法令

デザイン保護法 ▼

第48条(出願の補正と要旨変更) ①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項若しくは写真又は見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をすることができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で決めた時期にすることができる。

1.第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下「デザイン登録可否決定」という)の通知書が発送される前まで

2.第64条による再審査を請求する時

3.第120条によってデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更することでデザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願はその補正書を提出した時にデザイン登録出願をしたものと見る。

 関連法令

第49条(補正却下) ①審査官は、第48条による補正がデザイン登録出願の要旨を変更するものである時には、決定でその補正を閣下しなければならない。

②審査官は、第1項による却下決定をした場合には、その決定謄本をデザイン登録出願人に送達した日から30日が経つ前まではそのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインに対して却下決定をした場合にはその一部デザインをいう)に対するデザイン登録可否決定をしてはならない。

③審査官は、デザイン登録出願人が第1項による却下決定に対して第119条によって審判を請求した場合には、その審決が確定されるまでそのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインに対する却下決定に対して審判を請求した場合にはその一部デザインをいう)の審査を中止しなければならない。

④第1項による却下決定は書面でしなければならず、その理由を付けなければならない。

第66条(職権補正) ①審査官は、第65条によるデザイン登録決定をする時にデザイン登録出願書又は図面に書かれた事項が明白に間違った場合には、職権で補正(以下“職権補正”という)をすることができる。

②第1項によって審査官が職権補正をした場合には、第67条第2項によるデザイン登録決定謄本の送達と共にその職権補正事項をデザイン登録出願人に知らせなければならない。

③デザイン登録出願人は、職権補正事項の全部又は一部を受け入れることができない場合には、第79条第1項によってデザイン登録料を出すまでその職権補正事項に対する意見書を特許庁長に提出しなければならない。

④デザイン登録出願人が第3項によって意見書を提出した場合、該当職権補正事項の全部又は一部は最初からなかったものと見る。

⑤第4項によって職権補正の全部又は一部が最初からなかったものと見る場合、審査官はそのデザイン登録決定を取り消し最初から再度審査しなければならない。

関連法令

第119条(補正却下決定に対する審判) 第49条第1項による補正却下決定を受けた者がその決定に不服とする時には、その決定謄本が送達された日から30日以内に審判を請求することができる。

第186条(出願補正の特例)①第48条第1項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“図面の記載事項若しくは写真又は見本”は“図面の記載事項”とする。

②国際デザイン登録出願に対しては、第48条第3項を適用しない。

③第48条第4項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“第1項から第3項までの規定”は“第1項及び第2項”とし、“第62条によるデザイン登録拒絶決定”は“ヘイグ協定第10条(3)による国際登録公開があった日から第62条によるデザイン登録拒絶決定”とする。

④第48条第5項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“第1項から第3項までの規定”は“第1項及び第2項”とする。

付 則

第7条(職権補正に関する適用例) 第66条の改正規定は、この法施行前に出願されたデザイン登録出願としてこの法施行後にデザイン登録決定をする時にも適用する。

デザイン保護法施行規則 ▼

第44条(補正の却下の決定) 審査官は、法第49条第1項の規定による補正の却下決定をする場合には、これを特許庁長に報告し、その決定書を作成し、名前を書き捺印しなければならない。

1. 補正の要件

1) 補正の主体

- (1) 出願を補正できるものは出願人である。
- (2) 共同出願人である場合には、法第13条(複数当事者の代表)第1項により、共同で補正することもでき、各自全員を代表して補正することもできる。

2) 補正の対象

- (1) 出願書の記載事項、それに添付した図面、写真、又は見本(国際デザイン登録出願の場合には、写真及び見本は除くする)及び図面の記載事項に対する補正
- (2) 出願(国際デザイン登録出願は除くする)の区分を変更する補正
 - ① 関連デザイン登録出願を単独デザイン登録出願に、単独デザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更することができる。
 - ② デザイナー部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイナー部審査登録出願に変更することができる。

3) 補正の範囲

補正は、当初の書類等の誤記や不明確な記載等を訂正するか補充するものであり、最初出願の要旨を変更しない範囲で可能である。

4) 補正の時期

- (1) 補正は、デザイン登録可否決定の通知書が発送される前までにできる。但し、国際デザイン登録出願の場合には、国際登録公開がされた日からデザイン登録可否決定の通知書が発送される前までにすることができる。
- (2) 法第64条(再審査の請求)により再審査を請求する場合には、再審査を請求するときに補正することができる。
- (3) 法第120条(デザイン登録拒絶決定、又はデザイン登録取消し決定に対する審判)によりデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その請求日から30日以内に補正することができる。
- (4) 補正書が補正の時期に違反し提出された場合には差戻しする。

2. 職権補正

1) 職権補正の時期及び範囲

審査官は、デザイン登録出願(国際デザイン登録出願は除くとする)に対し、登録決定をする時にデザイン登録出願書、又は図面の記載に明白な誤記がある場合には、職権として補正することができる。

(例)デザインの説明欄等に記載された内容の中で「考案」を「創作」に、「意匠」を「デザイン」に職権で補正する場合

2) 職権補正の手続

(1) 職権補正をする場合には、デザイン登録決定謄本の送達とともにその内容を出願人に知らさなければならない。

(2) 出願人が職権補正の一部、又は全部を受け入れることができない旨の意見書を提出した場合には職権補正がなかったものとみなし、デザイン登録決定を取り消し、最初から審査し直すこととする。

第3部
出願
の
補正
及び
分割

3. 補正の効果

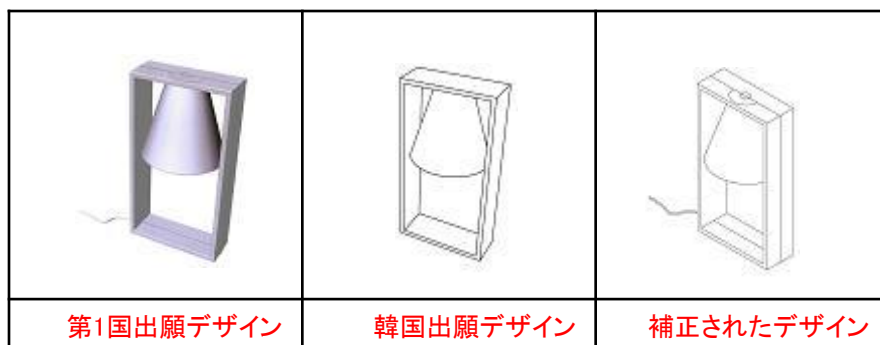
- 1) 補正が要件を満足する場合に、該当書類は、補正された後の状態で出願当時に提出されたものと見なす。
- 2) 補正が最初出願の要旨を変更することと登録可否決定前に認められる場合には却下する。
- 3) 補正が最初出願の要旨を変更するものとデザイン権の設定登録があったと認められる場合には、その補正書を提出したときに出願したものと見なす。

4.出願の要旨変更

1)要旨変更の一般的な判断基準

出願書に書かれたデザインの対象となる物品、出願書に添付された図面(3Dモデリング図面及び見本を含める)及び図面の記載事項等を相互判断し、最初に出願されたデザインと、補正されたデザインの間で同一性が維持されない場合には、要旨変更に判断する。この場合、条約に基づく優先権主張を伴うデザイン登録出願の要旨変更可否の判断時には、優先権証明書類を参照する。

例) 第1国出願デザインを参考し、補正を認めた「照明ランプ用本体」



※デザインの要旨とは、そのデザインが属する分野で通常の知識に基づき出願書の記載、図面及び図面の記載等から直接導き出されるデザインの具体的な内容である。

(1)要旨変更となる場合の例

①図面の補正において

- ①最初の図面等に表現された形状・形や色彩上の付け加え、削減、変更等により物品の外観に影響が及ぼされた場合。但し、その付け加え、削減、変更等が概観にほぼ影響を与えない軽微な程度であるものは例外とする。
- ②図面の中で不一致した一面を中心として、他の図面を訂正することにより最初に出した図面から思い起こされるものとは異なるデザインになる場合
- ③図面には形状のみが書かれており、「デザインの説明」欄に色の区分、又は色が薄いと説明されているものを、その説明とともに図面を補正したものが通常、その物品として実施される程度の常識的な表現ではない場合

- ㉔複数デザイン登録出願の出願書に書かれたデザインの数に合わせ、図面を追加で提出する場合
- (例)出願書には、10のデザインに対する出願であると表示されているが、図面は9のデザインについてのみ添付された出願において、1のデザインに対する図面を追加で提出する場合
- ㉕図面の補正や追加提出する場合、最初出願時に提出された図面から当然導き出すことのできる一般的な形状を表しているものと判断されない場合
- ㉖添付図面から推測し常識的に判断される範囲を逸するほどにデザインの説明を補正する場合

②物品名の補正において

デザインの対象となる物品の名称が同一物品以外の物品に補正される場合。但し、最初提出した図面等を基準に判断し、単純な錯誤や語気を訂正するものと認められる場合には例外とする。

(用紙が変更された例)物品名を「皿」から「灰皿」に変更)

(2)要旨変更のではない場合の例

①図面の補正において

- ①図面で提出したデザインを写真、又は見本で補正するか、逆に写真、又は献本で提出したデザインを図面で補正する場合に、図面、又は写真等をそのまま実施すればそうであると推測できる範囲で補正する場合。但し、この場合のデザインは、参考図面を除いては図面、又は写真等、一つに統一し作成されなければならない。
- ②3Dモデリング図面で提出された2次元モデリングファイルの実行時、図面の一部が壊れたり、爆発したりする現象が発生した場合に、デザインの同一性が認められる範囲で同じ3Dモデリング図面で補正する場合、及び一つのデザインを図面と3Dモデリング図面に統一されるように補正した場合
- ③図面等が小さすぎるか、鮮明ではない場合に、最初に出願したものと同一性を喪失しない範囲で適当な大きさ、又は鮮明であるものに補正する場合
- ④鮮明な写真であっても背景等不必要なものが撮影されていて、デザインを正確に分かり難い場合に、その背景、陰影等を除去するため補正する場合

- ④デザインの説明や図面等の誤記の訂正や、微細な部分の不明確さを明確にする場合
- ⑤複数デザイン登録出願されたデザインの一部を取消すために出願デザインの一部を削除補正する場合
- ⑥デザインの創作内容の要点は、権利範囲内に影響を与えないため、その変更は要旨変更と取扱わない。

②物品名の補正において

- ①デザインの対象となる物品の誤記の訂正や、不明確なものを明確にする場合
- ②物品の範囲が包括的である名称をその下位概念に属する具体的な名称に補正する場合
(例)「屋外照明灯」を「街路灯」に変更

- ③複数デザイン登録出願において出願書に書かれたデザインの数と添付された図面上のデザインの数に合わせて補正する場合
- ④法第48条(出願の補正と要旨変更)第2項により関連デザイン登録出願を単独デザイン登録出願に変更する補正、及び単独デザイン登録出願関連デザイン登録出願に変更する補正をする場合
- ⑤法第48条(出願の補正と要旨変更)第3項によりデザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に変更する補正、及びデザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をする場合

2)部分デザインの補正における要旨変更の判断基準

- (1)部分デザインにおける要旨変更とは、次の各号の要素を相互判断したところ、最初に出願されたデザインと補正されたデザイン間で同一性が維持されていないものをいう。
 - ①デザインの対象となる物品
 - ②部分デザインで登録を受けようとする部分の機能・用途

③該当物品の中で部分デザインで登録を受けようとする部分が占める一・大きさ・範囲

④部分デザインで登録を受けようとする部分の形状・形・色彩、又はそれらの結合

(2)出願書の「部分デザイン可否欄」に対する補正において要旨変更の可否

①「部分デザインの」の可否

㊦最初出願書及び図面等を総合的に考慮し、部分デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインの可否を削除する補正は、要旨変更には該当する。

㊧最初出願書及び図面等を相互的に考慮しても、部分デザイン出願であるか、全体デザイン出願であるかが不確かな場合、部分デザインの可否を削除する補正は、要旨変更には該当する。

㊨最初出願書及び図面等を総合的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められない場合、部分デザインの可否欄を削除する補正は、要旨変更には該当しない。

②「部分デザインの可否欄」の追加

㊦当初出願書及び図面等を総合的に考慮して部分デザイン出願として当然認められない場合、部分デザインの可否を追加する補正は、要旨変更には該当しない。

㊧最初出願書及び図面等を総合的に考慮しても部分デザイン出願であるか、全体デザイン出願であるかが不確かな場合、部分デザインの可否を追加する補正は、要旨変更には該当する。

㊨最初出願書及び図面等を相互的に考慮し、全体デザイン出願として当然認められる場合、部分デザインの可否を追加する補正は、要旨変更には該当する。

(3)図面の「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載の補正

①「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載の削除

- ④最初出願書及び図面等を総合的に考慮し、全体デザイン出願と当然認められる場合には、「部分デザインとして登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正は、要旨変更には該当しない。
- ⑤最初出願書及び図面等を総合的に考慮し、部分デザイン出願と当然認められる場合には、「部分デザインで登録を受けようとする部分」を特定する記載を削除する補正は、要旨変更には該当する。

②「部分デザインと登録を受けようとする部分」を特定する記載の補充

- ④最初出願書及び図面等を総合的に考慮し、部分デザイン出願であることが明らかであり、「部分デザインと戸津禄を受けようとする部分」が当然導き出される場合に「部分デザインと登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正は、要旨変更には該当しない。
- ⑤最初出願書及び図面等を総合的に考慮しても「部分デザインと登録を受けようとする部分」が不明確な場合には、「部分デザインで登録を受けようとする部分」を特定する記載を補充する補正は、要旨変更には該当する。

3) 書体デザインの要旨変更の判断基準

書体デザインの要旨変更の可否に対する判断は、指定文字の図面を基準に次のとおりとする。

(1) 要旨変更となる場合の例

書体デザインに関する例示としての文章図面、又は代表文字図面を基準にし、指定文字の図面を補正することにより、最初に提出した図面から思い起こされるものとは違うデザインになる場合

(2) 要旨変更ではない場合の例

①書体デザインに関する指定文字の図面(指定文字図面の中で一部が不足する場合を含める)、例示文章の図面、又は代表文字の図面の中で一部が不足する場合に、それを補充するための図面がすでに提出された図面から想起できるデザインと同一性が喪失されない程度のものに補正された場合

②最初に提出された図面を基準に商取引慣行上、当業界の水準で常識的に判断し、同一性が認められる範囲で書体デザインに関する指定文字図面を基準にして例示文章の図面、又は代表文字の図面を補正する場合

5. 補正の却下

- 1)補正が最初出願書の記載事項、添付された図面及び図面の記載事項の要旨を変更するものである場合には、法第49条(補正却下)により補正却下決定をする。
- 2)補正却下決定は、次の手続により行う。
 - (1)出願書とそれに添付された図面及び図面に書かれた事項に関する補正が最初出願の要旨を変更するものである時には、決定により却下する。
 - (2)補正却下決定をした場合には、その決定謄本を出願人に送達した日から30日が過ぎない前までは、その出願(複数デザイン登録出願のうち一部デザインに対し補正却下決定をした場合には、その一部デザイン)に対し登録可否決定をしなければならない。
 - (3)出願人が法第119条(補正却下決定に対する審判)により審判を請求する場合には、その審決が確定されるまでその出願(複数デザイン登録出願のうち一部デザインに対し審判を請求した場合には、その一部デザイン)の審査を中止しなければならない。
 - (4)補正却下決定は、書面で行わなければならない、理由を付けなければならない。

第2章 出願の分割

関連法令

デザイン保護法 ▼

第41条(複数デザイン登録出願) デザイン登録出願をしようとする者は、第40条第1項にもかかわらず産業通商資源部令で定める物品類区分で同じ物品類に属する物品に対しては100 以内のデザインを1デザイン登録出願(以下「複数デザイン登録出願」という)とすることができる。この場合、1 デザインごとに分離して表現しなければならない。

第50条(出願の分割) ① 次の各号のいずれか一つに該当する者は、デザイン登録出願の一部を1 以上の新しいデザイン登録出願に分割してデザイン登録出願をすることができる。

1. 第40条に違反して2 以上のデザインを1デザイン登録出願で出願した者
2. 複数デザイン登録出願をした者

② 第1項によって分割されたデザイン登録出願(以下“分割出願”という)がいる場合、その分割出願は最初にデザイン登録出願をした時に提出したものとする。但し、第36条第2項第1号又は第51条第3項及び第4項を適用する時には、この限りでない。

③ 第1項によるデザイン登録出願の分割は、第48条第4項による補正をすることができる期間にすることができる。

第187条(分割出願の特例) ① 第50条第1項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“デザイン登録出願の一部”は“第63条による拒絶理由通知を受けた場合にだけデザイン登録出願の一部”とする。

② 第50条第3項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に「第48条第4項」は「第186条第3項」とする。

 関連法令

デザイン保護法施行規則 ▼

第46条(出願の分割)法第50条第1項第1号又は第2号に該当し、デザイン登録出願の一部を複数の新しいデザイン登録出願に分割するは原出願の内容を一つ又は複数のデザイン登録出願に補正すると同時に分割されているデザインについて、別紙第3号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面(写真。サンプル)1通(分割出願が複数デザイン登録出願の場合には、各デザインごとに1通)
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類1通
3. その他法令で別に定めている場合は、その証明書類1通

1. 分割出願の要件

1) 分割出願の主体

分割による新しい出願の出願人は、元出願の出願人と同一人であるか、その承継人にならなければならない。

2) 分割出願の対象

(1) 分割の対象となる出願は、審査又は審判で継続中であるものであって、次の一つに該当しなければならない。

- ① 法第40条(1デザイン1デザイン登録出願)第1項の1デザイン1デザイン登録出願の原則に違反し2以上のデザインを1デザイン登録出願にしたもの

(例)

- ① 出願書、又は図面の「デザインの対象となる物品」欄に「オートバイ及びオートバイ玩具」のように2以上の物品名を記載したもの

- ⑨図面に「椅子」に関してそれぞれ違う形態で構成された2以上のデザインを図示したもの
- ⑩部分デザイン登録出願の図面に形態的、又は機能的に一体性が認められず、物理的に分離された2以上の部分を「部分デザインとして登録を受けようとする部分」二図持したものの

- ②法第41条(複数デザイン登録出願)により複数デザイン登録出願にしたもの
- ③複数デザイン登録出願された1の一連番号のデザインに2以上のデザインを図持したもの
- ④複数デザイン登録出願に物品類が異なる物品が含まれたもの
- ⑤法第42条(一組の物品のデザイン)第1項による一組の物品のデザインの成立要件を満足しないもの

(2)分割による新たな出願のデザインは、元出願に含まれていた2以上のデザインの中のひとつと同一でなければならない。

(3)分割の対象にならない場合の例

- ①1デザイン1デザイン登録出願で出願した完成品デザインに関するデザイン登録出願をそれぞれの部品別に分割するもの
- ②一組の物品のデザインの要件を満足しているデザイン登録出願を各構成物品別に分割するもの
- ③物理的に分離された2以上の部分が形態的、又は機能的に一体性が認められ、1デザイン1デザイン登録出願要件を満足する部分デザイン登録出願をそれぞれの部分に分割するもの

3)分割出願の時期

- (1)出願(国際デザイン登録出願は除く)の分割は、法第48条(出願の補正と要旨変更)第4項により、デザイン登録出願を補正できる時期に行うことができる。
- (2)国際デザイン登録出願の場合には、拒絶理由通知を受けたときのみ分割することができる。

4) 分割出願の方法

(1) 2以上のデザインを1のデザイン登録出願で出願した場合、出願の分割は次のとおりとする。

- ① 1の出願になっている2以上のデザインの中であって、1のデザインのみ登録を受けようとする場合には、元出願を1のデザインに対する出願に補正しなければならない。
- ② 1の出願になっている2以上のデザインを2以上のデザイン登録出願に分割しようとする場合には、元出願を1のデザインに対する出願に補正するとともに、残りのデザインのうち登録を受けようとするデザインごとに分割し出願しなければならない。

(2) 一組の物品のデザインに出願されたが、その成立要件を満足しない場合には、構成物品別のデザインごとに分割し出願することができる。

(例)

- ① 「一組のテコンドー服のセット」を出願しながらテコンドー服の上着と山登り用のズボンの図面を提出した場合
- ② 「一組のシューズバック及び本入れカバンのセット」を出願し、それらの物品に旅行用のカバンを含めて提出した場合

(3) 複数デザイン登録出願に対する出願の分割は次のとおりとする。

- ① 出願の分割により出願デザインの数に変更された場合には、元出願の出願書及び図面を補正するとともに、分割されるデザインは、規則[別紙第3号書式](デザイン登録出願書)により分割して出願しなければならない。
- ① 出願の分割により元出願が1デザインのみを出願するものとなっている場合には、元出願の出願書上「複数デザイン」の表示を「1デザイン」に補正しなければならない。
- ② 複数デザイン登録出願された1の一連番号のデザインに2以上のデザインが含まれた場合には、分割して出願するか、それぞれ1の一連番号のデザインに補正しなければならない。但し、図面を補正することにより、出願デザインの数が増えた時には、分割し出願しなければならない。

2. 分割出願の不認定

1) 分割出願の不認定手続

- (1) 分割の要件を満足できない場合には、分割出願不認定予告通知をし、意見書提出の機会を与えなければならない。
- (2) 不認定予告通知により提出された意見にもかかわらず、出願の分割が認められない場合には、分割出願不認定通知をしなければならない。

2) 分割出願の不認定の効果

- (1) 出願の分割が認められない新しいデザイン登録出願は、分割があった時に出版願したものとして扱う。
- (2) 分割できる期間を経過して行った分割出願は差戻しの対象となる。

3. 分割出願の認定

1) 分割の要件を満足する場合には、新しい出願は、最初に出願したときに出願したものと見なす。したがって、最初出願日と分割出願日の間で出願された他のデザイン登録出願や、その間に告示されたデザイン等により拒絶決定されない。

2) 次の規定を適用するにおいては、分割出願した時を基準にする。

- ① 法第36条(新規性喪失の例外)第2項による新規性喪失の例外主張の時期及び証明書類の提出期間
- ② 法第51条(条約による優先権の主張)第3項及び第4項による優先権主張の時期及び証明書類の提出期間



第4部 デザイン登録の要件

第1章 成立要件 / 103

第2章 工業上の利用可能性 / 109

第3章 新規性 / 125

第4章 新規性喪失の例外 / 131

第5章 拡大された先願 / 137

第6章 容易創作 / 143

第7章 先願 / 156

第8章 関連デザイン / 163

第9章 登録を受けることができないデザイン / 168

第1章 成立要件

関連法令

デザイン保護法 ▼

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「デザイン」とは、物品[物品の部分(第42条は除く)及び字体を含む。以下同様]の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起させるものをいう。
2. 「字体」とは、記録や表示又は印刷等に使用するため、共通の特徴を有する形で作られた一組の文字体(数字、文章符号及び記号等の形態を含む)をいう。
3. 「登録デザイン」とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。
4. 「デザイン登録」とは、デザイン審査登録及びデザイン一部審査登録をいう。
5. 「デザイン審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件を全て取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。
6. 「デザイン一部審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のうち一部のみを取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。
7. 「実施」とは、デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、又はその物品を譲渡又は貸与するために請約(譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為をいう。

デザイン保護法施行規則 ▼

第38条(物品類の区分等) ①法第40条第2項の規定による物品類の区分は、「産業デザインの国際分類制定に向けたロカルノ協定」に基づく別表4とする。

②第1項の規定による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定め告示する。

③法第37条第4項の前段の「産業通商資源部令で定める物品」とは、別表4の第2類、第5類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項の規定による一組の物品の区分は、別表5のとおりである。

1. デザインの定義

1)法第2条(定義)第1号によると、デザインとは、物品の形状・模様・色彩又はそれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2)デザインの対象は、物品、物品の部分(一組の物品の部分は除く)及び書体である。

3)デザインの定義に合致しないものは、法第33条(デザイン登録の要件)第1項の本文(工業上の利用可能性)に違反し、デザイン登録を受けることができないものとする。

2. デザインの成立要件

1)デザインの一般的な成立要件

デザインが次の各号の要件を備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものと見なす。

(1)デザインの物品性

法律上「物品」とは、独立性を有する具体的な物品として有体動産を原則とする。したがって、次に該当するものは、デザイン登録の対象にならない。但し、次の④及び⑤の場合には、部分デザインとして出願し、登録を受けることができる。

①不動産。但し、**繰り返し生産**が可能であって、運搬ができる場合には例外とする。

④物品性が認められない場合

(例)物品の材質、構造及び形状等に照し合わせ、現場施行により建築される不動産であって、工業的な生産方法により量産され運搬される可能性が希薄なもの(大法院2007フ4311判決を参考)

[部品名]汗蒸幕

- [デザインの説明] ㉑ 材質は石材と黄土である。
- ㉒ 内部層は、蓄熱及び遠赤外線放射性に優れた石と黄土を積層し、外側の層は、花崗岩を積層して長時間、内部空間は一定の温度に維持される。
- ㉓ 本製品は、重量体であるため、底面図は省略する。



- ㉔ 物品性が認められる場合
(例)バンガロー、公衆電話ボックス、移動販売台、防犯警備所、乗車台、橋、移動トイレ、組立家屋等
- ② 一定の形を持たないもの
(例)気体、液体、電気、光、熱、音響及び電波等
- ③ 粉状物や粒状物の集合によるもの
(例)セメント、砂糖等
- ④ 合成物の構成各片。但し、完成形が多様な組立玩具の構成各片のように、独立した取引の対象となっているものは、デザイン登録の対象となる。
- ⑤ 独立して取引の対象となることができない物品の部分
(例)靴下のかかと、瓶の口等
- ⑥ 物品そのものの形態ではないもの
(例)ハンカチやタオルをたたむことで作られる花の形のように、物品を商業的に利用する過程で作られたデザインであって、その物品自体の形であるとは見なすことのできないもの。



売り場に陳列するために変形した「スカーフ」

(2) デザインの形態性

「形状・模様・色彩」とは、物品の外観に関するデザインの形態性の要素をいうものであって、物品は有体動産であるため、書体以外には、形状が結合されていない模様、又は色彩だけのデザイン及び模様と色彩の結合デザインは、認められない。

- ①「形状」とは、物品が空間を占めている輪郭をいい、書体を除いたすべてのデザインは形状を伴う。
- ②「模様」とは、物品の外観で見られる線図、色の区分、色の濃度等をいう。
 - ㊦「線図」とは、線で描いた図形をいう。
 - ㊧「色の区分」とは、空間が線ではない色彩によって区画されていることをいう。
 - ㊨「色のぼかし」とは、色と色の境界をぼかして色が自然に映るように見せることをいう。
- ③「色彩」とは、物体に反射する光により人間の網膜を刺激する物体の性質であって、法律上の色彩には透明色及び金属色等を含める。

(3) デザインの視覚性

「視覚を通じて」とは、肉眼で識別できることを原則とする。したがって、次に該当するものは、デザイン登録の対象にならない。

- ①視覚以外の感覚を主にして把握されるもの
- ②粉状物、又は粒状物の一つの単位

③外部から見られないところ。すなわち、分解か、破壊しないと見るできないところ。
但し、ふたを開ける構造になっているものは、その内部もデザインの対象となる。

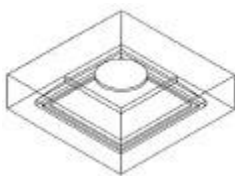
④拡大鏡等により拡大しないと物品の形状等が把握されないもの。但し、デザインに関する物品の取引において拡大鏡等により物品の形状等を拡大し観察することが通常である場合には、視覚性を有していると見なす。

(例)視覚性を有していると見なす場合

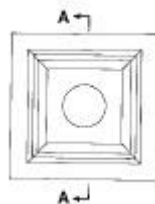
[デザインの説明]

㊶材質は、金属材及び合成樹脂材である。

㊶平面図において一辺の長さは、0.4mmである。



【図面 1.1】



【図面 1.2】

「発光ダイオード」

(4)デザインの審美性

「美感を起こさせるもの」とは、美的処理がされているもの、すなわち、該当物品から美を感じさせるように処理されているものをいう。したがって、次に該当するものは、美感を引き起こさないものと見なす。

- ①機能・作用・効果を主な目的としたものであって、美感をほとんど引き起こさないもの
- ②デザインとしての仕組みがなく、粗雑感だけを与えるものであって、美感をほとんど引き起こさないもの

2)部分デザインの成立要件

部分デザインが次の要件を備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものと見なす。

(1)部分デザインの対象になる物品が通常の物品に該当すること

- ①独立性があり、具体的な有体物として取引の対象になれること
- ②規則[別表4](物品類の区分)のいずれかの一つの物品類に属する物品であること

(2)物品の部分の形態であると認められること

- ①物品の形状を伴わない模様・色彩、又はそれらを結合したものだけを表現したものではないこと
- ②物品形態のシルエットを表現したものではないこと

(3)ほかのデザインと対比するにおいて対比の対象になり得る部分であって、一つの創作単位として認められる部分であること

(4)一組の物品のデザインに関する部分デザインではないこと

3)書体デザインの成立要件

(1)書体は「物品」と見なし、「形状」を伴わない。

(2)書体デザインが次の要件を備えられなかった場合には、法第2条(定義)第1号によるデザインの定義に合致しないものと見なす。

- ①法第2条(定義)第2号による書体であること
 - ㉠記録や表示、又は印刷等に使用するためのものであること
 - ㉡共通の特徴を有する形態で作られたものであること
 - ㉢一組のハングル字体、一組の英文字字体、一組の漢字字体、その他の一組の外国文字の字体、一組の数字字体、又は一組の特殊記号字体であること
- ②書体の模様・色彩、又はそれらの結合であること
- ③書体が視覚を通じて美観を起こさせるものであること

第2章 工業上の利用可能性

関連法令

デザイン保護法 ▼

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインとして次の各号のいずれか一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知され、又は公然に実施されたデザイン

2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用することができるようになったデザイン

3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似したデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する人が次の各号のいずれか一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれか一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合

2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後に第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一であり、又は類似した場合にそのデザインは第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。但し、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。

デザイン保護法施行規則 ▼

第35条(デザイン登録出願書) ①法第37条第1項の規定により意匠登録出願をし

 関連法令

しようとする者は、別紙第3号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面や写真、又はサンプル1通(複数デザイン登録出願の場合には、各デザインごとに1通をいう)

2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類1通

3. その他の法令で別に定めている場合は、その証明書類1通

②第1項第1号の規定による図面は、別紙第4号書式に基づいて作成するが、登録を受けるうとするデザインの全体的な形を明確に表現しなければならない。但し、文字体の設計の場合には、別紙第5号書式に基づき作成しなければならない。

③第1項第1号の規定による図面の中で、法第2条第2号の規定による字体デザインの図面は、別表1のとおりである。

④法第37条第2項の規定による図面のデザインの説明欄には、別表2の記載を書き、同じ図面の創作内容の要点欄は、別表3の記載方法によって書く。

1. 工業上利用できるデザインの要件

工業的な生産方法により量産が不可能であって、工業上利用できないデザインは、法第33条(デザイン登録要件)第1項本文に違反し、デザイン登録を受けることができない。

1)「工業上利用できるデザイン」とは、工業的な生産方法により同一な物品の量産ができるデザインをいう。

(1)工業的な生産方法とは、原材料に物理的、又は科学的な変化を与え、有用な物品を製造することをいい、量産とは、同一な形態の物品を繰り返し継続して生産することを意味する(大法院93フ1247判決を参考)。

(2)「工業的な生産方法」には、機械による生産を始め、手作り生産も含める。

- (3)「同一な物品を量産できるデザイン」とは、物理的に完全に同じ物品を量産できるデザインでなければならないのではなく、そのデザイン分野で通常の知識を有する者がその知識に基づいて合理的に解釈したとき、同じ物品と見ることのできる水準の同一性を有する物品を量産できるデザインを意味する。

(例)同一性が認められる範囲で繰り返し生産できると認められる場合



「カルビ」

(4) 部分デザインの工業上の利用可能性の要件

- ①部分デザインにおいてもデザインの対象となる物品が工業的、又は手作りの方法により繰り返し量産ができなければならない。
- ②「物品の液晶画面等の表示部に表示される図形等」(画像デザイン)が物品に一時的に具現される場合にも、その物品は、画像デザインを表示した状態で工業上利用できるデザインとして取扱う。

第4部
デザ
イン
登録
の
要件

2) 工業的な生産方法により量産可能であると見なせないデザインは次のとおりである。

- (1) 自然物をデザインの構成主体に使用したものであって、大量生産できないもの
(例) 動物の剥製、生け花、水石
- (2) 純粋美術の分野に属する著作物
(例) 絵、ガラス工芸作品、陶磁器作品、設置美術作品
- (3) 物品を商業的に取扱う過程で作られたサービスデザイン

2. デザインの具体性の要件

次の場合のように、デザインの表現が具体的ではなく、工業上利用できないデザインは、法第33条（デザイン登録の要件）第1項本文に違反しデザイン登録を受けることができない。

- 1) 図面にデザインの全体的な形態【物品の裏側部分から見た図面(背面斜示図)]及び下面部分から見た図面(底面斜示図)を含む】が明確に表現されず、ある部分が推測の状態に残っている場合
- 2) そのデザインが属する分野で通常の知識に基づき出願書の記載事項及び出願書に添付された図面等を総合的に判断し合理的に解釈した場合にも、デザインに関する物品の使用目的、使用方法、使用状態、材質、又は大きさ等が不明確であって、デザインの要旨が把握できない場合
- 3) 図面相互間の不一致の程度が重大かつ明白であって、そのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が経験則により総合的に判断した場合にも、そのデザインの要旨を特定できない場合（大法院2004フ2123判決を参考）
- 4) 図面（図面代用に提出する写真を含める）、見本等が鮮明ではない場合。但し、デザインの表現不足を経験則により補充して見たとき、そのデザインの要旨が把握できて当業者がそのデザインを実施できる程度である場合には、この限りでない。
 - (1) 図面、見本等が小さすぎるか、又は不鮮明であってデザインの要旨が把握できない場合
 - (2) 写真の場合、物品の背景、陰影、他の物品の映像等が撮られてデザインが正確に分からないもの
- 5) デザインが抽象的に表現されたもの
出願書、又は図面の中で文字や符号等を使用し、形状、模様及び色彩を抽象的に説明して、デザインの要旨の把握が不可能である場合
- 6) 材質、又は大きさの説明が必要である場合に、それに関する説明がないもの{規則[別表2](デザインの説明欄の記載事項)参照}

7) 色彩図面の一部に着色しない部分があるもの。但し、図面の「デザインの説明」欄に無着色部分に対し次のとおりに書いた場合は例外とする。**この場合、下記(1)、(2)又は(3)に当該することが明確である場合には書かないこともできる。**

- (1) 白色、灰色、又は黒色であると色彩を書いたもの
- (2) 透明部分と書いたもの
- (3) 開いている部分と書いたもの

8) **図面内にデザイン**を構成しない点・線・符号、又は文字等を表示したものは、次のとおりに処理する。

(1) 不認定になる例

図面内の図形の中に中心線、基線、水平線等を表示するための細線、内容を説明するための指示線・符号、又は文字

(2) 認定される例

図面(3Dモデリング図面を含み、**提出された全ての図面をいう**)に平面、屈曲、凸凹等を陰影で表現するため、模様と混同されない範囲で細線、点、又は濃淡を使用する場合。但し、模様と混同される場合には「**デザインの説明欄**」にその趣旨を書かなければならない。

(例1) 図面内に陰影を表現し、**デザインの説明欄**に「**図面内に表現された細線は、平面であることを表すための陰影線**」と書いたもの



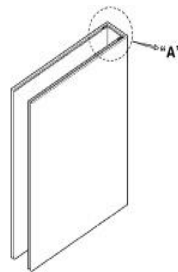
[図面1. 1]

[図面1. 2]

[図面1. 3]

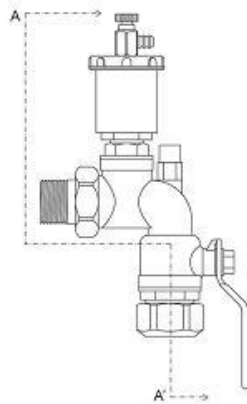
「水中カメラ用レンズ」

(例2) **図面内の**図形の中に拡大部分を表示したものであって、要旨把握が可能な場合



「アルバム用バインダー」

(例3) 図面内に(複合)断面部を表示するためのものであって、要旨把握が可能な場合



「上水管連結バルブ」

※図面内に破線を図示して模様を表すための場合には、その趣旨をデザインの説明欄に記載しなければならない。

例)「破線は裁縫線を表すものであって、デザインを構成する模様である」と記載した携帯電話のケース



[審査官参考] 陰影線の表現

次の場合には模様を構成しない陰影線で判断できる。

- i) デザインを表現することに使用される線より細い線を重なって使用した場合
- ii) 形状又は模様線とつながっていない細い線を使用した場合

9) 物品に表現された文字・表示は、次のとおりに取扱う。

(1) 物品に表現された文字・表示のうち次に該当するものは、模様から見てデザインを構成するものと見なす。

- ① 物品を飾る機能のみをするもの
- ② 情報伝達機能と物品を飾る機能をともにするもの

- (2) 物品に表現された文字・表示の中で専ら情報伝達のため使用されているものとして、
次のような場合は、模様と見なさないため、デザインを構成するものとして取扱わない。

①新聞・書籍の文章部分

②成分表示、使用説明、認証表示等を普通の形態で表した文字・表示

(例) 文字が表示された「携帯電話機」



認証マークが表示された包装紙



10) 図面だけでは物品の全体的な形態を明確かつ十分に把握できない場合

11) 図面で省略された部分により、デザインの全体的な形状が明確せず、それに関する

説明が必要であると認められた場合に、「デザインの説明」欄に正確に書かなかった場合。但し、次のいずれかに該当し、一部図面だけを提出する場合には、デザインの説明欄に当該理由を記載しなければならない〔規則〔別表2〕(デザインの説明欄の記載事項)参考〕。この場合、平面的な物品を表現し裏側部分の模様がないう場合には「裏側部分は模様なし」と記載することができ、記載しない場合には模様がないうものとみなす。

(例) 一部図面を提出する場合とデザイン説明欄の記載方法

区分	提出図面	記載方法
(1)前面部分と裏面部分 同じか対称である場合	前面部分又は 裏面部分	「裏面部分は前面部分と同じ(対称)であ ため省略する」又は「前面部分は裏面部 と同じ(対称)であるため省略する」
(2)左面部分と右面部分 同じか対称である場合	左面部分又は 右面部分	「右面部分は左面部分と同じ(対称)であ ため省略する」又は「左面部分は右面部 と同じ(対称)であるため省略する」
(3)上面部分と下面部分 同じか対称である場合	上面部分又は 下面部分	「下面部分は上面部分と同じ(対称)であ ため省略する」又は「上面部分は下面部 と同じ(対称)であるため省略する」
(4) (1)、(2)、(3)の他 の中で同じ部分が複数あ る場合、	同じ部分のう 一つの部分	当該理由を説明

区分	提出図面	記載方法
(5)常に設置又は固定されているため、特定部分を見られない場合	特定部分を除いた残の部分	当該理由を説明
(6)画像デザインである場合	画像デザインが図示される部分	当該理由を説明

12) 提出された図面だけではデザインを十分に表現できない場合であって、次に該当するもの〔規則〔別紙第4号書式〕(デザイン図面)の記載要領を参考〕

(1) 展開図、断面図、拡大図、切断部の断面図、又は使用状態図等がない場合

※展開図等の図面は下記の表のように区分して提出し、当該図面に関する説明をデザインの説明欄に書かなければならず、下記の区分に従って作成されない図面は参考図面と判断する。

区分		備考
付加図面	(切断部)断面図	下記13)に従って作成
	(部分)拡大図	下記14)に従って作成
	展開図	展開図を出願デザインとして提出した場合に、された状態の図面は付加図面にする
	分解斜示図	使用状態を表すためのものは除外する
参考図面	使用状態図	その他のデザインの用途等に対する理解を助けたための図面

(2) 組立て玩具等のような合成物の場合に

① 構成する各片の図面だけで使用の状態を十分に表現できないものに対しては、その作られる状態、又は保管される状態を表示する図面がない場合

② 組み立てられた状態の図面だけでは分解された状態を十分に表現できないものに対しては、構成する各片の図面がない場合

- (3) 開かれて閉まったり、広げられ**畳められる等、形態が変化する**物品のデザインであって、変化の前後の状態を図示しないと、そのデザインを十分に表現できない場合に、変化する前と後の状態が分かる各々の図面がない場合

(例)「机が付設された椅子」の広げた状態の図面及び畳んだ状態の図面



[図面A.1.1]



[図面B.1.1]

- (4) **連続的な一連の過程を通じて形態が変化する物品のデザイン**であって、その動作状態を表現しないと、そのデザインを十分に把握できない場合に、停止状態の図面とその動作状態が分かる図面(動作の中で基本的な姿勢、動作内容を表す軌跡等)がないか、必要であると認められる場合に、デザインの説明欄にそれに関する説明がない場合

(例)「ロボット玩具」の**形態が変化する**連続動作を表した一連の図面



[図面A.1.1]



[図面B.1.1]



[図面C1.1]



[図面D.1.1]

第4部
デザ
イン
登録
の
要件

- 13) 断面図等の切断面及び切断したところの表示が次に該当する場合

- (1) 切断面に平行斜線が不完全に表示されたか、表示がないもの
- (2) 切断された部分を元の図面に鎖線等で表示(切断鎖線、符号及び矢印)しなかったか、それに相応する方法で表示しなかったもの。但し、一定の図面を指定し、その図面の中央縦断面図、又は中央横断面図と書いたものは例外とする。

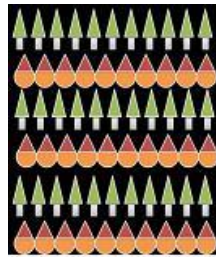
- 14) 部分拡大図の元の図面に拡大した部分を鎖線、又はそれに相応する方法で表示しなかったもの。但し、拡大した部分の位置、大きさ、範囲が明確に分かる場合には、元の図面にその表示をしないことができる。

- 15) 蓋と本体に構成された物品のように、分離できる物品であって、結合された状態だけではデザインを十分に表現できない場合には、その結合した状態の図面と構成物品の各々の図面がない場合
- 16) 立体的な物品として形状が連続するデザイン、又は平面的な物品として模様が連続、又は反復するデザインであって、図面にその連続状態が分かるように図示(単位模様が1.5回以上繰り返されなければならない)されていないか、「デザインの説明」欄に形状や模様が1方向、又は上下左右に連続、又は反復する状態に対する説明がない場合
(例)「織物生地」デザインの図面に模様が上・下、及び(又は)右・左に連続・反復する状態を表す図示

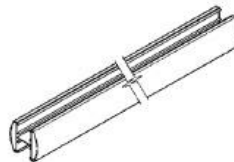
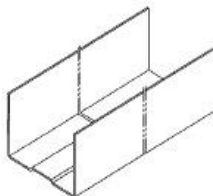
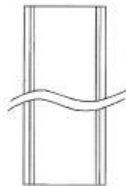
正しくない図示



正しい図示



- 17) 長さが限定された物品の中間を省略した図面であって次に該当するもの
- (1) 省略した部分を2行の平行した一点鎖線に切断し表示しなかったか、それと相応する方法で表示せず、デザインが明確に分からない図面
(例) 2行以上の曲がった曲線、二点鎖線及びジグザグ線等で切断しても工業上の利用可能性を認定



(2) デザインの全体的な形状が明確せず、省略した長さの表示が必要であると認められた場合、図面上、何mm、又は何cm省略されたという趣旨をデザインの説明欄に書かなかった場合。但し、電線、紐、縄等のように物品の構成主体ではなく、付随的な構成物の長さを図面上省略する場合には、図面上省略した長さを書かなくてもよい。

18) 一組に成された物品のデザインであって、片方の形態のみを図示し、残りの片方の説明を「デザイン説明欄」に書かなかった場合

(例)「靴」の図面に片方の形態のみが図示されており、他の片方に対する説明がないもの

19) 橋や家屋等、土木建築用品に関するデザインであって、**繰り返し生産の可能性**や運搬の可能性に対する説明が必要であると認められる場合に、それに関する説明を「デザインの説明欄」に書かなかった場合

20) 物品の全部、又は一部が透明なデザインであって、その図面が次により作成されなかったもの

(1) 外周面に色彩がなく、模様がない場合には、透明に見える部分を見るまま表現し、必要であると認められる場合には、その趣旨を図面の「デザインの説明」欄に書く。但し、物品の特性上、全部、又は一部が透明であるものが明白である場合は、それを書かないことができる。

(例) デザインの説明欄に透明であるという趣旨の記載がなくても工業上利用可能性がある場合

「眼鏡」



「発光ダイオード電球」

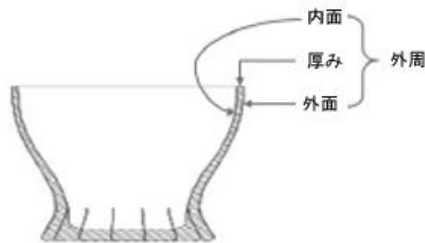


「腕時計本体」



(2) 外周の外面・内面・厚みの中のいずれかの一か所に模様、又は色彩が表現されている場合には、透明に見える部分を見るまま表現する図面以外に、模様、又は色彩が明確に分かる図面（内面の模様や色彩が投影されていない外面、底面の模様や色彩が投影されない上面、又は模様部分の展開図等）を添付し、必要であると認められる場合には、その趣旨を図面の「デザインの説明」欄に書かなければならない。但し、図面だけでも十分に表現された場合には、それを書かないこともできる。

（例）模様が入っているコップや瓶等



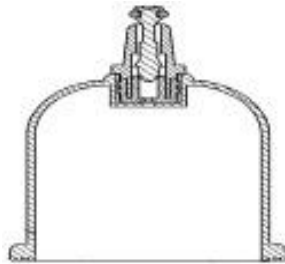
(3) 外周の外面・内面・厚みの中や、外周に取り囲まれた内部のあるところに2以上の形状、模様、又は色彩が表現されている場合には、透明に見える部分を見るまま表現する図面以外に、その形状・模様、又は色彩が表現されている各面別（外周の外面、内面、又はその厚みの中、外周に取り囲まれた内部）に図示した図面を添付し、必要であると認められる場合には、その趣旨を図面の「デザインの説明」欄に書かなければならない。但し、図面だけでも十分に表現された場合には、それを書かないこともできる。

(4) 透明立体であって、その一面にのみ模様、又は色彩がある場合には、その面にだけ模様、又は色彩を表現（ほかの面に投影されて見えるとしても表現しない）し、必要であると認められる場合には、その趣旨を図面の「デザインの説明」欄に書かなければならない。但し、図面だけでも十分に表現された場合には、それを書かないこともできる。

（例）紙押え等

- (5) 透明な部分の厚みを表現しないと、デザインの内容を明確に分からない場合には、透明部分の厚みの形状が分かる断面図を添付しなければならず、切断された部分は、ハッチング(連続した斜線)を使用しなければならない。

(例) 厚みを表現した断面図



21) 部分デザインを表現する図面が次に該当する場合

- (1) 部分デザインで登録を受けようとする部分の範囲が明確に特定されていない場合

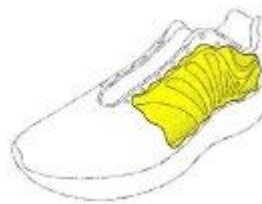
- ① 全体デザインのうち部分デザインでデザイン登録を受けようとする部分を実線で表現し、その他の部分を破線で表現する方法に従わなかったか、それと対応する表現方法に従わなかった場合

(例) 彩色(coloring)、又は境界線(boundary)等で表現し、部分デザインで登録を受けようとする部分を特定したものと認められる場合

「トラクター」



「運動靴」



「画像デザインが表示された
テレビ受像機」「画像デザインが表示され
た移動通信機器」「画像デザインが表示された
ディスプレイパネル」

②部分デザインで登録を受けようとする部分を図面等で特定している方法に対する説明が必要であると認められる場合に、その趣旨を図面の「デザインの説明」欄に書かなかった場合

③部分デザインで登録を受けようとする部分の境界が不明確な場合、その境界を1点鎖線、又はそれに相応する方法で表示しなかったか、それに関する説明が必要であると認められる場合に、その趣旨を「デザインの説明」欄に書かなかった場合

(2)部分デザインで登録を受けようとする部分の全体形態が図面に明確に表れていない場合

(3)液晶画面等の物品の表示部に一時的に図形等が表示される画像デザインを部分デザインとして出願した場合に

①画像デザインを特定する部分を実線で表示し、その他の部分を破線で表現する方法に従わなかったか、それに相応する方法で表示しなかった場合

(例)彩色 (coloring)、又は境界線 (boundary)等で表現し、部分デザインで登録を受けようとする部分を特定したものと認められない場合

「画像デザインが表示され
たマルチメディア端末機」「画像デザインが表示され
た携帯用端末機」「画像デザインが表示され
た液晶表示板」

②動的画像デザインの場合に、動的画像の動きを表す一連の連続動作を表現する図面がないか、動的画像の動きの一定性及び統一性に対する表現が十分ではない場合

(4) 参考図面を動画ファイル形式で提出する動的画像デザインの場合に

①参考図面以外の図面を動画ファイル形式の図面で提出する場合

②参考図面に提出された動画ファイルを立ち上げた場合、図面が再生しないか、デザインの対象が明確に表現されていない場合。但し、提出された図面だけで動作状態等のデザインが十分に把握できる場合には、この限りでない。

③静止状態の図面とその動作状態が分からない図面(動作の中で基本的な姿勢、動作内容を表す軌跡等)がないか、必要であると認められる場合にデザインの説明欄にそれに関する説明がない場合

(例) 参考図面を動画ファイル形式で提出した動的画像デザイン図面の例

(参考図面は動画ファイルを立ち上げた場合の動作の軌道を表したものである。)

「画像デザインが表示された携帯電話機」



【図面 1.1】



【参考図面 1.1】



【参考図面 1.2】



【参考図面 1.3】



【参考図面 1.4】



【参考図面 1.5】



【参考図面 1.6】



【参考図面 1.7】

22) 書体デザインを表現する図面が次に該当する場合

- (1) 指定文字の図面、例文の図面、又は代表文字の図面が規則[別表1](書体デザインの図面)で定める方式どおりに図示されなかった場合
- (2) 指定文字の図面、例文の図面及び代表文字の図面のうち一部がない場合

23) 一組の物品のデザインの図面が次に該当する場合

- (1) 各構成物品ごとにそのデザインを十分に表現できる1組の図面を図示しなかった場合
- (2) 各構成物品が相互集合され、一つの統一した形状・模様、又は観念を表した場合に、構成物品が組合された状態の1組の図面と各構成物品に対する1組の図面を図示しなかった場合
- (3) 各構成物品の一つのデザインを図面と3Dモデリング図面を混合して表現した場合

24) 3Dモデリング図面が次に該当する場合

- (1) 3Dモデリング図面がシェーディング状態ではないワイヤーフレーム状態でモデリングされているか、3次元の回して見る状態ではなく、2次元の状態で図面が表現された場合
- (2) 3Dモデリング図面がデザインの対象となる物品の全体的な形状が明確に図示されず、該当物品の把握が困難である場合
- (3) 3Dモデリング図面を立ち上げた場合、図面に壊れたり爆発したりする現象が発生し該当物品の把握が困難である場合
- (4) 透明部のある物品の図面において、その透明状態を明確に表現せず、透明かどうかの把握が困難である場合

25) 図面及び付加図面が線図、写真、又は3Dモデリング図面のうち一つに統一して作成されなかった場合。但し、写真で提出する場合、断面図又は切断部断面図は線図で提出することができる。**26) 3Dモデリング図面でデザイン登録出願をする場合にはすべての図面を、複数デザイン登録出願する場合には全ての一連番号のデザインを3Dモデリングファイル形式に提出しなければならない。**

第3章 新規性

関連法令

デザイン保護法 ▼

第2条(定義) この法で使用する用語の意味は、次のとおりである。

1. 「デザイン」とは、物品[物品の部分(第42条は除く)及び字体を含む。以下同じ]の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
2. 「字体」とは、記録や表示又は印刷等に使用するために共通的な特徴を有する形態で作られた一組の文字体(数字、文章符号及び記号等の形態を含む)をいう。
3. 「登録デザイン」とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。
4. 「デザイン登録」とは、デザイン審査登録及びデザイン一部審査登録をいう。
5. 「デザイン審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件を全て取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。
6. 「デザイン一部審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のうち一部のみを取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。
7. 「実施」とは、デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、又はその物品を譲渡又は貸与するために請約(譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為をいう。

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインとして次の各号のいずれか一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知され、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用することができるようになったデザイン

 関連法令

3.第1号又は第2号に該当するデザインと類似したデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する人が次の各号のいずれか一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれか一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1.第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合

2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後に第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一であり、又は類似した場合にそのデザインは第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。但し、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。

第62条(デザイン登録拒絶決定)①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合

2.第27条、第33条から第35条まであって、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によってデザイン登録を受けることができない場合

3.条約に違反された場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合

2.第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号だけ該当する)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によってデザイン登録を受けることができない場合

 関連法令

3.条約に違反された場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願として第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1.デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインで表示した場合

2.基本デザインのデザイン権が消滅した場合

3.基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合

4.関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合

5.基本デザインと類似しない場合

6.基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合

7.第35条第3項によってデザイン登録を受けることができない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願に関して第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらずその情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。

⑤複数デザイン登録出願に対して第1項から第3項までの規定によってデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインにだけ拒絶理由があればその一部デザインに対してのみデザイン登録拒絶決定をすることができる。

1. 新規性の要件

1)デザイン登録出願前に国内、又は国外に公知されたか、公然と実施されているデザイン、又は頒布された刊行物に掲載されたか、電気通信回線を通じて公衆が利用可能になったデザイン(以下「公知デザイン」という)、又はそれと類似したデザインは、法第33条(デザインの登録要件)第1項各号のいずれかの一つに該当し、登録を受けることができない。

2) 部分デザインの新規性要件

部分デザインに関するデザイン登録出願がある前に、次の各号のいずれかの一つに該当するデザインが国内、又は国外で公知・共用されたているか、刊行物に掲載されたか、電気通信回線を通じて公衆が利用されるようになった場合には、該当部分デザインの出願は、法第33条(デザイン登録の要件)第1項各号のいずれかの一つに該当し、デザイン登録を受けることができない。

- (1) 該当の部分デザインと同一、又は類似な部分を含める全体デザイン
- (2) 該当の部分デザインと同一、又は類似な部分を含める部分デザイン

3) 一組の物品のデザインに対しては、一組全体としてのみ新規性の要件を判断する。

4) デザイン一部審査登録出願に対しては、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項により、登録前に新規性を審査しない。但し、法第55条(情報提供)により、情報及び証拠が提供された場合には、それを根拠にし法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項により拒絶決定をすることができる。

5) 新規性が喪失される具体的な類型

類型	公知デザイン (A, aを含める A)	出願デザイン (A, A', a, a')
1	完成品 (A)	完成品 (A, A')
2	部品 (A)	部品 (A, A')
3	一組の部品 (A)	一組の部品(A, A')
4	部分デザイン (A)	部分デザイン(A, A')
5	完成品 (aを含める A)	部品 (a, a')
6	完成品 (aを含めるA)	部分デザイン(a, a')
7	部品(aを含めるA)	部分デザイン(a, a')
8	一組の部品(aを含めるA)	構成物品 (a, a')
9	部分デザイン(aを含めるA)	部分デザイン(a, a')

※ Aデザイン、又はaデザインを含めるAデザインの出願公開、設定登録、又は公知された後に出願された出願デザインA、A'、a、a'デザインは新規性を喪失する。

※ $A=A$, $A \div A'$, $A \div a$, $a \div a'$ の関係である。

2. 新規性が喪失されたデザイン

1) 公知されたか公然と実施されたデザイン

デザイン登録出願前に法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第1号による国内、又は国外で公知されたか、公然と実施されたデザインは次のとおりである。

- (1) デザイン登録出願前にデザインの内容が不特定多数人に知られるような状態になったデザインは、公知デザインと見なす。
- (2) デザインが公知された日と出願日が同じであって、時・分・秒の先後が不明確な場合には、その公知を理由に新規性が喪失されることはない。
- (3) 登録デザインは、その設定登録日から登録公告日前までは、公知デザインと見なす。但し、国際登録デザインは、その国際登録されたデザインが公告された日に公知されたものと見なし、「デザイン公知及び審査資料活用に向けた専門機関指定及び運営等に関する告示」第2条(定義)第2号による公知機関によってデザインが公知された場合には、該当デザインの公知日をカタログ等を通じて確認できれば、その発行日付を基準とし、確認が不可能であれば、そのデザインがオンライン、又はオフラインを通じて一般公衆が閲覧可能な状態になった日を公知日と見なす。
- (4) デザイン登録出願前に不特定多数人に知られる状態で実施されたデザインは、公然に実施されたデザインと見なす。
- (5) 公開されていないデザインの図面を後願に対する拒絶理由の根拠として添付し意見提出通知をした(原則的には許容されない)場合に、その先願デザインは、秘密保持義務のない不特定人に知られたものであるため、公知デザインに該当する。

2) 刊行物に掲載されたか、電気通信回線を通じて公衆が利用可能になったデザイン

デザイン登録出願前に法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第2号による国内、又は国外に頒布された刊行物に掲載されたデザイン、又は電気通信回線を通じて公衆が利用可能になったデザインは次のとおりである。

(1) 刊行物に掲載されたデザイン

①刊行物とは、機械的、又は電氣的な印刷・複製手段により制作され頒布された文書、図画及び写真等をいう。(大法院92フ377判決を参考)

(例) 公報、書籍、雑誌、新聞、カタログ、パンフレット、CD-ROM、マイクロフィルム

②「頒布」とは、その刊行物が国内、又は国外で不特定多数人が閲覧できる状態にあるものを意味する。

③刊行物に掲載された程度は、そのデザインが属する分野で通常の知識を有する者がその全体的な形態が容易に分かるように表現できているれば十分である。(大法院94フ1206判決を参考)

④出願公開されたデザイン及び登録公告されたデザインは、その公開日、又は公告日から刊行物により公知されたものと見なす。(大法院99フ2020判決を参考)

⑤カタログの場合、いったん制作されれば、特別な事情がない限り、頒布されたものと見なす。(大法院98フ1884判決を参考)

⑥刊行物の頒布時期の推定

①発行年度のみが記載されている場合には、該当年度の末日

②発行年月のみが記載されている場合には、該当年月の末日

⑦先願が無効・取消し・放棄、又は拒絶決定や拒絶するという趣旨の審決が確定される前に法第52条(出願公開)により出願公開された場合に、その先願は、刊行物に掲載されたデザインに該当する。

(2) 電気通信回線を通じて公衆が利用可能となったデザイン

①電気通信回線とは、優先、無線、光線及びその他の電気・磁氣的な方式で双方向送受信が可能な伝送路を意味する。

(例) インターネット、双方向伝送ケーブルテレビ

②公衆が利用可能になったということは、秘密保持の義務がない不特定多数人が見ることができる状態に置かれていたことを意味する。

(例) インターネットにリンクが開設され、検索エンジンに登録されて公衆が制限なくアクセスできる場合

第4章 新規性喪失の例外

関連法令

デザイン保護法 ▼

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインとして次の各号のいずれか一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知され、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用することができるようになったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似したデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する人が次の各号のいずれか一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれか一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後に第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一であり、又は類似した場合にそのデザインは第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。但し、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。

第36条(新規性喪失の例外) ①デザイン登録を受けることができる権利を有する者のデザインが第33条第1項第1号又は第2号に該当ようになった場合、そのデザインはその日から6ヶ月以内にその者がデザイン登録出願したデザインに対して同条第1項及び第2項を適用する時には同条第1項第1号又は

 関連法令

第2号に該当しないものと見る。但し、そのデザインが条約若しくは法律によって国内又は国外で出願公開又は登録公告された場合にはこの限りでない。

②第1項本文の適用を受けようとする者は、次の各号のいずれか一つに該当する時にその趣旨を書いた書面とこれを証明することができる書類を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1.第37条によるデザイン登録出願書を提出する時、この場合証明することができる書類はデザイン登録出願日から 30日以内に提出しなければならない。

2.第63条第1項による拒絶理由通知に対する意見書を提出する時

3.第68条第3項によるデザイン一部審査登録異議申立に対する答弁書を提出する時

4.第134条第1項による審判請求(デザイン登録無効審判の場合に限定する)に対する答弁書を提出する時

第48条(出願の補正と要旨変更) ①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項若しくは写真又は見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をすることができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で決めた時期にすることができる。

1.第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下“デザイン登録可否決定”という)の通知書が発送される前まで

2.第64条による再審査を請求する時

3.第120条によってデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その請求日から30日以内

 関連法令

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更することでデザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願はその補正書を提出した時にデザイン登録出願をしたものと見る。

1. 新規性喪失の例外規定の趣旨

- 1) デザインが公知された場合、その公知デザインが最初に公知された日から6か月以内にその公知デザインに対しデザイン登録を受けられる者がデザイン登録出願をすれば、その出願デザインの審査においてその公知デザインを公知されていないものと見なす。
- 2) 新規性喪失の例外は、公知デザインと出願デザインがそれぞれ一定の要件を満足すれば、両デザインが同一であるか、又は類似であるかの可否を問わず適用される。
※たとえ、出願デザインと同一であるか、類似な公知デザインに対してのみ新規性喪失の例外が適用されるとすれば、両デザインが非類似である場合〔出願デザインはA(a+b)、公知デザインはa、b〕には、その公知デザインの新規性喪失の例外が認められないだけでなく、出願デザインがその公知デザインにより容易創作で拒絶される矛盾が生じる。

2. 新規性喪失の例外の要件

- 1) 新規性喪失の例外を主張できる者
 - (1) デザインが公知された当時、そのデザインに対しデザイン登録を受けられる権利を有する者が出願するか、又は公知された後、その権利を承継した者が出願しなければならない。
 - (2) デザインの公知主体が多数である場合、そのうち一人以上の出願人が含まれていなければならない。

2) 新規性喪失例外主張の対象

- (1) デザインが公知された日から6ヶ月以内に出願されたものでなければならない。
- (2) デザインが自分の意思に反して公知となった場合も、公知された日から6ヶ月以内に出願されたものでなければならない。
※後願の拒絶引用文献に引用された他人の未公開先願デザインがその拒絶理由の通知により公知となり、新規性を喪失した後、再度出願された場合であっても、6ヶ月以内に出願されたものでなければならない。
- (3) 同一のデザインが複数回公知された場合には、最初の通知日から6ヶ月以内に出願されたものでなければならない。
- (4) 出願デザインが証明書類の公知デザインと同じであるか、又は類似のかどうかは、関係がない。
- (5) デザインが法律や条約に基づき、国内、又は国外で出願公開、又は登録発表がされた場合(特許、実用新案、デザイン、商標に関する公報)には、新規性喪失例外を主張することができない。

3) 新規性喪失例外主張の時期と手続

- (1) 出願するとき、その趣旨を願書に書いて主張しなければならない。つまり、願書に「新規性の主張」の項目を作り、デザインの公知の形態や公知日などを記載しなければならない。
- (2) その公知デザインを拒絶理由とした意見提出通知書に対応し提出する意見書などを通じて、その趣旨を主張することもできる。
- (3) その公知デザインを申請理由としたデザインの一部審査登録異議申立てに対する答弁書などを通じてその趣旨を主張することもできる。
- (4) その公知のデザインを請求理由としたデザイン登録無効審判に対応し提出する答弁書などを通じてその旨を主張することもできる。
- (5) 同じデザインが何度も公知されている場合には、最初の通知を主張すれば十分である(特許法院2008ホ3407判決参照)。

[審査官参考]

出願人が法第36条第2項第2号、第3号、又は第4号に基づき、意見書又は答弁書を通じて新規性喪失例外の趣旨を主張する場合には、デザイン審査システムに当該内容を直接入力し、デザイン審査システムに反映されるようにする。

4) 新規性喪失例外主張の証明書類の提出

(1) 出願時に新規性喪失例外を主張する場合、

- ① 出願日(国際デザイン登録出願の場合に国際公開日)から30日以内にその証明書類を提出しなければならない。
- ② 証明書類には、公知形態、公知日付、公知主体及びデザイン図面等の客観的な証拠事実を提示しなければならない。
- ③ デザインが公知された当時のデザイン登録を受けられる権利を有する者と、該当出願書に記載された出願人が異なる場合には、公知以降、その権利が承継されたという事実を証明書類に明示し、証拠を提示しなければならない。

(2) 意見提出通知書等に対する意見書等を通じて、新規性喪失例を主張する場合には、該当書類にその事実を証明する書類を添付しなければならない。

3. 新規性喪失の例外主張の不認定

1) 次の例のように、新規性喪失の例外主張を認められない場合には、不認定予告通知をして意見書提出の機会を与えなければならない。

(例) 公知主体、公知形態、公知デザインの図面等が不明確な場合

※新規性喪失例外主張の認定可否を判断するにおいて、出願デザインが公知デザインと同一であるか、又は類似であるかは考慮しない。

2) 予告通知により提出された意見にもかかわらず、例外主張が認められないと判断されれば、不認定通知をしなければならない。

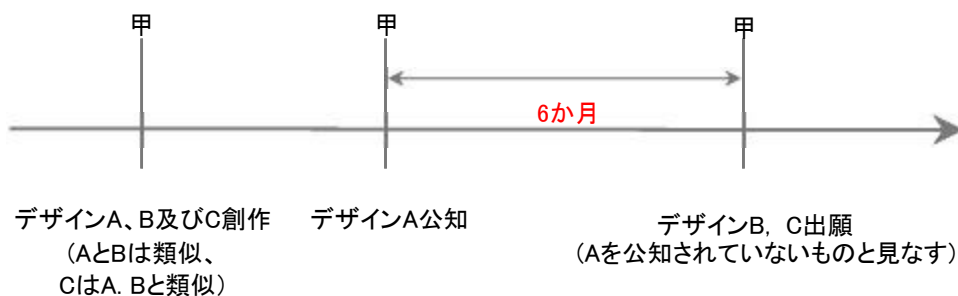
3) 新規性喪失の例外主張に対する証明書類を提出しなかった場合には、新規性喪失例外主張は当然効力がないため、別途の手続を踏む必要がない。

4) 新規性喪失の例外が認められない場合には、その公知デザインを出願デザインに対する新規性及び容易創作の判断の根拠として活用することができる。

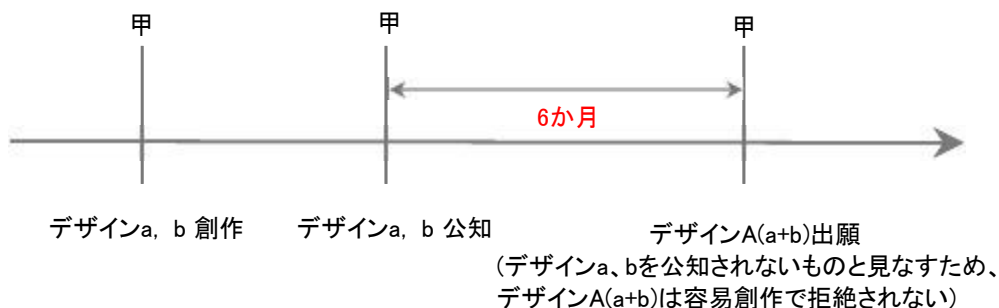
4. 新規性喪失の例外認定の効果

新規性喪失の例外が認められれば、その公知デザインは、自己が出願したデザインにより法第33条（デザイン登録の要件）第1項（新規性）及び第2項（容易創作）に該当するかどうかを審査するときに、公知デザインと見なさない。

(例1)



(例2)



第5章 拡大された先願

関連法令

デザイン保護法 ▼

第33条(デザイン登録の要件)①工業上利用することができるデザインとして次の各号のいずれか一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

- 1.デザイン登録出願前に国内又は国外で公知され、又は公然に実施されたデザイン
- 2.デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用することができるようになったデザイン
- 3.第1号又は第2号に該当するデザインと類似したデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する人が次の各号のいずれか一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれか一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

- 1.第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
- 2.国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後に第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一であり、又は類似した場合にそのデザインは第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。但し、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。

第56条(拒絶決定された出願の公報掲載) 特許庁長は、第46条第2項後段によって第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定

関連法令

された場合には、そのデザイン登録出願に関する事項をデザイン公報に掲載しなければならない。但し、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には掲載しないことができる。

第62条(デザイン登録拒絶決定)①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条から第35条まであって、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によってデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反された場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号だけ該当する)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によってデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反された場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願として第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

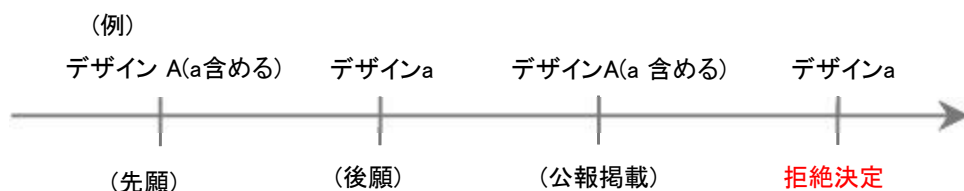
1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインで表示した場合
2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合

関連法令

- 5.基本デザインと類似しない場合
- 6.基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合
- 7.第35条第3項によってデザイン登録を受けることができない場合
- ④審査官は、デザイン一部審査登録出願に関して第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらずその情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。
- ⑤複数デザイン登録出願に対して第1項から第3項までの規定によってデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインにだけ拒絶理由があればその一部デザインに対してのみデザイン登録拒絶決定をすることができる

1. 拡大された先願の要件

- 1)先願デザインの一部と同一であるか、類似な後願デザインが次の各号に該当する場合に、先願と後願の出願人が異なれば、法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)を適用する。**この場合、先願と後願の出願人が同じであるかどうかは登録可否決定時を基準に判断する。**
 - (1)先願デザインの中で後願デザインに相当する部分が後願デザインと機能及び用途に共通性があり、形状・模様・色彩、又はそれらの結合が同一か類似である場合
 - (2)先願デザインの中で後願デザインのデザイン登録出願後に出願公開[法第46条(先願)第2項後段により協議不成立で拒絶決定された出願の法第56条(拒絶された出願の公報掲載)による公開を含める]になるか、登録公告になった場合
 - (3)先願デザインが後願デザインのデザイン登録出願後に出願公開[法第46条(先願)第2項後段により協議不成立で拒絶決定された出願の法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)による公開を含む]になるか、登録公告がされた場合



2) デザイン一部審査登録出願に対しては法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項により登録決定前にそれを審査しないが、法第55条(情報提供)により情報及び証拠が提供された場合には、それに基づき法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項により拒絶決定することができる。

3) 拡大された先願の適用対象となる具体的な類型

類型	先願デザイン(aを含める A)	後願デザイン (a, a')
1	完成品	部品
2	完成品	部分デザイン
3	部品	部分デザイン
4	一組の物品	構成物品
5	部分デザイン	部分デザイン

※ 先願デザイン(aを含めるA)が出願公開、又は登録公告されたか、協議不成立で拒絶決定され出願公開される以前に出願された後願デザイン(a, a')は、拡大された先願で拒絶決定する。

※ A) a, a ≡ a' の関係である。

2. 拡大されたの具体的な適用方法

1) 先願デザインを特定するための判断は、出願及び補正時に提出された次の各号の図面に基づく。

(1) デザインの全体的な形態を表現する図面、書体デザインの場合には指定文字図面、例文図面及び代表文字図面(以下「必須図面」という)

- (2) 必須図面だけでは、デザインを十分に表現できない場合に付加される展開図、断面図、切断部断面図、拡大図等(以下、「付加図面」という)
- (3) 部分デザイン登録出願で破線で表現された部分等を含めた全体デザインのうち、後願デザインに相当する部分が対比できるほど十分に表現されている場合には、全体を表現する必須図面及び付加図面

2) 法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)は、先願デザインの出願日の次の日から先願デザインに関する公開デザイン公報[法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)によるデザイン公報を含める]、又は登録デザイン公報の発行日まで出願されたデザイン登録出願(登録公報の発行日に出版されたものを含める)に対し適用する。この場合、秘密デザインに関するデザイン登録公報の発行日は、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により図面等が掲載された公報の発行日をいう。但し、先願デザインに関するデザイン公報の発行時間後にデザイン登録出願されたのが明らかであるデザインに対しては、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第2号、又は第3号を適用する。

3) デザイン登録出願に対し法第33条(デザイン登録の要件)第3号を適用するときに先願デザインに関する公開デザイン公報、又は登録デザイン公報の発行日[先願デザインが秘密デザインに登録された場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により図面等が掲載された公報の発行日をいう]以前には、後願に対し審査保留通知をするが、次の例のように必要時に閲覧できるという趣旨をともに書いて通知する。但し、国際デザイン登録出願は、先に拒絶理由通知をした後に審査保留をする。

(例) 先願が公開等がされず、審査保留通知をする場合の記載

「他人の先願(第30-2011-0000000号)デザインは、公開されていない(又は秘密デザインで請求された)出願書であるため、飼料添付が不可能です。必要なときは閲覧を請求し確認してください。但し、閲覧した内容については他人に漏えいしてはいけません。」

4) 上記の3)により審査保留された後願(国際デザイン登録出願は除く)デザインに対しては、後願デザインと同一か、類似なデザインを含めている先願デザインに関する

デザインに関する公開デザイン公報、又は登録デザイン公報の発行日[先願デザインが秘密デザインに登録された場合には、令第10条(デザイン公報)2項及び第3項により図面等が掲載された公報が発行された日をいう]以降に拒絶理由を通知する。

- 5) 後願デザインと同一であるか類似なデザインを含めている先願デザインに関するデザイン登録出願に対し、拒絶決定が確定[出願公開、又は法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)による公報掲載前に無効・取消し・放棄された場合を含める)]されるか、登録決定があった後、法第82条(登録料の追加納付等)第1項による登録料の追加納付期間が過ぎた後にも、デザイン権の設定登録をしない場合には、法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)を適用せず、登録可否決定をする。

第6章 容易創作

関連法令

デザイン保護法 ▼

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインとして次の各号のいずれか一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知され、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用することができるようになったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似したデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する人が次の各号のいずれか一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれか一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後に第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一であり、又は類似した場合にそのデザインは第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。但し、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合

 関連法令

2.第27条、第33条から第35条まであって、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によってデザイン登録を受けることができない場合

3.条約に違反された場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合

2.第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号だけ該当する)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によってデザイン登録を受けることができない場合

3.条約に違反された場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願として第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1.デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインで表示した場合

2.基本デザインのデザイン権が消滅した場合

3.基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合

4.関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合

5.基本デザインと類似しない場合

6.基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合

7.第35条第3項によってデザイン登録を受けることができない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願に関して第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらずその情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。

⑤複数デザイン登録出願に対して第1項から第3項までの規定によってデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインにだけ拒絶理由があればその一部デザインに対してのみデザイン登録拒絶決定をすることができる。

1. 容易に創作されるデザイン

- 1) 公知デザイン、又はそれらの結合によるか、国内、又は国外で広く知られた形状・模様・色彩、又はそれらの結合（以下、「周知の形状・模様等」をいうにより、そのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が容易に創作できるデザインは、法第33条（デザイン登録の要件）第2項によりデザイン登録を受けることができない。
- 2) 公知デザイン、又は周知の形状・模様等をほぼそのまま利用するか、転用したもの等のような単純模倣ではなく、それらを取捨選択し結合したものでそのデザインを全体的に観察したときに新しい美感を起こさせる場合には、容易に創作できるデザインではない。
- 3) デザイン一部審査登録出願に対しては、法第62条（デザイン登録拒絶決定）第2項により法第33条（デザイン登録の要件）第2項のうち、周知の形状・模様等により容易に創作できるかどうか[すなわち、次の「2.1）（2）④」による容易創作の可否]のみを審査する。
- 4) デザイン一部審査登録出願に対し、法第55条（情報提供）により情報及び証拠が提供された場合には、それに基づき法第62条（デザイン登録拒絶決定）第4項によりデザイン登録拒絶決定をすることができる。

2. 容易創作の可否の判断基準

- 1) 法第33条（デザイン登録の要件）第2項による容易創作として登録が受けられないデザインは、次の基準による。
 - (1) 容易創作の具体的な判断方法
 - ① 「周知の形状・模様等」とは、一般人がそれを分かるほど刊行物やテレビ等を通じて国内に広く知られている形状・模様等をいう。
(例) アニメーションやゲーム等の登場キャラクターが放送やインターネット等で定期的に登場する場合、そうしたキャラクターは、広く知られている形状・模様と見なすことができる。

②「そのデザインが属する分野で通常の知識を有する者」とは、そのデザインが表現された物品を生産、使用等を実施する業界（以下、「当業界」という）でそのデザインに関する普遍的な知識を有するものをいう。

③「容易に創作できる程度」とは、公知デザインの結合、又は周知の形状・模様等をほぼそのまま模倣したり、その加えられた変化が単純な商業的・機能的な変更にはすぎなかったり、又はそのデザイン分野でありふれた創作手法や表現方法を使ってそれを変更・組み合わせたり、転用したことにすぎないデザインだったりする等、創作水準の低いデザインをいう。

※「商業的・機能的な変更」とは、当業界で通常の知識を有する者であれば、誰でも該当デザインがその物品、又は機能に合うようにするため加えることができると考えられる程度の変化をいうものであって、次のような場合を例として挙げられる。

（例）

- ①周知の四角い天井板の側面に傾斜面を表現した程度のもの
- ②周知の卵形を二と本体に分離し菓子容器を作ったもの
- ③有名キャラクターの手や足、胴体を少し変更して人形にしたもの

（商業的な変更の例）

周知のキャラクター
デザインではない



出願デザイン



「人形」

出願デザイン

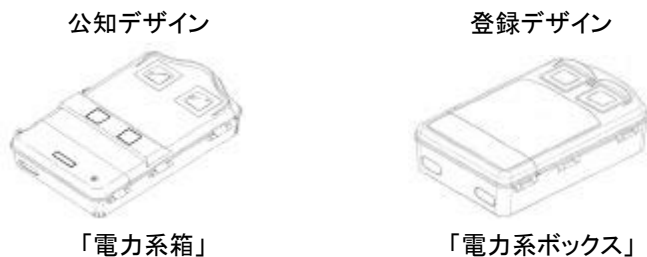


ストラップ人形

- ④周知の形状・模様等による容易創作規定は、すべての物品に適用する。
- ⑤原則として、公知デザインや周知の形状・模様等をもって容易に創作できるかどうかを判断するが、次の場合を含める。
- ⑥出願されたデザインの構成要素の中で周知、又は公知されない部分が含まれていても、その構成要素が付随的か、創作性が低く、全体的な美感に与える影響が少ない場合には、容易創作に該当するものと見なす。

- ㊤出願されたデザインが公知デザインの結合ではない一つの公知デザインとの関係で全体的な新美感が類似な場合には、原則として新規性規定を適用する。但し、出願されたデザインが公知デザインと比べて全体的な審美感に差があっても、創作水準が低い場合には、容易創作に該当すると見なすことができる。

(例)一つの公知デザインから通常の知識を有する者が容易に創作できる場合
(大法院2008フ2800判決を参考)



(2) 容易創作の種類

- ①公知デザインの結合に基づいた容易創作。但し、物品の用途、機能、形態等の関連性によりそのデザインの結合が当業界の常識で成立しないと判断される場合には、容易創作と見なさない。

- ②デザインの構成要素の一部分をほかのデザインに置き換えした容易創作

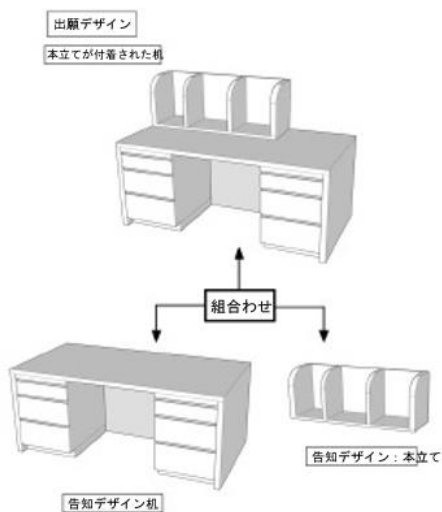
(例)公知の時計が付着されたラジオの時計部分を単純にほかの時計の形状等に置換した「時計が付着されたラジオ」



㊤複数のデザインを組み合わせて一つのデザインを構成する容易創作

(例) 公知の机の形状に公知の本立て形状を付着してつくられた

「本立てが付着された机」



②デザインの構成要素の配置変更による容易創作

(例) 公知デザインの構成要素の配置を変更したことに過ぎない「電話機」



③デザインの構成要素の割合の変更や、構成単位の数増減による容易創作

(例) 公知デザインが厚生単位数を異にしたのに過ぎない「ベンチ」



④周知の形状・模様・色彩、又はそれらの結合に基づいた容易創作

※周知の形状等によるものであっても、そのデザインが属する分野で通常の知識を有する者が容易に創作できるものでなければ、容易創作と見なさない。

①平面的な形状の例



三角形

四角形

六角形

円形

梅型

蘭型

指輪型

星形

㊤立体的な形状の例

あ) 柱



三角柱



四角柱



六角柱



梅型柱



ペアの円柱



円柱

い) 筒



六角筒



四角筒



梅型筒



ペアの円筒



三角筒



円筒

う) 溝



六角筒の溝



仕切り型の四角筒の溝



三角筒の溝



円筒の溝



四角筒の溝

え) 角



三角の角



四角の角



円の角



六角の角

お) ピラミッド型



三角ピラミッド



四角ピラミッド



六角ピラミッド



円のパラミッド

か) ピラミッド桶



三角ピラミッド桶



四角ピラミッド桶



六角ピラミッド桶



円錐桶

き) 正多面体



三角形正多面体

く) その他



円球



半円柱

④ 周知の模様の例

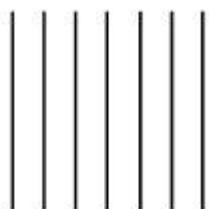
方眼パターン(gird)



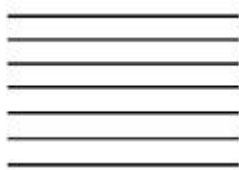
ドットパターン



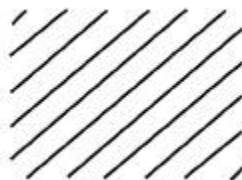
スプライト(縦)



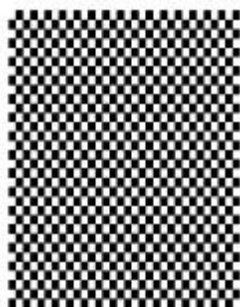
スプライト(横)



スプライト(斜線)



モザイクパターン



三角形パターン



ドビーパターン



㊦物品の典型的な形状の例：飛行機、自動車、汽車等の典型的な形状

㊧ありふれた模様の例：鳳凰柄、カメの背中柄、基盤模様、水玉模様、卍柄等

㊨色彩：色彩が模様をなす場合に限って判断要素とし、単一色でぬらした者は創作性判断に影響がないものと見なす。

㊩自然物、有名な著作物、有名な建造物、有名な形式等に基づいた容易創作、又はそれらの結合に基づいた容易創作。支配的な特徴の結合で創作性が低い場合を含める。

あ)自然物：鳥、魚、牛、竹の葉、花びら、松、木目、石、岩等

※自然物であっても、その表現方法が特異なものは、「周知」ではない。

(例)花びらや昆虫の足等、自然物の一部を特異な角度で顕微鏡で拡大して見た拡大写真等

い)著作物：キム・ホンドの風俗画、漫画の主人公「ポパイ」等広く知られた絵、彫刻、漫画、映画等

(例)デザインのモチーフが有名キャラクターと類似している場合等

う)建造物：南大門、南山タワー、自由の女神像、エッフェル塔、仏国寺、オリンピック主競技場等に広く知られている建造物

え)景色：白頭山天池、金剛山、漢拏山の白鹿潭、富士山、ナイアガラの滝等の有名な景色

お)運動競技や各種イベントシーン：独立運動記念日イベントシーン、オリンピック競技開催のシーン、サッカーの試合、バレーボールの試合等各種競技のシーンがリアルに表現されたもの

※建造物や景色であっても見る角度によって特徴を有するよう]に表現されている場合は、「周知」ではない。

㊪周知デザインに基づいた容易創作は、次の場合にこれを適用する。

あ)当業界で刊行物やテレビ等を通じて広く知られているデザインを「周知デザイン」と見なす。

い)異種物品間のデザインの転用がその業界の慣行になっている場合

う)物品の用途、機能、形態等の関連性により異種物品間のデザインの転用この当業界で常識として行われる場合

(例)ET人形の形状・外見を貯金箱に転用すること等

お)物品の形状と文字で構成されたデザインにおいて、形状と文字部分が結合された全体として創作性がない場合

(例)ゴシック体でほぼそのまま書かれた「ET」を長方形形状の「ステッカー」にデザインしたもの等

③公知デザインが周知の形状・模様等と組合わせした場合も、容易創作に該当するものと見なす。

(例)公知デザインと周知の形状・模様等の結合による容易創作である場合

(大法院2008フ491判決を参照)

本事件登録デザイン
「お箸」



比較対象デザイン1
「お箸」



比較対象デザイン2
「お箸」



比較対象デザイン3
「お箸」



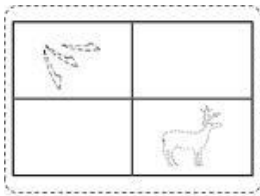
(3)容易創作に対する証拠の提示

①頒布された刊行物に掲載、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能になった公知・共用のデザインを容易創作の判断の基礎資料とする場合には、該当の公知・共用のデザインが掲載された出版物の書誌事項・デザイン、又はそのデザインが掲載されたウェブサイトのアドレス・画面等を意見提出通知書に添付し、該当公知・共用のデザインを提示しなければならない。

②周知の形状・外見等、又は周知のデザインを容易創作判断の基礎資料とする場合には、証拠を提示する必要がない。

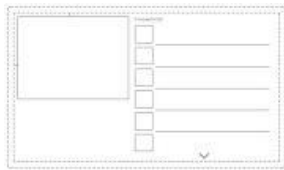
2) 部分デザインの容易創作に関する判断基準は、全体デザインの容易創作に関する判断基準に従うが、全体における部分デザインで登録を受けようとする部分の機能及び用途、位置、大きさ、範囲等を総合的に考慮し判断する。**この場合、画像デザインの容易創作の判断は表示部内で部分デザインとして登録を受けようとする部分(実線部分)を考慮し、必要である場合、破線部分の機能及び用途を総合的に考慮して判断することができる。**

例1) 部分デザインとして登録を受けようとする部分が周知の四角形を均等に分割した程度に過ぎず、創作性が認められない例



「画像デザインが表示されたディスプレイパネル」

例2) 表示部内部に周知の四角形を適用したが、大きさの変化及び配置等を総合的に考慮したとき、創作性が認められる例



「画像デザインが表示されたTVモニター」

3) 出願デザインが公知デザインや周知の形状・模様等によって容易に創作でき、公知デザインと同一、又は類似する場合には、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)の各号を適用する。

4) デザイン登録を受けることができる権利を有する者のデザインが新規性を喪失するようになった場合に、その日から6月以内にその者がデザイン登録出願をするときは、その公知デザインは容易創作の判断の根拠としない。

※後願の拒絶先行技術文献で引用された他人の未公開先願のデザインが、その拒絶理由の通知により、公知となって新規性を喪失した後、再度出願された場合にも同様である。

(例) 電話機の本体及び受話器のデザインがそれぞれ先に公知された後、これらを組合わせた電話機のデザインが法第36条(新規性喪失の例外)第1項の規定による期間内に1デザイン登録出願に出願された場合



公知デザイン



公知デザイン



出願デザイン

第7章 先願

関連法令

デザイン保護法 ▼

第35条(関連デザイン) ①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自分の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(以下“基本デザイン”という)とだけ類似のデザイン(以下“関連デザイン”という)に対しては、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限って第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず関連デザインでデザイン登録を受けることができる。

②第1項によってデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインとだけ類似したデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下“専用実施権”という)が設定されている場合には、その基本デザインに関する関連デザインに対しては第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

第46条(先願) ①同一であり、又は類似したデザインに対して他の日に2 以上のデザイン登録出願がある場合には、先にデザイン登録出願した者だけがそのデザインに関してデザイン登録を受けることができる。

②同一であり、又は類似したデザインに対して同じ日に2 以上のデザイン登録出願がある場合には、デザイン登録出願人が協議して決めた一つのデザイン登録出願人だけがそのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。協議が成り立たず、又は協議ができない場合には、どのデザイン登録出願人もそのデザインに対してデザイン登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又は第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は第1項及び第2項を適用する時には最初からなかったものと見る。但し、第2項後段に該当して第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

 関連法令

- ④無権利者がしたデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用する時には最初からなかったものと見る。
- ⑤特許庁長は、第2項の場合にデザイン登録出願人に期間を決めて協議の結果を届けることを命じてその期間内に申告がなければ第2項による協議は成立されなかったものと見る。

第56条(拒絶決定された出願の公報掲載) 特許庁長は、第46条第2項後段によって第62条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、そのデザイン登録出願に関する事項をデザイン公報に掲載しなければならない。但し、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には掲載しないことができる。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

- 1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
- 2.第27条、第33条から第35条まであって、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によってデザイン登録を受けることができない場合
- 3.条約に違反された場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

- 1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
- 2.第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号だけ該当する)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によってデザイン登録を受けることができない場合
- 3.条約に違反された場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願として第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

 関連法令

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインで表示した場合
2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
5. 基本デザインと類似しない場合
6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合
7. 第35条第3項によってデザイン登録を受けることができない場合
- ④ 審査官は、デザイン一部審査登録出願に関して第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらずその情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。
- ⑤ 複数デザイン登録出願に対して第1項から第3項までの規定によってデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインにだけ拒絶理由があればその一部デザインに対してのみデザイン登録拒絶決定をすることができる。

デザイン保護法施行規則 ▼

第43条(協議の結果の届出)①法第46条第5項の規定により一つのデザイン登録出願人を定めて申告しようとする者又は法第57条第5項の規定により一つのデザイン出願人を定めて変更申告しようとする者は、「特許法施行規則」の別紙第20号式の権利関係の変更届出書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン登録出願について競合(競合)する者すべてが名前を書き、署名又は押印した協議の事実を証明する書類1通
2. 代理人により手続をする場合には、その代理権を証明する書類1通

関連法令

②第1項の規定による申告書を提出する場合には、競合された出願又は出願人変更申告について協議の結果に応じた手順を同時に行わなければならない。

第54条(同一出願の審査) 同じデザインに対し複数のデザイン登録出願がある場合には、先の出願が出願公開又は設定登録がされたりデザイン登録拒絶決定が確定するまで、後願の審査を保留しなければならない。

1. 先願の要件

1) 同一、又は類似の2以上のデザインが、異なる日に出願された場合に、最初のデザイン登録出願をした出願人[法第35条(関連デザイン)第1項に該当する場合を除く]以外は、法第46条(先願)第1項によりデザイン登録を受けることができない。

2) 同一、又は類似の2以上のデザインが同じ日に出願された場合に、出願人が協議して定めた一つの出願人[法第35条(関連デザイン)第1項に該当する場合を除く]以外には、法第46条(先願)第2項によりデザイン登録を受けることができない。

3) デザイン一部審査登録出願に対しては、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項の規定により登録を決定する前に、これを審査しないが、法第55条(情報提供)に基づいて情報及び証拠が提供された場合には、それに基づき法第62条(デザイン登録拒絶決定)第4項により拒絶決定をすることができる。

4) 先願主義が適用される類型

類型	先願デザイン(A)	後願出願デザイン(A, A')
1	完成品	完成品
2	部品	部品
3	一組の物品	一組の物品
4	部分デザイン	部分デザイン

Aデザインと同一か、類似の他人の後願A、A'のデザインは、Aデザインが設定登録されるか、協議不成立により、拒絶決定が確定した場合、先願規定を適用する。

※ $A = A$, $A \equiv A'$ の関係である。

2.先願の地位がある出願

1) 設定登録がされている先願

2) 法第46条(先願)第2項後段により協議不成立で拒絶決定、又は拒絶したという趣旨の審決が確定した先願

3) 2007年6月30日以前に、最初にデザイン登録出願をした後、その出願を放棄したり、その出願に対して拒絶決定、又は拒絶する趣旨の審決が確定した先願

3.先願の規定の具体的な適用方法

1) デザイン登録出願に対し、法第46条(先願)第1項(同一、又は類似のデザインの別の日の出願)を適用する際に

(1) 先願デザインに関するデザイン権の設定登録日[先願デザインが秘密デザインに登録されている場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により、図面等が掲載された公報の発行日]以前や、法第46条(先願)第2項後段の協議不成立により、同条第3項但し書による拒絶決定、又は拒絶する趣旨の審決が確定する前には、次の例のように必要に応じて、先願を閲覧することができるという趣旨を記載し、後願に対し審査保留通知をする。但し、国際意匠登録出願は、先に拒絶理由通知をした後、審査保留通知をする。

(例) 設定登録や、協議不成立による拒絶決定等が確定しておらず、審査保留通知をする場合の記載「他人の先願(第30-2011-0000000号)デザインは、公開されていない(又は秘密デザインに請求された)ため、資料添付ができませんのであって、必要に応じて閲覧を請求しご確認ください。但し、閲覧した内容につきましては他人に漏えいしてはいけません。」

※ 他人の公開されていない先願のデザインをした後願に対する意見提出通知書に拒絶理由の根拠として添付し通知した(原則として許可されていない)

場合に、その先願デザインは、守秘義務がない不特定人に知られているものであるため、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第1号の公知デザインに該当する。

※後願の拒絶先行技術文献に引用された他人の未公開先願のデザインが、その拒絶理由の通知(原則として許容されていない)により、公知となって新規性を喪失した後、再度出願された場合、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)の各号を適用するときには、法第36条(新規性喪失の例外)に基づいて処理する。

(2) 上記(1)により、審査保留された後願(国際デザイン登録出願は除く)に対しては、先願デザインに関するデザイン権が設定登録[先願のデザインが秘密デザインで登録されている場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項の規定により、図面等が掲載された公報の発行]になるか、協議不成立により、拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決(先願デザインが2007年7月1日前に出願された場合には、放棄、拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決)が確定した後に、後願デザインに対して拒絶理由通知をする。

(3) 先願デザインが秘密デザインに登録されている場合には、令第10条(デザイン公報)第2項及び第3項により、図面等が掲載された公報の発行日前までに出版されたデザインに対し、法第46条(先の出願)第1項を適用する。

(4) 先願が無効・取下げ・放棄又は拒絶決定や拒絶するという趣旨の審決が確認される前に、法第52条(出願公開)に基づいて出願公開された場合、その先願は、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)第2号の刊行物に掲載されているデザインに該当する。

(5) 先願デザインに関する出願が無効・取下げ・放棄、又は拒絶決定が確定した場合や、登録決定があった後、法第82条(登録料の追加納付等)第1項による登録料の追加納付期間及び法第83条(登録料の補填)第2項による登録料の補填期間が過ぎた後にも、デザイン権の設定登録をしない場合は、[法第84条(登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復等)第1項による期間を待たずに]、法第46条(先願)第1項を適用せず、後願の登録可否決定をする。

(6) 先願による登録デザインが法第121条(デザイン登録の無効審判)に基づく無効審判に係留中である場合には、後願に対し拒絶理由通知とともに審査保留通知をした後、無効の可否が確定した後に登録するかどうかの決定をする。

2) デザイン登録出願に対し法第46条(先願)第2項(同一又は類似のデザインの同日出願)を適用する際に

(1) 2以上の同一、又は類似のデザインを同日に他人が出願した場合

- ① 特許庁長の名義で期間を定め、出願人に協議結果の提出を求めた後、協議より定められた一つの出願に対して登録決定をし、残りの出願は、拒絶理由を通知した後、拒絶決定をする。
- ② 出願人の中で協議が成立しないか、不可能である場合は、すべての出願について拒絶理由を通知した後、拒絶決定をする。
- ③ 期間内に協議結果の提出がない場合は、協議が成立していなかったものと見なし、すべての出願に対し、拒絶理由を通知した後、拒絶決定をする。
- ④ 指定期間内に複数の協議の結果の提出があったが、その内容が互いに矛盾する場合は、協議が成立していないものと見なし、すべての出願に対し拒絶決定をする。

(2) 2以上の同じデザインを同日に同一人が出願した場合

- ① 特許庁長の名義で出願人に協議の結果提出を求めるとともに、拒絶理由を通知する。
- ② 指定期間内に協議の結果提出がない場合には、協議が成立していないものと見なし、すべての出願に対して拒絶決定をする。
- ③ 指定期間内に複数の協議結果の提出があったが、その内容が互いに矛盾する場合には、協議が成立していないものと見なし、すべての出願に対し拒絶決定をする。

(3) 2以上の類似デザインを同じ日に同一人が出願した場合には、法第46条(先願)第2項を適用せず、次のように処理する。

- ① 一つは、単独デザイン出願として扱い、通常の出願のように審査する。
- ② 残りは、法第35条(関連デザイン)第1項に違反するものと見なし拒絶理由を通知する。

第8章 関連デザイン

関連法令

デザイン保護法 ▼

第35条(関連デザイン) ①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自分の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(以下“基本デザイン”という)とだけ類似のデザイン(以下“関連デザイン”という)に対しては、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限り第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず関連デザインでデザイン登録を受けることができる。

②第1項によってデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインとだけ類似したデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下“専用実施権”という)が設定されている場合には、その基本デザインに関する関連デザインに対しては第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

- 1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
- 2.第27条、第33条から第35条まであって、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によってデザイン登録を受けることができない場合
- 3.条約に違反された場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

- 1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
- 2.第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号だけ該当する)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によってデザイン登録を受けることができない場合

関連法令

3.条約に違反された場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願として第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか一つに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1.デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインで表示した場合

2.基本デザインのデザイン権が消滅した場合

3.基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合

4.関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合

5.基本デザインと類似しない場合

6.基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合

7.第35条第3項によってデザイン登録を受けることができない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願に関して第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらずその情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。

⑤複数デザイン登録出願に対して第1項から第3項までの規定によってデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインにだけ拒絶理由があればその一部デザインに対してのみデザイン登録拒絶決定をすることができる。

付 則

第4条(関連デザイン登録出願に関する適用例) ①第35条第1項の改正規定は、この法施行前の登録デザイン又はデザイン登録出願とだけ類似したデザインとしてこの法施行後1年以内に関連デザインでデザイン登録出願されたものに対しても適用する。

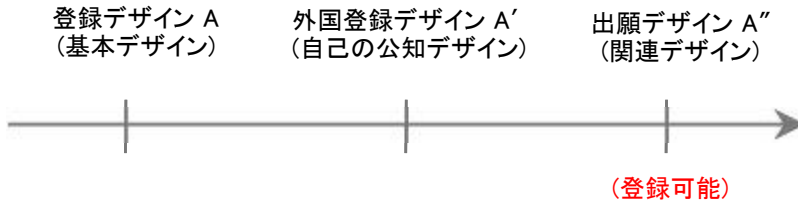
②第35条第3項の改正規定は、この法施行前に専用実施権が設定されたデザイン権のデザインとだけ類似のデザインとして、この法施行後関連デザインでデザイン登録出願されたものに対しても適用する。

第5条(審判請求による補正に関する適用例) 第48条第4項第3号の改正規定は、この法施行前に出願されたデザイン登録出願に対してこの法施行後にデザイン登録拒絶決定を受けたものに対しても適用する。

1. 関連デザインの定義

- 1) 自己の登録デザインや出願デザイン(同日付出願を含め、以下「基本デザイン」という)にのみ類似するデザインとは、基本デザインと類似したデザインであって、その出願日より先行する他のデザイン(出願デザイン、登録デザイン、公知デザイン)と類似していないことをいう。
- 2) 関連デザイン登録出願は、そのデザインが基本デザイン以外の自己の先行する公知デザインと同様であっても、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)により拒絶決定されない。

(例)



- 3) 法第35条(関連デザイン)による関連デザインとは、次のとおりである。

(例) 関連デザインとして登録することができる場合

類型	基本デザイン(A)	関連デザイン(A')
	登録	後願
	先願	後願
	同日付出願	同日付出願
1	完成品	完成品
2	部品	部品
3	一組の物品	一組の物品
4	部分デザイン	部分デザイン

※ 登録されたAデザインと類似しているか、先願、又は同日付出願Aデザインが登録される場合は、それに類似している自己の後願、又は同日付出願A'のデザインは、関連デザインとして登録することができる。(A≡A'の関係である)

※先出願された複数デザインのうち、一つの一連番号デザインを基本デザインに、又は複数デザイン出願のうち、一つの一連番号デザインを基本デザインにすることができる。

i) 先出願された複数デザインのうち、一つの一連番号デザインを基本デザインにする場合



ii) 複数デザイン出願のうち、一つの一連番号デザインを基本デザインにする場合



4) 関連デザイン登録を受けることができる物品の範囲は、基本デザインと同一、又は類似の物品である。この場合、類似の物品とは、用途が同一で機能が異なる物品である。

2. 関連デザインの要件

- 1) 関連デザインが基本デザインの出願日から1年が経過し出願されたものであれば、法35条(関連デザイン)第1項により登録を受けることができない。
- 2) 基本デザインが2014年6月30日以前の登録デザイン、又は出願デザインである場合に、関連デザインが2015年7月1日以降に出願されたものであれば、法第35条(関連デザイン)第1項により登録を受けることができない。
- 3) 自己の関連デザインとだけ類似であるデザインは、法第35条(関連デザイン)第2項により登録を受けることができない。
- 4) 関連デザイン出願であって、基本デザインのデザイン権の専用実施権が設定されている場合には、法第35条(関連デザイン)第3項の規定により登録を受けることができない。

3.関連デザインの要件の具体的な適用方法

- 1) 基本デザインの物品名称と関連デザイン登録出願の物品の名称が異なる場合は、次のように処理する。
 - (1) 基本デザインの物品名称が正当である場合、関連デザイン登録出願の物品の名称を基本デザインの物品名称と一致するようにする。
 - (2) 関連デザイン登録出願の物品名称が基本デザインの物品名称より正当であるか、適当な場合、基本デザインの物品名称に一致させる必要はない。
- 2) 無効審判、又は異議申立てに係留中である登録デザインを基本デザインにした関連デザイン登録出願が関連デザインとして認められた場合は、審査保留するようにする。但し、国際デザイン登録出願は、先に仮拒絶通知をした後、審査保留通知をする。
- 3) 基本デザイン出願に対する拒絶決定が確定していない場合(拒絶決定に対する審判が継続している場合を含む)に関連デザイン登録出願の審査は、保留を原則とする。但し、国際デザイン登録出願は、先に仮拒絶通知をした後、審査保留通知をする。
- 4) デザイン一部審査登録出願であり、法第35条(関連デザイン)による関連デザイン登録出願の場合には、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第3項を適用し審査する。但し、法第55条(情報提供)に基づいて情報及び証拠が提供された場合には、それに基づいて拒絶決定をすることができる。

第9章 登録を受けられないデザイン

関連法令

デザイン保護法 ▼

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインとして次の各号のいずれか一つに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知され、又は公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆が利用できるようになったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似したデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する人が次の各号のいずれか一つによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれか一つに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後に第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一であり、又は類似した場合にそのデザインは第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。但し、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。

第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン) 次の各号のいずれか一つに該当するデザインに対しては、第33条にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

関連法令

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関等の標章と外国の国旗、国章又は国際機関等の文字若しくは標識と同一であり、又は類似したデザイン
2. デザインが与える意味や内容等が一般人の通常の道徳観念若しくは善良な風俗に行き違い、又は公共秩序を害する恐れがあるデザイン
3. 他人の業務と関連された物品と混同をもたらす恐れがあるデザイン
4. 物品の機能を確保するのに不可欠な形状だけでなったデザイン

1. デザイン登録を受けることができないデザイン

1) 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関等の標章と外国の国旗、国章又は国際機関等の文字若しくは標識と同一であり、又は類似したデザイン、そらの一部を構成要素として含むデザインは、第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号を適用する。

- (1) ここでいう「標章」は公共機関等の主たるマーク(シンボル)をいい、「文字」又は「標識」は、国際機関等の名称(ロゴタイプを含む。以下同じ)をいい、その他公共機関又は国際機関等が遂行する公益事業に使用するための標章(以下「公益標章」という)を含む。
- (2) 公共機関、又は国際機関等が自己の標章、若しくは標識を自己の出願デザインの一部要素に含ませて出願した場合、又は自己の公益標章と同一か、類似したものを出願したり自己の公益標章をデザインの一部の構成要素として含ませて出願した場合には適用しない。
- (3) 他人が公共機関の標章、国際機関の文字や標識、又は公益標章と同一か、類似したものを出願デザインの一部構成要素の一部として含ませて出願した場合に適用する。
- (4) デザインの対象となる物品に国旗等が含まれているが、加えられた変化により国の尊厳を害する恐れがあると見ることはできない場合には、この規定を適用しない。

例) 太極旗(テグッキ)をモチーフにして創作した物品の例



「Tシャツ」



「帽子」

- 2) デザインが与える意味や内容等が一般人の道德観念である善良な風俗に行き違い、公共秩序を害したりするおそれがあるデザインは第34条（登録を受けることができないデザイン）第2号を適用する。
 - (1) 人倫、社会正義に反するもの
 - (2) 特定の国家やその国民を侮辱するもの
 - (3) 低俗、嫌悪、又は猥褻なもの
 - (4) 国家元首の肖像及びそれに準ずるもの
 - (5) 著名な他人の肖像。但しその他の人の承諾を得た場合には、この規定を適用しない。
※「著名」とは、社会通念上、国内一般需要者、又は関連取引業界で一般的に認知される程度をいい、広く知り渡っている芸能人、スポーツ選手、又は国内外有名人等として直感できるのであれば十分とする。
 - (6) デザインの対象になる品物又はそれに関連する品物の規格や品質等に対する認証を表す標識を全体デザインの構成要素の一部として含んでいる場合、それ自体だけでは公共の秩序等を害する恐れがあるとみることができないため、この規定を適用しない。
- 3) 他人の業務と関連された品物と混同をもたらす恐れがあるデザインは第34条（登録を受けることができないデザイン）第3号を適用する。
 - (1) 他人の著名な商標。サービス標又は団体標章をデザインとして表現した場合（デザインの構成要素の一部として含まれた場合にも適用する）
 - (2) 非営利法人の標章をデザインとして表現した場合（デザインの構成要素の一部として含まれている場合にも適用する）
 - (3) 商標的性格を持つ他人の著名なデザイン（広く知られているキャラクターを含む）を構成要素の一部とするもの
 - (4) デザインの対象になる品物、又はそれと関連した品物の規格や品質等に対する認証を表す標識がデザインの構成要素の一部として含まれている場合には、その部分は出所を表す表示ではなく、認証に関する情報伝達のために使用するものと見てこの規定を適用しない。
- 4) 品物の機能を確保するに不可欠な形象だけで表現されたデザインは第34条（登録を受けることができないデザイン）第4号を適用する。
 - (1) 品物の技術的機能を確保するために必然的に定められた形象に表現されたデザインは、模様又は色彩若しくはこれらの結合の有無にかかわらず、これを適用しなければならないが、次の事項を考慮して判断する。

- ① その機能を確保できる代替的な形状が存在するかどうか。代替できる形状が多数存在するのであれば、機能性がないものと見ることができる。
- ② 必然的な形状以外考慮しなければならない形状を含めているかどうか。

(2) 品物の互換性 等を確保するために標準化した規格により定められた形象で表現されたデザイン。但し、規格を定めた主な目的が機能発揮という点にない品物に対しては適用しない。

(例) 規格袋等

2. デザイン登録を受けられないデザインに該当すると判断される対象

- 1) 第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号から第3号までの規定は、出願したデザインの全体のみならず品物の一部分、一部品、又は一構成がこれに該当する場合にも適用される。
- 2) 第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第4号は、出願したデザインの全体形象がこれに該当する場合のみ適用される。

3. デザイン登録を受けられないデザインに該当すると判断する時点

- 1) 第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第1号、第2号、又は第4号に該当するかは登録可否決定時を基準とする
- 2) 第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第3号に該当するかは出願の時を基準とする。

Design

デザイン審査基準
Korean Intellectual Property Office



第5部 デザインの類否判断

第1章 物品の類否判断 / 175

第2章 デザインの類否判断 / 177

第1章 物品の類否判断

関連法令

デザイン保護法施行規則 ▼

- 第38条(物品類の区分等)**①法第40条第2項による物品類の区分は、「産業デザインの国際分類制定に向けたロカルノ協定」による別表4とする。
- ②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。
- ③法第37条第4項前段において「産業通商資源部令で定める物品」とは、別表4のうち第2類、第5類及び第19類に属する物品をいう。
- ④法第42条第2項による組物の区分は、別表5と同様である。

1.物品の類否判断の一般的基準

- 1)「同一物品」とは、用途と機能が同一であるものをいう。

※「用途」とは、物品が実現しようとする使用目的のことであって、「機能」とは、用途を実現することができる構造・作用等をいう。

- 2)「類似物品」とは、用途が同一であって、機能が相違するものをいう。

(例)「ボールペン」と「万年筆」

- 3)非類似物品である場合であっても、用途上混用の可能性があるものは、類似である物品と見なすことができる(大法院、2002フ2570判決を参考)。

※「混用」とは、用途が相違し、機能が同一である物品について、用途を変更して使用することをいう。

(例)「箸立て」と「ペン立て」

2.物品の類否判断の具体的な判断方法

1) 完成品(部品の総合体)と部品の類否判断は、次のとおりにする。

(1)完成品と部品は、用途が相互異なる非類似物品と見なす。

※「部品」は、完成品の一部を構成する物品であって、分離が可能で独立取引の対象になるものをいう。

(例)「自転車のハンドル」

※「付属品」は、完成品の用途を拡張する、又は機能を補助・補充する役割を担う物品であって、そのものが独立取引の対象になるものをいう。

(例)「自転車の反射鏡」

(2)部品の構成が完成品に近い場合には、上記の(1)にもかかわらず、両物品は類似物品とみなし、デザインの類否判断を行う。

(例)①「額縁」と「額縁のフレーム」

②「腕時計」と「腕時計の本体」

③「眼鏡」と「眼鏡の縁」

2) 型とその型から作られる物品は、類似でないものと見なす。

(例)「パン型」と「パン」

3) 書体間の類否判断

規則[別表4](物品類の区分)のうち、第18類第3群の「書体」において、ハングルの書体、英文字の書体、漢字の書体、その他の外国文字の書体、数字の書体、特殊記号の書体間は、類似である物品とみなさない。

第2章 デザインの類否判断

関連法令

デザイン保護法 ▼

第33条(デザイン登録の要件)①工業上利用することができるデザインであって次の各号のいずれかに該当するものを除いて、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

- 1.デザイン登録出願の前に国内又は国外において公知となる、又は公然に実施されたデザイン
- 2.デザイン登録出願の前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載され、又は電気通信回線を通じて公衆の利用が可能となったデザイン
- 3.第1号又は第2号に該当するデザインに類似であるデザイン

②デザイン登録出願の前にそのデザインが属する分野において、通常の知識を有する者が、次の各号のいずれかによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除くする)については、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

- 1.第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
 - 2.国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合
- ③デザイン登録出願されたデザインがその出願の後に第52条、第56条、又は第90条第3項によりデザイン公報に掲載されたその他デザイン登録出願(そのデザイン登録出願日の前に出願されたものに限る)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一、又は類似である場合、そのデザインは、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。但し、そのデザイン登録出願の出願人とその他デザイン登録出願の出願人が同一である場合にはその限りでない。

第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)次の各号のいずれかに該当するデザインについては、第33条にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

関連法令

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関等の表彰と外国の国旗、国章又は国際機関等の文字及び表示と同一又は類似であるデザイン
2. デザインが与える意味又は内容等が一般人の通常の道徳観念若しくは善良な風俗に反する、又は公共秩序を害するおそれがあるデザイン
3. 他人の業務に係る物品と混同をもたらすおそれがあるデザイン
4. 物品の機能を確保する上で不可欠な形状のみからなるデザイン

第35条(関連デザイン)①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自己の登録デザイン又はデザイン登録出願されたデザイン(以下、「基本デザイン」という)とのみ類似であるデザイン(以下、「関連デザイン」という)については、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限って、第33条第1項の各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず、関連デザインとしてデザイン登録を受けることができる。

②第1項によりデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインとのみ類似であるデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下、「専用実施権」という)が設定されている場合、その基本デザインに関する関連デザインについては、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

第46条(先願)①同一又は類似であるデザインについて、異なる日に2以上のデザイン登録出願があった場合は、先にデザイン登録出願をした者のみがそのデザインに関してデザイン登録を受けることができる。

②同一又は類似であるデザインについて、同じ日に2以上のデザイン登録出願があった場合は、デザイン登録出願人が協議して決めた一つのデザイン登録出願人のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。協議が成立しない、又は協議をすることができない場合は、いずれのデザイン登録出願人も、そのデザインについてデザイン登録を受けることができない。

関連法令

③デザイン登録出願が無効・取消・放棄とされる、若しくは第62条によるデザイン登録拒絶決定、又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願については、第1項及び第2項を適用するときには、最初からなかったものと見なす。

但し、第2項後段に該当して第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、その限りでない。

④無権利者がしたデザイン登録出願については、第1項及び第2項を適用するときには、最初からなかったものと見なす。

⑤特許庁長は、第2項の場合、デザイン登録出願人に期間を決めて協議の結果を届け出ることを命じ、その期間内に届出がなければ、第2項による協議は成立しなかったと見なす。

1. デザインの類否判断の対象

1) 同一又は類似である物品同士でのみデザインの類否判断を行う(大法院、98フ492判決を参考)。

2) 物品の類否判断によるデザインの類否判断は、次のとおりである。

区分	同一物品	類似物品	非類似物品
形状・模様・色彩が同一	同一デザイン	類似デザイン	非類似デザイン
形状・模様・色彩が類似			
形状・模様・色彩が非類似			

2. デザインの類否判断の方法

1) デザインの類否判断の一般原則

(1) デザインの類否判断は、デザインの対象となる物品が流通過程において、一般の

需要者を基準として観察し、その他物品と混同のおそれがある場合には、類似デザインと見なす。なお、混同のおそれがある程度に類似ではないが、そのデザイン分野の形態的な流れを基に、両デザインを観察し、創作の共通性が認められる場合にも、類似デザインと見なす。

(2)類否判断は全体的に観察し、総合的に行う。

- ①「観察」は、肉眼で比較して観察することを原則とするが、デザインに関する物品の取引において、物品の形状等を拡大して観察することが通常である場合は、拡大鏡・顕微鏡等を使用して観察することができる。
- ②「全体的に判断する」とは、デザインを構成する各要素を分離し、個別に対比するのではなく、その外観を全体的に対比観察し、見る側にとって相違する審美感を感じさせるか否かによって判断しなければならないため、その支配的な特徴が類似であれば、詳細な点において多少の差異があるとしても類似するものと見なす。
- ③常識の範囲内で物品の大小の差異は、類否判断の要素として考慮しない。
- ④材質は、それ自体が模様又は色彩として表現される場合にのみ、類否判断の素として斟酌する。
- ⑤機能、構造、精度、耐久力、製造方法等は、それ自体が外観として表現されない限り、類否判断の要素とすることはできない。

(3)デザインの類似範囲における幅の設定方法

斬新なデザインであるほど類似の幅を広く設定し、同じ種類のものが多く出るほど幅を狭く設定する。

- ①類似の幅が比較的広いもの
 - イ.新しい物品
 - ロ.同じ種類の物品の中であって、特に新しい部分を含むもの
 - ハ.特異な形状又は模様
- ②類似の幅が比較的狭いもの
 - イ.かつてからよく使われる、又は様々なデザインが多く創作されたもの
(例)ナイフ、食器、包装容器等

ロ.単純な形態のものであって、かつてから使われてきたもの

(例)箸、便箋等

ハ.構造的にそのデザインを大きく変化させることができないもの

(例)自転車、双眼鏡、運動靴等

二.流行の変化に限界があるもの

(例)紳士服、韓服等

2) デザインの形態による類否判断の方法

(1)形状、模様及び色彩によるデザインの類否判断は次のとおりに行う。

①形状又は模様のいずれかが類似でなければ、原則として類似でないデザインとするが、形状又は模様がデザインの美感に及ぼす影響の程度等を総合的に考慮し、デザイン全体として判断する。

②模様の類否判断は、主題(Motif)の表現方法や配列、模様の大きさ及び色彩等総合をして行う。

③色彩は、模様を構成しない限り、類否判断の要素として考慮しないものとする(大法院、2005フ3307判決を参考)。

④公知の形状を構成要素としている場合であっても、その部分が特別な審美感を起こさせることができないものでない限り、それをも含む全体として観察して感じられる審美感によって判断する(大法院、2007フ4830判決を参考)。

⑤公知の形状に独特な模様が化体され、新しい美感を起こせる場合には、模様に比重を置いて判断する(大法院、2003フ762判決を参考)。

(2)物品のよく見える面に類否判断の比重を置く。

(例)①テレビ、エアコン等は、**全体のうち正面に**比重を置く。

②洗濯機等は、**全体のうち底面**の比重を少なくする。

③物品の購入時、一般の需要者が重視する部分は、類否判断時に、その比重を多くする。

(3)物品の中に当然あるべき部分については、その重要度を低く評価し、多様な変化が可能な部分を主に評価する(大法院、2003フ1666判決を参考)。

(例)匙の場合、取っ手部分の形態に比重を置いて判断する。

3) 物品の使用により形態が変化する物品の間では、形態変化の**前後、又は一連の変化過程を基準**に相互同一である状態で対比し、全体的に判断する(大法院、2010ダ23739判決を参考)。

4)完成品(部品の総合体)と部品のデザイン間の類否判断の方法

- (1)完成品と部品は非類似物品であるため、法第46条(先願)を適用しない。
- (2)先願された完成品の公開又は公告の前に後願された部品については、完成品に関する先願が公開又は公告された時に、法第33条(デザイン登録の要件)第3項(拡大された先願)を適用して拒絶する。
- (3)公知となった部品を利用した完成品は、その部品が公知となったことを理由に拒絶しない。
- (4)公知となった完成品に付着している部品のデザインと同一又は類似である部品のデザインは、その完成品により公知となったデザインとみなし、法第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)各号を適用する。
(例)イ、「自転車」と「自転車のハンドル」
ロ、「かばん」と「かばん生地」

5)合成物デザインの類否判断の方法

- (1)合成物とは、数個の構成部分の結合からなる物品であって、一つの物品として取り扱われる。
(例)将棋駒、トランプ、花札、単一の完成形態を持つ組み立て玩具
- (2)合成物のデザインは、構成各片が集められた全体を一つのデザインとみなし、対比判断する。
- (3)完成形態が多様な組み立て玩具のように、構成各片の一つがデザイン登録の対象となる場合、その組み立て玩具と構成各片の類否判断は、上記の完成品と部品のデザインの類否判断に準じて行う。

6)部分デザインの類否判断の方法

デザインの属する分野における通常の知識を基に、次の各号の要素を総合的に考慮して判断する。

- (1)デザインの対象となる物品
- (2)部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分の機能・用途
- (3)当該物品のうち、部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分が占める位置・大きさ・範囲
- (4)部分デザインとしてデザイン登録を受けようとする部分の形状・模様・色彩又はこれらの結合

7) 画像デザインの類否判断の方法

- (1) 画像デザインが表示された表示部を有する物品に係るデザインの類否は、同一・類似である物品同士でのみ判断する。
- (2) 画像デザインの類否判断は、デザインに係る模様の類否判断と同一に判断する。
- (3) 画像デザインが表示された表示部で登録を受けようとする部分の位置・大きさが移動又は拡大・縮小できる場合には、類似の可否判断に影響を及ぼさない。但し、登録を受けようとする部分の位置・大きさが固定されている場合は、その限りでない。

8) 動的画像デザインの類否判断の方法

- (1) 動的画像デザインと画像デザイン間
 - ① 動的画像デザインの静止状態及び動作中の基本的主体を成す姿態が画像デザインと類似で、動作の内容に特異がなければ類似するデザインと見なす。従って、変化又は動作の内容が特異であれば、類似しないデザインと見なす。
 - ② 画像デザインが動的画像デザインの静止状態又は動作中の基本的主体を成す姿態と類似であれば、類似するデザインと見なす。
- (2) 動的画像デザイン相互間

動的画像デザインの相互間では、その静止状態、動作の内容及び動作中の基本的な主体を成す姿態等を全体として比較し、類否判断を行う。

9) 組物のデザインの類否判断は、組物全体として行う。

10) 書体デザインの類否判断の方法

出願デザインが次のいずれかに該当する場合には、既存の書体デザインと同一・類似であるものと見なす。

- (1) 既存の書体の複写や機械的複製に該当する場合
 - ① 複写 : いかなる加減もなく、そのまま作り直すこと



- ②機械的複製(模様・太さ)：長体、平体、斜体、若しくは太さの変化等による書体の複写が生成



- ③機械的複製(装飾)：輪郭線、陰影又は色区分・色ぼやけ処理等による書体の複写が生成



- (2)既存書体の部分的変更に該当する場合

- ①部分的変更：構成要素の模様を変更し、又は曲線・傾斜角度を変更する処理等による書体の模写・変更



※詳細説明：「愛」は、点を丸くした。「一」は、線を切除して切り取った。
「A」は、バー(bar)の右側を切除した。

- ②派生書体用の変更：点書体等、出力機の特性に合わせて既存の書体デザインを忠実に再現する変更



- (3)既存の書体の書体族(字族、ファミリー書体)に該当する場合

- ①書体族(太さ)：既存書体を基に太さの異なる書体を制作こと



- ②書体族(模様)：既存の書体を基に長体・平体・斜体等、模様の異なる書体を作ること



- ③書体族(装飾)：既存の書体を基に輪郭線、陰影、輪郭線の応用(内線)等、装飾の異なる書体を制作すること





第6部 その他審査事項

第1章 条約による優先権の主張 / 189

第2章 出願公開 / 198

第3章 情報提供 / 203

第4章 優先審査 / 206

第5章 再審査 / 216

第6章 デザイン一部審査登録出願の審査 / 219

第7章 デザイン一部審査登録異議申立の審査 / 227

第1章 条約による優先権の主張

関連法令

デザイン保護法 ▼

第51条(条約による優先権の主張)①条約によって大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国の国民がその当事国又はその他当事国に出願した後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願して優先権を主張する場合には、第33条及び第46条を適用するとき、その当事国又はその他当事国に出願した日を大韓民国にデザイン登録出願した日と見なす。大韓民国国民が条約によって大韓民国国民に出願の優先権を認める当事国に出願した後、同一のデザインを大韓民国にデザイン登録出願した場合にも同様である。

②第1項によって優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる最初の出願日から6カ月以内にデザイン登録出願をしなければ、優先権を主張することができない。

③第1項によって優先権を主張しようとする者は、デザイン登録出願の時、デザイン登録出願書にその趣旨と最初に出願した国名及び出願年月日を記さなければならない。

④第3項によって優先権を主張した者は、最初に出願した国の政府が認める出願年月日を記した書面及び図面等の謄本をデザイン登録出願日から3カ月以内に特許庁長に提出しなければならない。

⑤第3項によって優先権を主張した者が第4項の期間内に同様の項に規定された書類を提出しなかった場合は、その優先権主張は、効力を喪失する。

第188条(条約による優先権主張の特例)第51条第4項を国際デザイン登録出願に適用するとき、「デザイン登録出願日」は、「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開があった日」とする。

工業所有権の保護に向けたパリ協約 ▼

(Paris Convention for the Protection of Industrial Property)

第4条(A-I特許、実用新案、産業デザイン、商標発明者証優先権、G特許・適用範囲)

A.1.ある同盟国において正式に特許出願若しくは実用新案、デザイン又は商標

関連法令

の登録出願をした者若しくはその承継人は、その他同盟国において出願の目的上、以下で定める期間中に優先権を有する。

2.各同盟国の国内法令又は同盟国間に締結された両国間或いは多国間の条約によって正規の国内出願に該当するいかなる出願も優先権を発生させるものと認められる。

3.正規の国内出願とは、出願の結果にかかわらず、当該国に出願した一部を確定するに適合している全ての出願を意味する。

B.従って、上記の期間の満了以前にその他同盟国に出した後願は、その期間中に行われた行為、特許、その他出願、当該出願の公表又は実施、当該デザインからなる物品の販売、又は当該商標の使用によって無効にならず、このような行為は、第3者の権利又はいかなる個人所有の権利を発生させない。優先権の基礎となる最初出願日の前に第3者が取得した権利は、各同盟国の国内法令に基づいて留保される。

C.1.上記の優先期間は、特許及び実用新案については12カ月、デザイン及び商標については6カ月とする。

2.このような期間は、最初出願日より開始する。出願日は期間に算入しない。

3.その末日が保護の請求をする国において法定休日である、又は管轄庁が出願を受け付けることができない日である場合には、その期間は、その次の最初執務日まで延長される。

4.上記の2項における最初の出願と同一の対象について、同じ同盟国で出した後願は、先願が公衆の閲覧に提供されず、また、いかなる権利も存続させない上、後願日当時に取消、放棄又は拒絶となっており、さらに同先願が優先権主張の根拠になっていない場合には最初出願とみなし、その出願日が優先期間の出発点となる。その後から先願は、優先権主張の根拠にならない。

D.1.先願の優先権を利用しようとする者は、その出願の一部及びその出願をした同盟国の国名を明示した宣言をすることが要求される。各同盟国は、そのような宣言をすべき最終日を決定する。

 関連法令

- 2.一部及び国名は、権限のある当局が発行する刊行物、特に、特許及び明細書に関する刊行物に掲載する。
 - 3.同盟国は、優先権を申し立てる者に対して、最初の出願に係る出願書類(明細書、図面等を含む)の謄本の提出を要求することができる。その出願を受け付けた当局によって認証された謄本は、いかなる公証も必要とせず、いかなる場合でも、その後願日から3カ月の期間内にいつでも無料で出されることができる。同盟国は、その謄本に同じ当局が交付する出願の一部を表示する証明書及び翻訳文の添付を要求することができる。
 - 4.出願をするときには、優先権の宣言について、その他形式的条件を要求することができない。各同盟国は、この条項における形式的条件に従わなかった場合の効果について定める。但し、その効果は、優先権の喪失を超過しない。
 - 5.その以降には、その他証拠書類が要求される可能性がある。先願の優先権を利用する者は、その出願の番号を明示するように要求されることがあり、その番号は上記の2項で定める方法によって公表される。
- E.1.ある同盟国において、デザインが実用新案の出願を根拠とする優先権に基づいて出願された場合、その優先期間はデザインに対して定められたものと同様の期間とする。
- 2.なお、いかなる同盟国においても特許出願を根拠とする優先権に基づいて実用新案を出願することができる。また、その逆も可能である。

デザイン保護法施行規則 ▼

- 第6条(書類に使用する言語等)**①特許庁及び特許審判院に提出する書類のうち、委任状、国籍証明及び優先権証明書等、外国語で記された書類以外の書類は、ハングルで記さなければならない。
- ②第1項によって外国語で記した書類(優先権証明書等は除くする)を提出する場合は、ハングル翻訳文を添付しなければならない。

関連法令

第47条(優先権主張の証明書類等の提出等)①法第51条第3項によって優先権を主張する者は、同条第4項によって「特許法施行規則」別紙第13号書式の書類提出書の特許庁長に提出しなければならない。この場合、代理人によって手続をする場合は、その代理権を証明する書類1通を添付しなければならない。

②特許庁長及び特許審判院長は、審査又は審判のために必要な場合、第1項に基づいて優先権を主張した者について1カ月以上の期間を決めて優先権主張の証明書類に対する韓国語翻訳文の提出を要求することができる。

③第2項によって韓国語翻訳文の提出を要求された者は、その期間内に提出しなければならない。但し、優先権主張証明書類の内容のうち、第35条第1項によって提出したデザイン登録出願書に添付された図面の内容と同一の部分は、韓国語翻訳を省略することができる。

1.優先権主張の要件

1)優先権主張をすることができる者

- (1)優先権主張をすることができる者は、優先権主張の基礎となる最初出願の出願人と同一でなければならない。
- (2)出願人が同一でない場合には、デザイン登録を受けることができる権利を承継した事実を証明することができる書類を提出しなければならない。
- (例)第1国における最初出願の出願人が2人であり、我が国における出願の出願人が1人である場合には、デザイン登録を受けることができる権利の持ち分を譲り受けた事実を証明しなければならない。

2)優先権主張の対象となる出願

- (1) 優先権主張の基礎となる最初の出願は、デザイン登録出願、特許出願又は実用

新案登録出願(工業所有権の保護に向けたパリ協約第4条A.1を参考)でなければならない。

- (2)優先権主張の対象となる出願は、最初の出願に基づいて優先権主張をしつつ、最初の出願日から6カ月以内に我が国に出願したものでなければならない。

2.優先権主張の方式

- 1)優先権主張の基礎となる最初出願の出願日から6カ月以内に我が国において出願しなければならない。
- 2)出願する時、出願書に優先権主張の趣旨、最初に出願した国名及び出願年月日を記載しなければならない。
- 3)優先権主張の趣旨を証明することができる書類を出願日から3カ月以内に提出しなければならない。
- 4)特許庁長は、デザイン審査のために必要である場合、2カ月の期間を決めて優先権証明書類に対する韓国語翻訳文の提出を要求することができる。
- 5)優先権主張に関する書類のうち、図面の記載内容がデザイン登録出願書上の図面と同一である部分については、韓国語翻訳を省略することができる。

3. 優先権主張の基礎となるデザインと我が国に出願されたデザインの同一性有無に関する判断

- 1) 優先権主張の基礎となるデザインと我が国に出願されたデザインの同一性有無に関する判断の一般原則

- (1)出願の形式又はデザインを表現する方式にかかわらず、優先権証明書類に表現されたデザインの中であって、我が国に出願されたデザインと実質的に同一のデザインが含まれていれば構わない。
- (2)我が国において出願されたデザインが優先権証明書類に表現されているか否かは、当該デザインが属している分野において通常の知識に基づいて優先権証明書類全体の記載内容及び最初に出願した国の制度等を総合的に考慮して判断する。

2) 物品の同一性有無に関する判断方法

- (1) 最初出願デザインの物品名称と我が国における出願デザインの物品名称が異なっても優先権証明書類の記載内容を総合的に考慮して判断するとき、出願デザインが適用される物品の用途・機能が実質的に同一であれば、物品の同一性を認める。

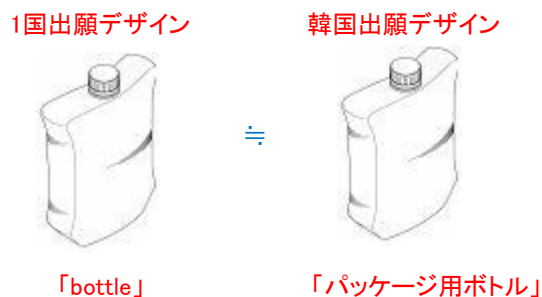
(例) 優先権証明書類には、物品の名称が「Icon for medical apparatus」と記されており、図面にはいくつかのアイコンからなる操作部を部分デザインとして含めている医療機器全体の形態が表現されている他、我が国において部分デザインとして出願し、物品の名称を「**血糖測定器**」とし、物品の形態全体を図示しつつ、登録を受けようとするアイコン部分を**部分デザイン**として登録を受けようとする部分に**特定して**表現した。



- (2) 優先権証明書類に記載された物品の名称が多数の物品を包括する名称であるとしても、そのうち一つの物品の名称を我が国の出願書に記した場合には、物品の同一性を認める。

(例) 優先権主張書類において物品の名称が「Bottle」と記され、図面は飲料用ペットボトルに関するデザインが表現されている。

我が国の出願書には、物品の名称が「**パッケージ用ボトル**」と記されている。



3) デザインの同一性有無に関する判断方法

(1) 第1国と我が国において、登録を受けようとするデザインの形態が実質的に同一であれば、デザインの同一性が認められる。

(2) 優先権証明書類に添付されている図面には、我が国において登録を受けようとするデザインの全体的な形態が表現されていない場合、同一性は認められない。

(例) 第1国の出願が平面的物品に近い「CADRAN DE MONTRE(時計用文字盤)」のデザインであって、斜視図のみが図示されている。我が国の出願書には、「腕時計用文字盤」のデザインを表現した残りの部分の図面が図示されており、この図面から導き出されたデザインが優先権主張証明書類に表現された斜視図から導き出されるデザインと実質的に一致する。

(3) 優先権証明書類の記載内容等を総合的に考慮しても、登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲を限定することができなければ、デザインの同一性は認められない。

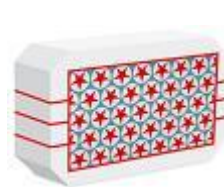
(例) 第1国の出願で物品の名称に「Package」と記され、図面には平面的な模様のみが図示されている。我が国においては部分デザインで出願し、物品の名称を「パッケージ用の箱」と記載し、パッケージ用の箱に関するデザイン全体の一部分にその模様を図示した。

第1国出願デザイン



「Package」

韓国出願デザイン



「パッケージ用の箱」

≠

(4) 優先権証明書類にいくつかの物品に関するデザインが表現されている場合、その構成物品の全部又は一部を対象にして規則[別表5](組物物品の区分)に規定された一組の物品、又は一組の物品と認められるデザインとして出願したのであれば デザインの同一性が認められる。

- (5) いくつかの優先権主張に基づいたデザインを結合して構成したデザインを我が国の出願書に表現した場合は、デザインが同一であると認められない。

(例)第1国における出願が「腕時計の本体」に関するデザインであって、第2国における出願は、「腕時計のバンド」に関するデザインだが、我が国における出願書には完成品に関するデザインである「腕時計」を表現した。

- (6) 優先権証明書類に表現されているデザインが完成品のデザインである場合、我が国における出願書にその完成品を構成する一つの部品に関するデザインを表現したのであれば、デザインの同一性が認められない。
- (7) 優先権証明書類に表現されているデザインが全体デザインに関する出願だが、我が国において部分デザインとして出願した場合には、デザインの同一性が認められない。
- (8) 優先権証明書類に含まれた図面のうち、参考図面に該当する図面に表現されているデザインを我が国において出願した場合には、デザインの同一性が認められない。

[審査官参考] 主要国のデザイン公報ウェブサイト

i) 国際知識財産機構(WIPO)

- ハーグエクスプレス (www.wipo.int/designdb/hague/en/)
- 国際デザイン公報 (www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en)

ii) 欧州共同体商標・デザイン庁(OHIM)

- デザインビュー (www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome.html)

iii) 米国特許庁(USPTO)

- PatFT (patft.uspto.gov)

iv) 日本特許庁(JPO)

- J-PlatPat (www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopEnglishPage)

※優先権主張の基礎出願デザインと我が国出願デザインの同一性有無を判断する際に活用

4. 優先権主張の補正

- 1) 優先権主張の補正は、出願時に優先権主張をした場合に限り、当該優先権主張についてのみすることができる。
- 2) 優先権主張の補正は、出願時の出願書に記載された優先権主張の基礎となる出願のうち、少なくとも一つが優先権主張期間の要件を充足する場合に限りすることができる。
- 3) 優先権主張を補正することができる期間は、出願日から3カ月以内である。但し、優先権主張に関する記載事項の明白な誤記を正す場合には、その以降でもすることができる。

5. 優先権主張の不認定の手続

- 1) 優先権主張が認められなかった場合には、優先権主張不認定予告通知をし、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 2) 優先権主張不認定予告通知によって提出された意見にもかかわらず、優先権主張を認めることができない場合には、優先権主張不認定通知をしなければならない。
- 3) 優先権証明書類が出願日(国際デザイン登録出願の場合には国際公開日)から3カ月以内に提出されなかった場合
 - (1) 優先権主張は効力がなく、優先権主張不認定の手続をする必要がない。
 - (2) 当該出願について出願公開又は登録広告をする時に、優先権主張をしたにもかかわらず優先権主張証明書類を提出しなかったという事実を記す。

6. 優先権主張の認定の効果

- 1) 優先権主張が認められたデザイン登録出願については、法第33条(デザイン登録の要件)及び第46条(先願)を適用する時、優先権主張の基礎となる出願の最初出願日を我が国において出願した日と見なす。
- 2) 優先権主張が認められたデザイン登録出願は、優先権主張期間以内に出願されたその他デザイン登録出願又は公知となったデザイン等によって拒絶決定されない。

第2章 出願公開

関連法令

デザイン保護法 ▼

第43条(秘密デザイン)①デザイン登録出願人は、デザイン権の設定登録日から3年以内の期間を決めて、そのデザインを秘密にすることを請求することができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインについては、出願されたデザインの全部又は一部に対して請求することができる。

②デザイン登録出願人は、デザイン登録出願をした日から最初のデザイン登録料を支払う日まで第1項の請求をすることができる。但し、第86条第1項第1号及び第2項によりその登録料が免除された場合には、第90条第2項各号のいずれかによって、特許庁長がデザイン権を設定登録する時まですることができる。

③デザイン登録出願人又はデザイン権者は、第1項に基づいて指定した期間を請求によって短縮又は延長することができる。この場合、その期間を延長する場合には、デザイン権の設定登録日から3年を超過することができない。

④特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、秘密デザインの閲覧請求に応じなければならない。

- 1.デザイン権者の同意を得た者が閲覧を請求した場合
- 2.その秘密デザインと同一又は類似であるデザインに関する審査、デザイン一部審査登録の異議申立、審判、再審及び訴訟の当事者又は参加人が閲覧を請求した場合
- 3.デザイン権侵害の警告を受けた事実を疎明した者が閲覧を請求した場合
- 4.法院又は特許審判院が閲覧を請求した場合

⑤第4項によって秘密デザインを閲覧した者は、その閲覧した内容を無断に撮影・複写等の方法によって取得し、又は知った内容を漏洩してはならない。

⑥第52条による出願公開申立をした場合には、第1項による請求は、撤回されたものと見なす。

 関連法令

- 第46条(先願)**①同一又は類似であるデザインについて、その他の日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、先にデザイン登録出願した者のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。
- ②同一又は類似であるデザインについて、同じ日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、デザイン登録出願人が協議して決めた一つのデザイン登録出願人のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。協議が成立しない、又は協議をすることができない場合には、いかなるデザイン登録出願人もそのデザインについてデザイン登録を受けることができない。
- ③デザイン登録出願が無効・取下・放棄となる、若しくは第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用するときには、最初からなかったものと見なす。但し、第2項後段に該当し、第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、その限りでない。
- ④無権利者がしたデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用するときには、最初からなかったものと見なす。
- ⑤特許庁長は、第2項の場合にデザイン登録出願人に期間を決めて協議の結果を届け出ることを命じ、その期間内に届出がなければ、第2項による協議は、成立しないものと見なす。
- 第52条(出願公開)**①デザイン登録出願人は、産業通商資源部令の定めによって自己のデザイン登録出願に対する公開を申し立てることができる。この場合、複数デザイン登録出願に対する公開は、出願されたデザインの全部又は一部について申し立てることができる。
- ②特許庁長は、第1項による公開申立があり場合には、そのデザイン登録出願について、第212条によるデザイン公報(以下、「デザイン公報」という)に掲載して出願公開しなければならない。但し、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には、出願公開をしないことができる。
- ③第1項による公開申立は、そのデザイン登録出願に対する最初のデザイン登録決定の謄本が送達された後にはすることができない。

関連法令

第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)特許庁長は、第46条第2項後段に基づいて第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、そのデザイン登録出願に関する事項をデザイン公報に掲載しなければならない。但し、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には、掲載しないことができる。

デザイン保護法施行令 ▼

第2条(出願公開をしない場合の通知)特許庁長は、「デザイン保護法(以下、「法」という)第52条第2項但し書きによって、出願公開をしない場合には、その趣旨と理由をデザイン登録出願人に知らせなければならない。

デザイン保護法施行規則 ▼

第48条(デザイン登録出願公開申立等)①法第52条第1項によってデザイン登録出願に対する公開を申し立てようとする者は、別紙第6号書式のデザイン登録出願公開申立書を特許庁長に提出しなければならない。但し、デザイン登録出願と同時に公開を申し立てる場合には、法第37条によるデザイン登録申立書にその趣旨を記すことであって、その申請書に代替することができる。

②デザインに関する手続をする者が第1項による出願公開の申立を取り下げようとする場合には、デザイン登録出願公開申立書を提出した日から10日以内に「特許法施行規則」別紙第12号書式の取下書を提出しなければならない。

③代理人によって第1項に基づくデザイン登録出願公開申立書又は第2項に基づいた取下書を提出しようとする場合には、その代理権を証明する書類を提出しなければならない。

第61条(デザイン登録公告日及びデザイン登録出願の公開日)①デザイン登録公告日又はデザイン登録出願の公開日は、当該デザイン登録出願が公告され、又は公開された趣旨を掲載した法第212条及び令第10条第1項に基

 関連法令

基づく登録デザイン公報(以下、「登録デザイン公報」という)又は、公開デザイン公報(以下、「公開デザイン公報」という)が発行された日とする。

②第1項にもかかわらず、デザイン一部審査登録された秘密デザインに対するデザイン一部審査登録の異議申立の場合は、令第10条第2項各号外の部分の但し書きによって、当該デザインの図面又は写真、デザインの説明及び創作内容の要点が掲載された登録デザイン公報が発行された日をそのデザインの登録公告日と見なす。

1.出願公開の区分

1)出願人の申立による出願公開

- (1)出願人は、自己のデザイン登録出願に対する出願公開を申し立てることができる。
- (2)複数デザイン登録出願の場合、出願公開申立は、デザインの全部又は一部に対してすることができる。
- (3)出願公開申立は、その出願に対する最初の登録可否決定の謄本が送達された後にはすることができない。
- (4)出願公開申立があった場合には、法第43条(秘密デザイン)による秘密デザイン請求は、撤回されたものと見なす。

2)法第56条(拒絶決定された出願の公報掲載)による出願公開

同一又は類似であるデザインについて、同じ日に出願された2以上のデザイン登録出願について、登録を受け一つのデザインを決めるための協議が成立しない、又は協議ができず、法第46条(先願)第2項によって拒絶決定が確定された出願は、特許庁長が公開する。

2.出願公開の承認

審査官は、デザインの仮分類日又は出願公開申立書の移送日のうち、後の日から10日以内に出願公開申立に対する承認可否を決定する。

3.公開デザイン公報

- 1)出願公開申立があった場合には、その出願に関する事項を公開デザイン公報に掲載する。
- 2)法第46条(先願)第2項によって拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、その出願に関する事項を公開デザイン公報に掲載する。

4.出願公開の例外

- 1)出願されたデザインが与える意味及び内容等が一般人の通常の道徳観念である善良な風俗に反し、又は公共の秩序を害するおそれがある場合には、出願公開をしないことができる。
- 2)上記の1)に該当するか否かについては、法第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)第2号を適用する基準により判断する。
- 3)出願公開をしない場合には、その趣旨と理由を出願人に通知しなければならない。

第3章 情報提供

関連法令

デザイン保護法 ▼

第55条(情報提供)誰でもデザイン登録出願されたデザインが第62条第1項の各号のいずれかに該当するため、デザイン登録を受けることができないという趣旨の情報を証拠と共に特許庁長又は特許審判院長に提供することができる。

第62条(デザイン登録拒絶決定)①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

- 1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を持たない、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
- 2.第27条、第33条から第35条まであって、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によってデザイン登録を受けることができない場合
- 3.条約に違反する場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

- 1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を持たない、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
- 2.第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号のみ該当する)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によってデザイン登録を受けることができない場合
- 3.条約に違反する場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願であって、第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

関連法令

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合
 2. 基本デザインのデザイン権が消滅された場合
 3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下・放棄となる、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合
 4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
 5. 基本デザインと類似しない場合
 6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合
 7. 第35条第3項によってデザイン登録を受けることができない場合
- ④ 審査官は、デザイン一部審査登録出願について、第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。
- ⑤ 複数デザイン登録出願について、第1項から第3項までの規定に基づいてデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインにのみ拒絶理由があれば、その一部デザインに対してのみ、デザイン登録拒絶決定をすることができる。

デザイン保護法施行規則 ▼

第49条(デザイン登録出願に対する情報提供)法第55条によって情報を提供しようとする者は、「特許法施行規則」別紙第23号書式の情報提出書に次の各号の書類を添付して、特許庁長に提出しなければならない。

1. 刊行物等の証拠書類1通
2. 代理人によって手続をする場合には、その代理権を証明する書類1通

1. 出願に対する情報の提供

法第55条(情報提供)によって、誰でも出願デザインが法第62条(デザイン登録拒絶決定)第1項各号のいずれかに該当するため、登録を受けることができないという趣旨の情報をその証拠と共に特許庁長又は特許審判院長に提供することができる。

2. 情報が提供された出願に対する審査

- 1) 情報が提供された出願に対する審査において、その情報及び証拠を法第62条(デザイン登録拒絶決定)第1項による拒絶決定の理由として活用することができる。
- 2) デザイン一部審査登録出願の場合にも、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項にもかかわらず、提供された情報及び証拠を同条第1項による拒絶決定の理由として活用することができる。

3. 情報提供者に対する情報の活用可否の通知

- 1) 情報が提供された出願に対して登録決定を通知する時、情報提供者に情報・証拠の採択可否及び当該出願に対する登録可否の決定事実を通知する。
- 2) 一つの出願について、同一の者が同一の情報及び証拠をもって、1回以上、情報を提供した場合には、情報・証拠の採択可否及び当該出願に対する登録可否決定の事実を1回のみ通知すれば問題ない。
- 3) 情報が提供されたデザイン一部審査登録出願について、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項にもかかわらず、登録決定をする場合に、提供された情報及び証拠がデザイン一部審査登録の異議申立の理由に該当すれば、情報提供者にデザイン一部審査登録の異議申立をすることができるという事実を同時に通知する。

第4章 優先審査

関連法令

デザイン保護法 ▼

第61条(優先審査)①特許庁長は、次の各号のいずれかに該当するデザイン登録出願については、審査官にその他デザイン登録出願より優先して審査するようすることができる。

- 1.第52条による出願公開の後、デザイン登録出願人でない者が業としてデザイン登録出願されたデザインを実施していると認められる場合
- 2.大統領令で定めるデザイン登録出願であって、緊急に処理する必要があると認められる場合

②特許庁長は、複数デザイン登録出願について、第1項によって優先審査をする場合には、第1項各号のいずれかに該当する一部デザインのみ優先して審査するようすることができる。

第192条(優先審査の特例)第61条第1項第1号を国際デザイン登録出願に対して適用するとき、「第52条による出願公開」は、「ハーグ協定第10条(3)による国際登録公開」とする。

デザイン保護法施行令 ▼

第6条(優先審査の対象)法第61条第1項第2号において「大統領令で定めるデザイン登録出願」とは、次の各号のいずれかに該当するものであって、特許庁長が定めるデザイン登録出願を言う。

- 1.防衛産業分野におけるデザイン登録出願
- 2.グリーン技術[温室効果ガスの削減技術、エネルギー利用の効率化技術、クリーン生産技術、クリーンエネルギー技術、資源の循環及び環境配慮型技術(関連の融合技術を含む)等、社会・経済活動の全過程にかけてエネルギーと資源を節約し、効率的に使用することであって、温室効果ガス及び汚染物質の排出を最小化する技術]と直接係っているデザイン登録出願

 関連法令

- 3.輸出促進と直接係っているデザイン登録出願
- 4.国及び自治体の職務に関するデザイン登録出願(「高等教育法」による国立・公立学校の職務に係るデザイン登録出願であって、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第11条第1項によって国立・公立学校に設置した技術移転・事業化に関する業務を専従する組織がしたデザイン登録出願を含む)
- 5.「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第25条によりベンチャー企業の確認を受けた企業のデザイン登録出願
- 6.「中小企業の技術革新促進法」第15条によって技術革新型中小企業に選定された企業のデザイン登録出願
- 7.「発明振興法」第11条の2によって職務発明補償の優秀企業に選定された企業のデザイン登録出願
- 8.国の新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果に関するデザイン登録出願
- 9.条約による優先権主張の基礎となるデザイン登録出願(当該デザイン登録出願を基礎とする優先権主張によって外国特許庁においてデザインに関する手続が進行中であるものに限定する)
- 10.デザイン登録出願人がデザイン登録出願されたデザインを実施している、又は実施を準備中であるデザイン登録出願
- 11.電子取引と直接係っているデザイン登録出願
- 12.特許庁長が外国特許庁長と優先審査に合意したデザイン登録出願
- 13.優先審査を申し立てようとする者がデザイン登録出願されたデザインについて専門機関に先行デザインの調査を依頼した場合であって、調査結果を特許庁長に通知するように専門機関に要請したデザイン登録出願

第7条(優先審査の申立等)①優先審査を申し立てようとする者は、産業通商資源部令で定める優先審査申立書を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は、第1項による優先審査申立を受けた場合には、優先審査の可否を決定しなければならない。

③第2項による優先審査可否の決定に必要とされる事項は、特許庁長が定めて告示する。

関連法令

デザイン保護法施行規則 ▼

第57条(優先審査の申立)法第61条によって優先審査を申し立てようとする者は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の優先審査申立書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

- 1.特許庁長が定めた事項を記した優先審査申立説明書1通
- 2.代理人によって手続をする場合には、その代理権を証明する書類1通

デザイン優先審査の申立に関する告示 ▼

第3条(優先審査の申立人)出願があったときには、誰でも特許庁長にその出願について優先審査の申立をすることができる。但し、第4条第2号二目による出願は、国及び当該自治体(国・公立学校の中に設置された技術移転・事業化の専従組織を含む)のみが優先審査の申立をすることができる。

第4条(優先審査の申立対象)優先審査の申立対象は、出願時又は出願中にある出願であって、次の各号のいずれかに該当する出願とする。

- 1.出願公開(国際デザイン登録出願の場合は、国際登録公開)の後、デザイン登録出願人でない者が出願したデザインを業として実施していると認められる場合
- 2.「デザイン保護法施行令」第6条で定める出願であって、緊急処理が必要であると認められる次の各目のいずれかに該当する場合
 - イ.防衛産業分野における出願であって、「防衛事業法」第34条、同法施行令第39条、同法施行規則第27条及び第28条による防衛産業物資に関する出願
 - ロ.グリーン技術[温室効果ガスの削減技術、エネルギー利用の効率化技術、クリーン生産技術、クリーンエネルギー技術、資源の循環及び環境配慮型技術(関連の融合技術を含む)等、社会・経済活動の全過程にかけてエネルギーと資源を節約し、効率的に使用することであって、温室効果ガス及び汚染物質の排出を最小化する技術]と直接係っている出願

 関連法令

- ハ.輸出の促進と直接係っている出願
- 二.国及び自治体の職務に関する出願(「高等教育法」による国・公立学校の職務に関する出願であって、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第11条第1項によって国・公立学校に設立された技術の移転・事業化に関する業務を専従する専従組織がした出願を含む)
- ホ.「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第25条によりベンチャー企業の確認を受けた企業の出願
- ヘ.「中小企業の技術革新促進法」第15条によって技術革新型中小企業に選定された企業の出願
- ト.「発明振興法」第11条の2によって職務発明補償の優秀企業に選定された企業の出願
- チ.「産業デザイン振興法」第6条により、デザインが優秀な商品として選定された商品に関する出願
- リ.国の新技術開発支援事業の結果に関するものであって、次のいずれかに該当する出願
- (1)「産業技術革新促進法」第2条による産業技術革新事業
 - (2)「中小企業の技術革新促進法」第10条第1項による技術革新事業
 - (3)「エネルギー法」第12条によるエネルギー技術開発事業
 - (4)「新エネルギー及び再生可能エネルギーの開発・利用・普及促進法」第11条による新・再生可能エネルギー技術開発事業
 - (5)「産業融合促進法」第24条による産業融合事業
 - (6)「情報通信産業振興法」第8条による情報通信技術開発事業
 - (7)「科学技術基本法」第11条による国家研究開発事業
 - (8)「1人創造企業の育成に関する法律」第11条第1項による1人創造企業の技術開発事業
 - (9)その他の国が遂行する新技術開発事業
- ヌ.国の品質認証事業の結果に関するものであって、次のいずれかに該当する出願
- (1)「産業技術革新促進法」第16条及び同法施行令第18条によって新商品の認証を受けた商品に関する出願
 - (2)「産業融合促進法」第13条及び同法施行令第14条によって産業融合新商品の適合性認証を受けた商品に関する出願
 - (3)その他の国が遂行する品質認証事業の結果に関する出願

関連法令

ル.条約に基づく優先権主張の基礎となる出願(当該出願を基礎とする優先権主張によって、外国特許庁においてデザインに関する手続が進行中であるもののみ該当する)

ヲ.デザイン登録出願人が出願されたデザインを実施している、又は実施を準備中である出願

ワ.電子取引と直接係っている出願

カ.特許庁長が外国特許庁長と優先審査に合意した出願

コ.優先審査を申し立てようとする者が出願されたデザインについて「デザイン保護法」第59条による専門機関(以下、「専門機関」という)のうち、次のいずれかに該当する機関に先行デザイン調査を依頼した場合であって、その調査結果を特許庁長に通知するようその専門機関に要請した出願(当該専門機関が優先審査を申し立ててから、1カ月以内に別紙第1号書式の優先審査用先行デザイン調査の結果報告書を特許庁長に提出する場合のみ該当する)

(1)財団法人韓国特許情報院

(2)株)WIPS

[別表]優先審査の申立に関する証憑書類(第5条第1項第1号イ目関連)

申立理由 (関連条文)	証憑書類
第3者が業として実施している出願 (第4条第1号)	第3者が業として実施していることを立証する書類(写真、カタログ等)
防衛産業分野の出願 (第4条第2号イ目)	第4条第2号イ目による出願に該当することを立証する出願
グリーン技術等と直接係っている出願 (第4条第2号ロ目)	次の各号のいずれかに該当する書類 1.国家機関から研究開発等のための資金支援を受けたことを立証する書類(技術開発事業の選定公告等) 2.金融機関からグリーン技術に関する金融支援を受けたことを立証する書類(貸出実績書等) 3.環境マーク認証書、炭素成績表示認証書、新技術認証書、技術権証書(発行機関:韓国環境産業技術院) 4.優秀リサイクル商品認証書(発行機関:知識經濟部技術標準院) 5.その他、国からグリーン技術に関する金融支援又は認証を受けたことを立証する書類

関連法令

申立理由 (関係条文)	証憑書類
輸出促進に直接係っている出願 (第4条第2号ハ目)	次の各号のいずれかに該当する書類 1.輸出実績の立証書類 2.信用状の到着を立証する書類 3.デザイン権を必要とする輸出品購入者からの要請があったことを立証する書類 4.輸出契約の立証書類 5.国際標準の採択手続が進行中である、又は国際標準に採択され輸出促進に貢献していることを立証する書類 6.その他、輸出促進と直接係っていることを立証する書類
国及び自治体の職務に関する出願 (第4条第2号ニ目)	国及び自治体の職務に関する出願に該当することを立証する書類
ベンチャー企業の出願、技術革新型中小企業の出願、又は職務発明補償の優秀企業に選定された企業の出願 (第4条第2号ホ目、ヘ目、ト目)	次の第1号と第2号に該当する各々の書類 1.出願されたデザインとベンチャー企業、技術革新型の中小企業及び職務発明補償の優秀企業の業種との関連性を立証する書類(例:事業者登録書等) 2.ベンチャー企業の出願である場合は、「ベンチャー企業の育成に関する特別措置法」第25条によるベンチャー企業確認書、技術革新型中小企業の出願である場合には、「中小企業の技術革新促進法」第15条による技術革新型中小企業に選定されたことを立証する書類、「発明振興法」第11条の2による職務発明補償の優秀企業に選定されたことを立証する書類
優秀デザインに選定された商品に関する出願 (第4条第2号チ目)	「産業デザイン振興法」第6条により、優秀デザインとして選定されたことを立証する書類
国による新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果に関する出願 (第4条第2号リ目、リ目)	国の新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果に該当することを立証する書類
条約による優先権主張の基礎となる出願 (第4条第2号ヌ目)	条約による優先権主張の基礎となる出願であることを立証する書類 (外国特許庁に提出した出願書の写本等)

関連法令

申立理由 (関係条文)	証憑書類
出願人が出願されたデザインを実施中である出願 (第4条第2号ル目)	次の各号のいずれかに該当する書類 1.実施品の実物写真、実物の写真が写っているカタログ 2.税金計算書、取引明細表、納品確認書、供給契約書 3.その他、実施中であることを立証する書類
出願人が実施を準備中である出願 (第4条第2号ル目)	次の各号のいずれかに該当する書類 1.試作品の実物の写真、見本、実物の写真が写っているカタログ 2.創業投資会社・新技術事業投資組合等からの投資実績書 3.銀行等からの貸出実績書 4.出願されたデザインの実施に関する契約書 5.国及び自治体が主催したデザイン公募に出品したことを立証する書類 6.その他に実施を準備中であることを立証する書類
電子取引と直接係っている出願 (第4条第2号ヲ目)	電子取引と直接係っていることを立証する書類
外国特許庁長と優先審査に合意した出願 第4条第2号ワ目	特許庁長が外国特許庁長と優先審査に合意した事実を立証する書類

1.優先審査の要件

1)優先審査の申立対象

- (1)出願公開(ハーグ協定による国際登録公開を含む)の後、出願人でない者が出願人の許諾なく、業として出願されたデザインを実施していると認められる場合
- (2)令第6条(優先審査の対象)によって「デザイン優先審査の申立に関する告示」第4条(優先審査の申立対象)で定めた出願のいずれかに該当する場合

2)優先審査の申立人

- (1)出願人は勿論、誰でも優先審査を申し立てることができる。
- (2)国及び自治体の職務に関する出願(「高等教育法」による国・公立学校の職務に

関する出願であって、「技術の移転及び事業化の促進に関する法律」第11条第1項により国・公立学校に設置された技術移転・事業化に関する業務を専従する専従組織がした出願を含む)については、国及び当該自治体(国・公立学校内に設置された技術移転・事業化の専従組織を含む)のみが優先審査を申し立てることができる。

- (3)優先審査申立の要件を備えた企業であって、法人でない場合にはその代表者が優先審査を申し立てることができる。
- (4)出願公開(ハーグ協定による国際登録公開を含む)の後、デザイン登録出願人でない者が業として実施中である場合、その者も優先審査を申し立てることができる。

3)優先審査の申立手続

(1)優先審査申立書

- ①優先審査の申立人は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の優先審査申立書を提出しなければならない。
- ②複数デザイン登録出願である場合には、デザインの全部又は一部に対して、優先審査を申し立てることができる。但し、国際デザイン登録出願である場合は、デザイン全部に対して優先審査を申し立てなければならない。

(2)優先審査申立の説明書

優先審査申立書には、「デザイン優先審査の申立に関する告示」別紙第2号書式のデザイン優先審査申立説明書(優先審査の申立に関する証憑書類を含む)を添付しなければならない。

(3)優先審査の申立に関する証憑書類

- ①それぞれの申立理由に該当する客観的に証憑書類を一つ以上添付しなければならない。
- ②国及び自治体の出願である場合には、特別な理由がない限り、証憑書類の提出がなくても、国及び自治体の職務として認めることができる。

2. 優先審査申立の補正及び補完

1) 優先審査申立の補正及び返戻

優先審査申立が法令で定める方式に違反する場合には、特許庁長の名義で補正を命じる、又は返戻しなければならない。

2) 優先審査申立の補完指示

- (1) **優先審査申立**に補完事項がある場合には、1カ月以内の期間を決めて審査官の名義で補完を指示しなければならない。
- (2) **令第6条(優先審査の対象)第10号**により、「**デザイン登録出願されたデザインを実施しているか、又は実施を準備であるデザイン登録出願**」を理由に、優先審査を申し立てる場合に提出された証憑書類の中で、**実物写真、見本、又は実物写真が収録されたカタログと出願デザインに同一性を認められない場合には、補完を指示しなければならない。**

3. 優先審査申立の却下

優先審査申立が次のいずれかに該当する場合には、その理由を記して却下通知を発送する。但し、複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の場合、一つのデザインであっても次のいずれかに該当する場合も、却下通知を発送する。

- 1) 「**デザイン優先審査の申立に関する告示**」第4条による優先審査の申立対象にならない場合
- 2) 優先審査申立があった出願の正常的な審査着手の予定時期が優先審査申立に関する書類を移送された日から2カ月以内である場合
- 3) 優先審査申立に対する補正書又は補完書類を指定期間以内に提出しない場合
- 4) 優先審査申立について提出された補正書又は補完書によっても当該事項が解消されない場合

4. 優先審査の決定

1) 優先審査の決定通知

優先審査の申立があった出願が優先審査の要件を充足する場合には、優先審査

決定書を発送する。但し、複数デザイン登録出願された国際デザイン登録出願の場合には、いずれのデザインが優先審査の要件を充足する場合のみ該当する。

2)優先審査の決定期限

- (1)審査官は、物品の仮分類日又は優先審査申立書の審査官移送日のうち、後の日から10日以内に優先審査の可否を決定して通知する。
- (2)優先審査申立書に対する補正書・補完書が提出された場合には、補正期間等の満了日又は当該書類の審査官移送日のうち、後の日から15日以内に優先審査の可否を決定して通知する。
- (3)優先審査申立対象の可否に関する関係機関の意見書又は優先審査審議協議会の決定書が移送された場合には、当該書類の審査官移送日から15日以内に優先審査の可否を決定して通知する。
- (4)出願人が専門機関に先行デザイン調査を依頼した場合には、専門機関の優先審査向けの先行デザイン調査の結果報告書の審査官移送日から15日以内に優先審査の可否を決定して通知する。

5.優先審査の決定後の審査着手期限

- 1)優先審査を決定した出願に対する審査は、優先審査決定書の発送日から2カ月以内に着手する。
- 2)優先審査出願に対して提出された意見書及び補正書は、審査官移送日から45日以内に処理する。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定期間の満了日から1カ月以内に処理する。
 - (1)指定期間の満了日まで意見書又は補正書を提出しなかった場合
 - (2)提出された意見書又は補正書によっても拒絶理由が解消されず、万が一、審査官移送日から45日以内に処理したら、指定期間の満了日がまだ経過しない場合

第5章 再審査

関連法令

デザイン保護法 ▼

第48条(出願の補正と要旨変更)①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲内でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項若しくは写真、又は見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をすることができる。

④第1項から第3項までの規定による補正は、次の各号で定めた時期にすることができる。

1.第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定（以下、「デザイン登録可否決定」という）の通知書が発送される前まで

2.第64条による再審査を請求する時

3.第120条によってデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その請求日から30日以内

⑤第1項から第3項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更するものであって、デザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願は、その補正書を提出した時にデザイン登録出願をしたものと見なす。

第64条(再審査の請求)①デザイン登録出願人は、そのデザイン登録出願についてデザイン登録拒絶決定(再審査によるデザイン登録拒絶決定は除くす

関連法令

る)の謄本を送達された日から30日(第17条第1項によって第120条に基づいた期間が延長された場合には、その延長された期間をいう)以内に第48条第1項から第3項までの規定による補正をして、デザイン登録出願に対して再審査を請求することができる。但し、第120条による審判請求がある場合にはその限りでない。

②デザイン登録出願人は、第1項による再審査の請求とともに意見書を提出することができる。

③第1項本文による要件を備えて再審査が請求された場合、そのデザイン登録出願について、従来に行われたデザイン登録拒絶決定は、取り消されたものと見なす。

④第1項による再審査の請求は、取り下げることができない。

1.再審査請求の対象

1)再審査を請求することができる出願

デザイン登録拒絶決定の謄本の送達を受けた後、一定期間以内に出願書の記載事項、図面の記載事項及び図面、写真又は見本を補正して法第64条(再審査の請求)によって再審査を請求することができる。

2)再審査を請求することができない場合

従来の再審査による拒絶決定がある、又は法第120条(デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判)による拒絶決定不服審判の請求がある場合には再審査を請求することができない。

2.再審査請求の手続

1)再審査請求の方法

(1)補正書の「**その他事項**」の欄に再審査請求の趣旨を表示しなければならない。

(2)再審査を請求するときには、出願の補正をすることができる。

(3)再審査を請求する時に、意見書を共に提出することができる。

2)再審査請求の期限

(1)デザイン登録拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日以内に請求しなければならない。

(2)法第17条(期間の延長等)第1項によって法第120条(デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判)に基づいた期間が延長された場合には、その延長期間以内に請求しなければならない。

3.再審査が請求された出願の審査

1)再審査着手の期限

再審査が請求された出願については、再審査を請求する補正書の審査官移送日から1カ月以内に審査に着手する。

2)再審査の範囲

再審査が請求された出願については、再審査請求の対象でない事項に対しても審査官職権で審査することができる。

3)再審査が請求された出願に対する処理方法

(1)再審査の請求が適法した場合には、当初の拒絶決定は取り消されたものとみなす。

(2)再審査によっても当初の拒絶理由が解消されない場合には、拒絶決定をする。

(3)再審査によって当初の拒絶理由が解消され、新しい拒絶理由が見つからない場合には、登録決定をする。

(4)再審査によって新しい拒絶理由が見つかった場合には、意見提出通知をして、一般の審査手続に従う。

第6章 デザイナー一部審査登録出願の審査

関連法令

デザイン保護法 ▼

第2条(定義)この法において使用する用語の意味は、次のとおりである。

- 1.「デザイン」とは、物品[物品の部分(第42条は除くする)及び書体を含む。以下、同じである]の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
- 2.「書体」とは、記録若しくは表示、又は印刷等に使用するために共通の特徴を有する形に作られた一組の書体(数字、文章符号及び記号等の形を含む)をいう。
- 3.「登録デザイン」とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。
- 4.「デザイン登録」とは、デザイン審査登録及びデザイナー一部審査登録をいう。
- 5.「デザイン審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録の要件をいずれも備えているか否かを審査して登録することをいう。
- 6.「デザイナー一部審査登録」とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件の一部のみを備えているか否かを審査して登録することをいう。
- 7.「実施」とは、デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出若しくは輸入、又はその物品を譲渡若しくは貸与するために請約(譲渡又は貸与のための展示を含む。以下、同じである)する行為をいう。

第33条(デザイン登録の要件)①工業上利用の可能性があるデザインであって、次の各号のいずれかに該当するものを除いて、そのデザインについてデザイン登録を受けることができる。

- 1.デザイン登録出願の前に国内又は国外において公知となる、又は公然に実施されたデザイン
- 2.デザイン登録出願の前に国内又は国外において頒布された刊行物に掲載される、又は電気通信回線を通じて公衆の利用が可能となったデザイン
- 3.第1号又は第2号に該当するデザインと類似であるデザイン

関連法令

②デザイン登録出願の前にそのデザインが属する分野において通常の知識を有した者が次の各号のいずれかによって用意に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除くする)は、第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1.第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はそれらの結合

2.国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩、又はそれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後に第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載されたその他のデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日の前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一又は類似である場合、そのデザインは、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。但し、そのデザイン登録出願の出願人とその他デザイン登録出願の出願人が同一である場合は、その限りでない。

第34条(デザイン登録出願の受けることができないデザイン) 次の各号のいずれかに該当するデザインに対しては、第33条にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

1.国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関等の標章と外国の国旗、国章又は国際機関等の文字、若しくは表示と同一又は類似であるデザイン

2.デザインが与える意味又は内容等が一般人の通常的な道德観念若しくは善良な風俗に反する、又は公共の秩序を害するおそれがあるデザイン

3.他人の業務に係る物品と混同をもたらすおそれがあるデザイン

4.物品の機能を確保するにおいて不可欠な形状のみで構成されたデザイン

第35条(関連デザイン) ①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自己の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(以下、「基本デザイン」という)のみと類似したデザイン(以下、「関連デザイン」という)については、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限って、第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず、関連デザインをもってデザイン登録を受けることができる。

関連法令

②第1項によってデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインのみと類似したデザインは、デザイン登録受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下、「専用実施権」という)が設定されている場合には、その基本デザインに関する関連デザインに対しては、第1項にもかかわらず、デザイン登録を受けることができない。

第37条(デザイン登録出願)①デザイン登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記したデザイン登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

- 1.デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地)
- 2.デザイン登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
- 3.デザインの対象となる物品及び第40条第2項による物品類(以下、「物品類」という)
- 4.単独のデザイン登録出願又は関連デザインのデザイン登録出願(以下、「関連デザイン登録出願」という)の有無
- 5.基本デザインのデザイン登録番号又はデザイン登録出願番号(第35条第1項によって関連デザインとしてデザイン登録を受ける場合のみに該当する)
- 6.デザインを創作した者の氏名及び住所
- 7.第41条による複数デザイン登録出願の有無
- 8.デザインの数及び各デザインの一連番号(第41条によって複数デザイン登録出願をする場合のみ該当する)
- 9.第51条第3項に規定された事項(優先権主張をする場合のみに該当する)

②第1項によるデザイン登録出願書には、各デザインに関する次の各号の事項を記した図面を添付しなければならない。

- 1.デザインの対象となる物品及び物品類
- 2.デザインの説明及び創作内容の要点
- 3.デザインの一連番号(第41条によって複数デザイン登録出願をする場合のみに該当する)

 関連法令

- ③デザイン登録出願人は、第2項の図面に代わってデザインの写真又は見本を提出することができる。
- ④デザイン一部審査登録をすることができるデザインは、物品類区分のうち、産業通商資源部令で定める物品に限定する。この場合、当該物品についてはデザイン一部審査登録出願のみに出願することができる。
- ⑤第1項から第4項まで規定されたもの以外にデザイン登録出願に必要である事項は、産業通商資源部令で定める。

- 第46条(先願)**①同一又は類似であるデザインに対して、その他の日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、先にデザイン登録出願した者のみがそのデザインについてデザイン登録を受けることができる。
- ②同一又は類似であるデザインに対して、同じ日に2以上のデザイン登録出願がある場合には、デザイン登録出願人が協議して決めた一つのデザイン登録出願人のみがそのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。協議が成立しない、又は協議をすることができない場合には、いずれのデザイン登録出願人もそのデザインに対してデザイン登録を受けることができない。
- ③デザイン登録出願が無効・取下・放棄となる、若しくは第62条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用するときには、最初からなかったものと見なす。但し、第2項後段に該当し第62条によるデザイン登録拒絶決定又は又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合にはその限りでない。
- ④無権利者がしたデザイン登録出願は、第1項及び第2項を適用するときには、最初からなかったものと見なす。
- ⑤特許庁長は、第2項の場合に、デザイン登録出願人に期間を決めて協議の結果を届け出ることを命じ、その期間内に届出がなければ、第2項による協議は成立しなかったものと見なす。

- 第62条(デザイン登録拒絶決定)**①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。
- 1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を持たない、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合

関連法令

2.第27条、第33条から第35条まであって、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によってデザイン登録を受けることができない場合

3.条約に違反する場合

②審査官は、デザイナー一部審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を持たない、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合

2.第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号のみに該当する)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によってデザイン登録を受けることができない場合

3.条約に違反する場合

③審査官は、デザイナー一部審査登録出願であって第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号又は次の各号のいずれかに該当する場合には、デザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1.デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインとして表示した場合

2.基本デザインのデザイン権が消滅した場合

3.基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下・放棄となる、又はデザイン登録拒絶決定が確定された場合

4.関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合

5.基本デザインと類似しない場合

6.基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合

7.第35条第3項によってデザイン登録を受けることができない場合

④審査官は、デザイナー一部審査登録出願について第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらず、その情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。

関連法令

⑤複数デザイン登録出願に対して第1項から第3項までの規定によってデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインのみ拒絶理由があればその一部デザインに対してのみデザイン登録拒絶決定をすることができる。

第63条(拒絶理由通知)①審査官は、第62条によってデザイン登録拒絶決定をしようとする場合には、デザイン登録出願人に予め拒絶理由(第62条第1項から第3項までに該当する理由であつて、以下、「拒絶理由」という)を通知して期間を決めて意見書を提出する機会を与えなければならない。

②複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部のデザインについて拒絶理由がある場合には、そのデザインの一連番号、デザインの対象となる物品及び拒絶理由を具体的に記さなければならない。

デザイン保護法施行規則 ▼

第38条(物品類の区分等)①法第40条第2項による物品類の区分は、「産業デザインの国際分類制定に向けたロカルノ協定」による別表4とする。

②第1項による各物品類に属する具体的な物品は、特許庁長が定めて告示する。

③法第37条第4項前段において「産業通商資源部令で定める物品」とは、別表4のうち第2類、第5類及び第19類に属する物品をいう。

④法第42条第2項による組物の区分は、別表5のとおりである。

1. デザイン一部審査登録出願をすることができるデザイン

1)一部審査出願をすることができる物品に指定されていない物品のデザインが一部審査出願された場合には、法第37条(デザイン登録出願)第4項に違反するため、登録を受けることができない。

2)デザイン一部審査登録出願をすることができるデザインの範囲は以下のとおりである。

規則[別表4](物品類の区分)のうち、次のいずれかの物品類に属する物品に関するデザインに限定する。

- (1)第2類(衣類及びファッション雑貨用品)
- (2)第5類(繊維製品、人工及び天然シート織物類)
- (3)第19類(文房具、事務用品、美術材料、教材)

2.デザイナー一部審査登録出願に対する審査の範囲

デザイナー一部審査登録出願に対しては、法第62条(デザイン登録拒絶決定)第2項、第3項及び第4項によって次のとおり審査する。

1)審査しない登録要件

デザイナー一部審査登録出願に対しては、第33条(デザイン登録の要件)第1項(新規性)各号、第2項(容易創作)のうち公知デザインによる容易創作、第3項(拡大された先願)、第35条(関連デザイン)第2項(自己の関連デザインのみと類似であるデザイン)及び第46条(先願)第1項・第2項は適用しない。

2)審査する登録要件

デザイナー一部審査登録出願が次のいずれかに該当する場合には、上記の1)にもかかわらず、拒絶決定をしなければならない。

- (1)法第33条(デザイン登録の要件)第1項本文による工業上利用可能性がない場合
- (2)法第33条(デザイン登録の要件)第2項の規定のうち、国内又は国外において広く知られた形状・模様・色彩(周知デザインを含む)、又はこれらの結合による容易創作に該当する場合
- (3)関連デザインとして出願された一部審査登録の出願が次のいずれかに該当する場合
 - ①関連デザイン登録出願される、又は関連デザイン登録されたデザインを基本デザインとして表示した場合
 - ②基本デザインのデザイン権が消滅(存続期間の満了、年次登録料の未納による消滅、取消決定又は無効審決の確定等)した場合

- ③基本デザインとして表示されたデザイン登録出願が無効・取下・放棄となる又は拒絶決定が確定された場合
- ④出願人が基本デザインのデザイン権者(又は出願人)と異なる場合
- ⑤デザインが基本デザインと類似しない場合
- ⑥基本デザインの出願日から1年が経過した後に出願された場合
- ⑦基本デザインのデザイン権に専用実施権が設定されている場合
- ⑧2014年 6月30日以前の登録デザイン又は出願デザインを基本デザインとしているものであって、2015年7月1日以降に出願された場合

3)情報提供がある場合の審査範囲

デザイン一部審査登録出願に対して第55条(情報提供)による情報及び証拠の提供がある場合には、上記の1)にもかかわらず、その証拠資料に基づいて拒絶決定をすることができる。

第7章 デザイナー一部審査登録異議申立の審査

関連法令

デザイン保護法 ▼

第68条(デザイナー一部審査登録の異議申立)①誰でもデザイナー一部審査登録出願によってデザイン権が設定登録された日からデザイナー一部審査登録の公告日から3カ月になる日まであって、そのデザイナー一部審査登録が次の各号のいずれかに該当することを理由に特許庁長にデザイナー一部審査登録異議申立をすることができる。

この場合、複数デザイン登録出願されたデザイン登録については、各デザインごとにデザイナー一部審査登録の異議申立をしなければならない。

- 1.第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を持たない、又は同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
- 2.第27条、第33条、第34条、第35条第2項・第3項、第39条及び第46条第1項・第2項に違反する場合
- 3.条約に違反する場合

②デザイナー一部審査登録の異議申立をする者(以下、「異議申立人」という)は、次の各号の事項を記したデザイナー一部審査登録の異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。

- 1.異議申立人の氏名及び住所(法人である場合は、その名称及び営業所の所在地)
- 2.異議申立人の代理人がいる場合は、その代理人の氏名及び住所又は営業所の所在地(代理人が特許法人である場合には、その名所、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
- 3.デザイナー一部審査登録異議申立の対象となる登録デザインの表示
- 4.デザイナー一部審査登録異議申立の趣旨
- 5.デザイナー一部審査登録異議申立の理由及び必要である証拠の表示

③審査長は、デザイナー一部審査登録異議申立があったときは、デザイナー一部審査登録異議申立書の副本をデザイナー一部審査登録異議申立の対象となった

→ 関連法令

登録デザインのデザイン権者に送達し、期間を決めて答弁書提出する機会を与えなければならない。

④デザイナー部審査登録異議申立については、第121条第4項を準用する。

第69条(デザイナー部審査登録異議申立の理由等の補正)異議申立人は、デザイナー部審査登録の異議申立をした日から30日以内にデザイナー部審査登録の異議申立書に記した理由及び証拠を補正することができる。

第71条(デザイナー部審査登録異議申立の審査における職権審査)①デザイナー部審査登録異議申立に関する審査をするときには、デザイン権者又は異議申立人が主張していない理由についても審査することができる。この場合、デザイン権者又は異議申立人に期間を決めてその理由に関する意見を陳述することができる機会を与えなければならない。

②デザイナー部審査登録異議申立に関する審査をするときには、異議申立人が申し立てていない登録デザインについては審査することができない。

第73条(デザイナー部審査登録異議申立に対する決定)①審査官合議体は、第68条第3項及び第69条による期間が過ぎた後にデザイナー部審査登録異議申立に対する決定をしなければならない。

②審査長は、異議申立人がその理由及び証拠を提出しなかった場合には、第68条第3項にもかかわらず、第69条に基づいた期間が過ぎた後、決定をもってデザイナー部審査登録異議申立を却下することができる。

③審査官合議体は、デザイナー部審査登録の異議申立が理由ありだと判断されるときには、その登録デザインを取り消すという趣旨の決定(以下、「デザイン登録取消決定」という)をしなければならない。

④デザイン登録取消決定が確定されたときには、そのデザイン権は最初からなかったものと見なす。

⑤審査官合議体は、デザイナー部審査登録の異議申立が理由なしと認められるときには、その異議申立を棄却するという趣旨の決定(以下、「異議申立の棄却決定」という)をしなければならない。

関連法令

⑥デザイナー一部審査登録の異議申立に対する却下決定及び異議申立の棄却決定に対しては、不服することができない。

第75条(デザイナー一部審査登録異議申立の取下)①デザイナー一部審査登録の異議申立は、第71条第1項後段による意見陳述の通知又は第74条第2項による決定の謄本が送達された後には取り下げることができない。

②デザイナー一部審査登録の異議申立を取り下げれば、その異議申立は最初からなかったものと見なす。

1.異議申立の要件

1)異議申立人

デザイナー一部審査登録に対しては、誰でも法第68条(デザイナー一部審査登録の異議申立)によって異議申立をすることができる。

2)異議申立の理由

- (1)法第27条(外国人の権利能力)、第33条(デザイン登録の要件)、第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン)、第35条(関連デザイン)、第2項(関連デザインのみと類似したデザイン)、第3項(基本デザインのデザイン権に専用実施権が設定されているデザイン)、第39条(共同出願)及び第46条(先願)第1項(同一又は類似であるデザインに対して異なる日に出願)、第2項(同一又は類似であるデザインに対して同じ日に出願)に違反する場合
- (2)法第3条(デザイン登録を受けることができる者)第1項に違反する場合
- (3)条約に違反する場合

3)異議申立の手続

(1)異議申立の期間

デザイナー一部審査登録の異議申立は、デザイン権が設定登録された日からデザイナー一部審査登録公告日から3カ月になる日まででなければならない。

①「デザイナー一部審査登録公告日」とは、該当するデザイナー一部審査登録が掲載された登録デザイン公報が発行された日である。

②法第43条(秘密デザイン)により秘密デザインとして登録されたデザイナー一部審査登録に対する異議申立は、デザイン権が設定登録された日からそのデザインに関する秘密が解除され、図面等が掲載された登録デザイン公報の発行日から3カ月以内にしなければならない。

(2)複数デザイン登録に対する異議申立の単位

複数デザイン登録出願によるデザイン登録に対しては、各デザインごとに異議申立をしなければならない。

(3)異議申立理由等の補正

異議申立人は、異議申立をした日から30日以内に異議申立理由及び証拠を補正することができる。

(4)異議申立の却下

①異議申立書の却下

異議申立書が法令で定める方式に違背する場合、指定期間以内にこれを補正しなければ、異議申立書の副本を送付せず、これを却下する。

②異議申立の決定却下

イ.異議申立期間が経過して異議申立をした場合等、補正が不可能である異議申立については、決定をもってこれを却下する。

ロ.異議申立人が異議申立理由等の補正期間以内にその理由及び証拠を提出しなかった場合には、異議申立書の副本をデザイン権者に送付せずに、異議申立日から30日が経過した後、決定をもつて当該異議申立を却下する。

ハ.異議申立に対する却下決定については、不服することができない。

4)異議申立の取下

次のいずれかに該当する場合を除くし、異議申立を取り下げることができる。

(1)法第71条(デザイナー一部審査登録異議申立の審査における職権審査)第1項後段による意見陳述の通知があった後

(2)第74条(デザイナー一部審査登録の異議申立に対する決定方式)第2項による決定謄本が送達された後

2.異議申立の審査手続

1)異議申立書の副本送達及び答弁の提出

- (1)審査官合議体の長(以下、「審査長」という)は、異議申立があったときにはデザイン権者に異議申立書の副本を送達し、期間を決めて答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。
- (2)審査長は、異議申立があったときには、その趣旨を当該デザイン権の専用実施権者、又はその他デザインについて登録をした権利を有する者に通知しなければならない。
- (3)審査長は、補正された異議申立理由等についてもデザイン権者等に答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。

2)異議申立に対する審査の範囲

- (1)職権審査
 - ①異議申立に関する審査をするときには、デザイン権者又は異議申立人が申し立てていない理由についても審査することができる。
 - ②上記の①の場合、デザイン権者又は異議申立人に期間を決めてその理由について意見を陳述することができる機会を与えなければならない。
- (2)異議申立に関する審査をするときには、異議申立人が申し立てていない登録デザインについては審査することができない。

3)異議申立に対する決定

- (1)審査官は、次の期間が過ぎた後に異議決定をしなければならない。
 - ①法第68条(デザイン一部審査登録の異議申立)第3項による答弁書の提出期間
 - ②法第69条(デザイン一部審査登録の異議申立理由等の補正)による異議申立理由等の補正期間
 - ③法第71条(デザイン一部審査登録異議申立の審査における職権審査)第1項による意見書の提出期間
 - ④法第78条(準用規定)において準用する法第145条(証拠調査及び証拠保存)第5項による意見書の提出期間

(2)審査官合議体は、異議申立が理由ありと認められる場合には、デザイン登録取消決定をしなければならない。異議申立が理由なしと認められる場合は、棄却決定をしなければならない。

(3)異議申立の棄却決定に対しては、不服することができない。

附 則

1. 施行日

この基準は、2015年10月1日から施行する。

2. 見直し期限

「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」によってこの例規について、2016年1月1日を基準に毎3年になる時点(毎3年目の12月31日までをいう)の度にその妥当性を検討し改善等を措置をしなければならない。

[別表] 一組の物品別構成物品

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
1	第02類	一組の女性用韓服 セット	上着 スカート 外套 チョッキ 防寒服	B1-10	B1-10A
2	第02類	一組の男性用韓服 セット	上着 ズボン 防寒服 外套	B1-10	B1-10A
3	第02類	一組の女性用下着 セット	ブラジャー パンティー ガードル スリッパ キャミソール ペチコート ボディー組	B1-60	ブラジャーB1-61 パンティーB1-66 ガードルB1-65 スリッパB1-63 キャミソールB1-62 ペチコートB1-64 ボディー組B1-65
4	第11類	一組の装身具セット	指輪 ネックレス イヤリング ブレスレット アンクレット	B3-00	指輪B3-431 ネックレスB3-31 イヤリングB3-25 ブレスレットB3-41 アンクレットB3-44
5	第02類	一組のカフスボタン及び ネクタイピンセット	カフスボタン ネクタイピン	B3-00	カフスボタンB3-42 ネクタイピンB3-33
6	第27類	一組の喫煙用具 セット	卓上ライター 灰皿 タバコ箱 受け台 煙管	B6-6	卓上ライターB6-42 灰皿B6-30 タバコ箱B6-20 受け台B6-0 煙管B6-10
7	第06類	一組の寝装セット	掛け布団 敷布団 枕 マットレスカバー パッド 掛け布団カバー 敷布団カバー 枕カバー	C1-10	掛け布団C1-13 敷布団C1-12 枕C1-110 マットレスカバーC1-13 パッドC1-13 掛け布団カバーC1-13 敷布団カバーC1-12 枕カバーC1-119
8	第07類	一組のコーヒー用具 セット	カップ及びソーサー コーヒーポット ミルクピッチャー コーヒーストッカー	C5-10	カップ及びソーサーC5-234 コーヒーポットC5-310 ミルクピッチャーC5-310 コーヒーストッカーC5-320

第7章 デザイン一部審査登録異議申立の審査

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
			砂糖容器 ミルク容器 容器の受け皿 ドリッパー ティースプーン ティースプーン立て		砂糖容器C5-320 ミルク容器C5-320 容器の受け皿C5-530 ドリッパーC6-361 ティースプーンC6-112 ティースプーン立てC5-534
9	第07類	一組のフルーツポンチ 用具セット	フルーツポンチボール フルーツポンチコップ フルーツポンチスプーン フルーツポンチケトル フルーツポンチお玉	C5-10	フルーツポンチボールC5-210 フルーツポンチコップC5-231 フルーツポンチスプーンC6-214 フルーツポンチケトルC5-310 フルーツポンチお玉C6-211
10	第07類	一組の御膳セット	飯碗 大鉢 吞水 盛碗 小鉢 たれ皿 小皿 多用碗 皿	C5-10	飯碗C5-210 大鉢C5-210 吞水C5-210 盛碗C5-210 小鉢C5-210 たれ皿C5-210 小皿C5-210 多用碗C5-210 皿C5-5370
11	第07類	一組の茶器セット	急須 湯冷まし 湯呑み茶碗 受け皿 茶こし網 建水	C5-10	急須C5-310 湯冷ましC5-310 湯呑み茶碗C5-231 受け皿C5-531 茶こし網C6-361 建水C5-210
12	第07類	一組の調味料容器 セット	砂糖容器 醤油容器 塩容器 胡椒容器 ソース容器 容器の受け皿	C5-10	砂糖容器C5-320 醤油容器C5-310 塩容器C5-323 胡椒容器C5-323 ソース容器C5-310 容器の受け皿C5-530
13	第07類	一組の飯碗と 汁碗セット	飯碗 汁碗	C5-10	C5-210
14	第07類	一組の酒器セット	片口 徳利 盃	C5-0	片口C5-310 徳利C5-310 盃C5-231
15	第07類	一組のナイフ、フォーク 及びスプーンセット	ナイフ フォーク スプーン	C6-10	ナイフC6-114 フォークC6-113 スプーンC6-112

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
16	第07類	一組の匙及び箸セット	匙 箸 匙及び箸置き	C6-10	匙C6-112 箸C6-12 匙及び箸置きC5-533
17	第07類	一組の祭器セット	香炉 位牌 燭台 餅皿 肉皿 盃 盃台 祭事用の皿 飯碗 汁椀 甘酒用の盃 吞水 退酒器 たれ皿	C7-10	香炉C7-152 位牌C7-131 燭台C7-142 餅皿C7-150 肉皿C7-150 盃C7-150 盃台C7-150 祭事用の皿C7-150 飯碗C7-150 汁椀C7-150 甘酒用の盃C7-150 吞水C7-150 退酒器C7-150 たれ皿C7-150
18	第06類	一組の洗面化粧台セット	洗面化粧台 化粧鏡 収納棚	D0-0	洗面化粧台D5-21 化粧鏡D2-631 収納棚D2-510
19	第06類	一組の机と本立てセット	机 本立て 引き出し	D2-30	机D2-330 本立てF2-73141 引き出しD2-5181
20	第06類	一組の居間用家具セット	居間用収納棚 飾り棚	D2-50	居間用収納棚D2-514 飾り棚D2-5173
21	第06類	一組のテーブルセット	テーブル	D2-00	D2-310
22	第06類	一組のオフィス家具セット	オフィステーブル パーティション 引き出しユニット 本棚 ファイルボックス ロッカー	D2-00	オフィステーブルD2-310 パーティションD2-620 引き出しユニットD2-5181 本棚D2-5172 ファイルボックスF2-710 ロッカーD2-551
23	第06類	一組の応接セット	応接テーブル ソファ	D2-00	応接テーブルD2-310 ソファD2-14
24	第06類	一組のテーブルと椅子セット	テーブル 椅子 食卓 食卓椅子	D2-00	テーブルD2-310, 椅子D2-14, 食卓D2-310, 食卓椅子D2-14

第7章 デザイン一部審査登録異議申立の審査

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
25	第23類	一組の台所家具セット	流し台 調理台 ガス台 収納棚	D5-10	流し台D5-123 調理台D5-122 ガス台D5-121 収納棚D2-536
26	第19類	一組の書道用具セット	墨 硯 硯滴 硯入れ 筆 文鎮 墨擦り	F0-0	墨F2-117 硯F1-311 硯滴F1-312 硯入れF2-713 筆F2-116 文鎮F2-7312 墨擦りF1-310
27	第19類	一組の筆記具セット	シャープペンシル ボールペン 万年筆 蛍光ペン	F2-10	シャープペンシルF2-1180 ボールペンF2-1180 万年筆F2-1180 蛍光ペンF2-1150
28	第14類	一組のオーディオ セット	チューナー アンプ デッキ スピーカーボックス イコライザー ターンテーブル	H0-0	チューナーH3-712 アンプH4-150 デッキH4-431 スピーカーボックスH4-131 イコライザーH4-160 ターンテーブルH4-4292
29	第14類	一組のパーソナル Lコンピューター セット	パソコン本体 モニター キーボード スピーカー マウス パソコン用カメラ モデム	H0-0	パソコン本体H5-2 モニターH4-333 キーボードH5-41 スピーカーH4-131 マウスH5-92 パソコン用カメラH4-310 モデムH3-230
30	第14類	一組の テレビ受像機と テレビ台セット	テレビ受像機 テレビ台	H4-30	テレビ受像機H4333 テレビ台H43490
31	第25類	一組の門扉と門柱 セット	門扉 門柱	L3-50	門扉L3-510 門柱L3-520
32	第04類	一組のトイレ 掃除用具セット	ケース付便器ブラシ トイレ用ブラシ ラバーカップ	C3-0	ケース付便器ブラシ C3-222 トイレ用ブラシC3-210 ラバーカップC3-10
33	第23類	一組の洗面用具セット	石鹸箱 石鹸置き 歯ブラシ掛け 歯磨きコップ たらい	C0-0	石鹸箱C4-21 石鹸置きD1-36 歯ブラシ掛けC4-26 歯磨きコップC5-231 たらいC3-511

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
34	第04類	一組の電動歯ブラシ セット	電動歯ブラシ 電動歯ブラシホルダー 電動歯ブラシ用充電器 電動歯ブラシ用スタンド	C4-0	電動歯ブラシC4-143 電動歯ブラシホルダーC4-26 電動歯ブラシ用充電器C4-26 電動歯ブラシ用スタンドC4-26
35	第07類	一組のキャンプ用 食器セット	キャンプ用鍋 キャンプ用フライパン キャンプ用フライパン 蓋 キャンプ用皿 キャンプ用茶碗 キャンプ用しゃもじ キャンプ用お玉 キャンプ用風除け キャンプ用コップ	C5-40	キャンプ用鍋C5-4110 キャンプ用フライパンC5-4110 キャンプ用フライパン蓋 C5-4191 キャンプ用お皿C5-210 キャンプ用茶碗C5-210 キャンプ用しゃもじC6-212 キャンプ用お玉C6-211 キャンプ用風除けC6-4495 キャンプ用コップC5-231
36	第06類	一組の自動車用 床マットセット	自動車用床マット	C1-30	自動車用床マットC1-33
37	第06類	一組の野外用テーブル 及び椅子セット	野外用テーブル 野外用椅子 野外用テーブル付き 椅子 パラソル	D2-00	野外用テーブルD2-310 野外用椅子D2-13 野外用テーブル付き椅子 D2-01 パラソルB3-83
38	第06類	一組の自動車用 シートカバーセット	自動車用シートカバー	D2-10	D2-195
39	第23類	一組の便器用付属品 セット	便蓋カバー 便座カバー トイレマット	D5-40	便蓋カバーD5-44 便座カバーD5-44 トイレマットD544
40	第21類	一組のゴルフクラブセット	ゴルフクラブ	E3-30	E3-3520
41	第17類	一組のドラムセット	ドラム シンバル	E4-20	
42	第19類	一組の事務用具セット	事務用はさみ 事務用ペーパーナイフ 事務用ペーパーカッター 事務用定規 事務用ステープラー	F2-00	事務用はさみK1-130 事務用ペーパーナイフF2-81321 事務用ペーパーカッターK1-124 事務用定規F2-310 事務用ステープラーF2-8321
43	第12類	一組の自動車用 ペダルセット	アクセルペダル ブレーキペダル 補助ペダル クラッチペダル	G2-20	アクセルペダルG2-2930 ブレーキペダルG2-2930 補助ペダルG2-2930 クラッチペダルG2-2930
44	第14類	一組の車載用 オーディオ機器セット	車載用チューナー 車載用アンプ 車載用スピーカーボックス	H0-0	車載用チューナーH3-712 車載用アンプH4-150 車載用スピーカーボックスH4-131

第7章 デザイン一部審査登録異議申立の審査

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
45	第14類	一組のスピーカー ボックスセット	スピーカーボックス	H4-10	H4-131
46	第02類	一組のテコンドー 服着セット	テコンドー服上衣 テコンドー服下衣	B1-10	
47	第02類	一組の柔道服セット	柔道服上衣 柔道服下衣	B1-10	
48	第02類	一組の剣道服セット	剣道服上衣 剣道服下衣	B1-10	
49	第02類	一組の登山服セット	登山服上衣 登山服下衣	B1-10	
50	第02類	一組のスキー服 セット	スキー服上衣 スキー服下衣	B1-10	
51	第02類	一組の乗馬服セット	乗馬服上衣 乗馬服下衣	B1-10	
52	第02類	一組の野球服 セット	野球服上衣 野球服下衣	B1-10	
53	第28類	一組の手の爪・足の爪 美容器具セット	爪きり 美容はさみ 足用爪きり 毛抜き 爪やすり 耳かき 足用爪やすり 安全はさみ ネイルプッシャー 鼻毛きり 魚の目・タコ削り ヘアブラシ	B7-00	爪きりB7-1410 美容はさみK1-130 足用爪きりB7-1410 毛抜きC4-01 爪やすりB7-140 耳かきC4-15 足用爪やすりB7-140 安全はさみK1-130 ネイルプッシャーB7-140 鼻毛きりB7-21 魚の目・タコ削りC4-100 ヘアブラシB7-320
54	第03類	一組のかばんセット	シューズバッグ ランドセル 旅行用かばん	B4-4	
55	第02類	一組の財布及びベルト セット	財布 ベルト	B4-0	財布B4-4 ベルトB2-2
56	第04類	一組の化粧用ブラシ セット	リップブラシ チークブラシ アイシャドウブラシ 髭剃り用ブラシ	B7-10	リップブラシB7-120 チークブラシB7-120 アイシャドウブラシB7-120 髭剃り用ブラシB7-120
57	第28類	一組の櫛セット	櫛 ヘアブラシ	B7-30	櫛B7-310 ヘアブラシB7-320

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
58	第28類	一組の理髪器具セット	バリカン 電動バリカン カットはさみ すきはさみ 長はさみ はさみ入れ 刈布 電気髭剃り ヘアローラー(カーラー) 散髪はさみ ヘアアイロン ネックシャッター ヘアドライヤー	B7-00	バリカンB7-350 電動バリカンB7-350 カットはさみK1-132 すきはさみK1-132 長はさみK1-132 はさみ入れK1-139 刈布B7-30 電気髭剃りB7-230 ヘアローラー(カーラー)B7-330 散髪はさみK1-132 ヘアアイロンB7-341 ネックシャッターB7-30 ヘアドライヤーB7-340
59	第28類	一組の髭剃り用具セット	髭剃り 髭剃りの刃 髭剃り用泡立て器 髭剃り用ブラシ 電気髭剃り 電気髭剃り充電器	B7-00	髭剃りB7-220 髭剃りの刃B7-2291 髭剃り用泡立て器B7-201 髭剃り用ブラシB7-120 電気髭剃りB7-230 電気髭剃り充電器B7-2392
60	第07類	一組の授乳用品セット	哺乳瓶 乳首 哺乳瓶消毒器 哺乳瓶スタンド	C5-0	哺乳瓶C5-235 乳首C5-2391 哺乳瓶消毒器C6-71 哺乳瓶スタンドC5-530
61	第02類	一組の出産準備品 セット	おむつ 裏用おくるみ 表用おくるみ 抱っこ紐 ベビー用掛け布団 ベビー用敷布団 ベビー用枕 ベビー用タオル ベビー用防水シート ベビー用おむつカバー ベビー用おむつパット	B1-00	おむつB1-80 裏用おくるみB1-42 表用おくるみB1-42 抱っこ紐B1-42 ベビー用掛け布団B1-13 ベビー用敷布団C1-12 ベビー用枕C1-110 ベビー用タオルC1-7 ベビー用防水シートC1-12 ベビー用おむつカバーB1-81 ベビー用おむつバンドB1-81
62	第06類	一組のカーテン及び ブラインドセット	カーテン ブラインド シェード パーチカル カーテン用タイバック ロールスクリーン	C1-50	カーテンC1-51 ブラインドC1-54 シェードC1-54 パーチカルC1-54 カーテン用タイバックC1-59 ロールスクリーンC1-54

第7章 デザイン一部審査登録異議申立の審査

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
63	第11類	一組のトロフィー・賞牌 セット	賞牌 トロフィー 記念牌 記念牌用ケース	C2-10	賞牌C2-160 トロフィーC2-160 記念牌C2-160 記念牌用ケースC2-169
64	第06類	一組のフレームセット	卓上フレーム 壁掛けフレーム ペアフレーム	C2-10	卓上フレームC2-17 壁掛けフレームC2-17 ペアフレームC2-17
65	第06類	一組の整理用 収納ボックスセット	収納ボックス	D2-50	D2-571
66	第07類	一組のクーラーボックス セット	クーラーボックス	C5-30	C5-3251
67	第09類	一組の台所用 密封容器セット	台所用密封容器	C5-30	C5-320
68	第07類	一組のワイングラスセット	ワイングラス	C5-20	C5-231
69	第08類	一組の台所用 包丁セット	包丁 果物ナイフ 包丁研ぎ器 刺身包丁 包丁立て チーズナイフ キッチンはさみ パンナイフ 皮むき器 千切り器 ピザナイフ	C6-0	包丁C6-3110 果物ナイフC6-3110 包丁研ぎ器K1-283 刺身包丁C6-3110 包丁立てC5-530 チーズナイフC6-3110 キッチンはさみC6-312 パンナイフC6-3110 皮むき器C6-313 千切り器C6-320 ピザナイフC6-3110
70	第07類	一組の台所用玉杓子 及びフライ返しセット	お玉杓子 泡立て器 トング フライ返し	C6-20	お玉杓子C6-211 泡立て器C6-330 トングC6-215 フライ返しC6-214
71	第11類	一組の男性用 経衣セット	外套 上着 ズボン 下着 靴下 礼服用の上着 礼服用の紐 ズボン用の裾紐 腰紐 小袋	C7-10	

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
			脚絆 頭巾 経衣用の下帯 口当て 面覆い用の布 手袋 靴 包み用の布 縛り紐 掛け布団 敷布団 枕 かぶり物 手覆い用の布 包み用の麻布 顎当て 手袋 経衣入れ		
72	第11類	一組の女性用 経衣セット	外套 上着 上の下着 ズボン 下着のズボン スカート 下着のスカート 靴下 頭巾 経衣用の下帯 礼服 礼服用の紐 髪飾り 掛け布団 敷布団 枕 面覆い用の布 かぶり物 手覆い用の布 小袋 包み用麻布 顎当て 手袋 口当て 綿布	C7-10	

第7章 デザイン一部審査登録異議申立の審査

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
			靴 包み布 縛り紐 経衣入れ		
73	第06類	一組の寝室用家具 セット	ベッド サイドテーブル ベッド台	D2-0	ベッドD2-210 サイドテーブルD2-5181 ベッド台D2-2190
74	第08類	一組の家具用取っ手 セット	家具用取っ手	M3-20	M3-21
75	第21類	一組の運動用アレイ 及びバーベルセット	アレイ バーベル	E3-00	アレイE3-010 バーベルE3-010
76	第21類	一組のゲーム機セット	ゲーム機 ゲーム機用操作器 ゲーム機用モニター	E2-0	ゲーム機E2-30 ゲーム機用操作器H2-62 ゲーム機用モニターH4-330
77	第19類	一組の製図用具セット	直角定規 三角定規 角度計 コンパス 鉛筆削り シャープ芯 消しゴム	F2-00	直角定規F2-310 三角定規F2-311 角度計F2-32 コンパスF2-331 鉛筆削りF2-1231 シャープ芯F2-1189 消しゴムF2-1221
78	第13類	一組のスイッチ及び コンセントセット	スイッチ コンセント	H1-00	スイッチH1-53 コンセントH1-3422
79	第08類	一組の園芸用具セット	芽切りばさみ 移植ゴテ 三本鍬 鎌 噴霧器	K3-0	芽切りばさみK1-133 移植ゴテK3-160 三本鍬K3-160 鎌K3-160 噴霧器C0-20
80	第08類	一組の手動工具セット	スパナ レンチ ドライバー プライヤ 巻尺 モンキーレンチ 剪定ばさみ 折りたたみナイフ ニッパー 工具箱 ハンマー	K1-00	スパナK1-2320 レンチK1-2320 ドライバーK1-2310 プライヤK1-222 巻尺J1-111 モンキーレンチK1-2325 剪定ばさみK1-133 折りたたみナイフK1-110 ニッパーK1-221 工具箱K1-53 ハンマーK1-24210

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
81	第08類	一組のドライバーセット	ドライバー又は 電動ドライバー 充電器(電動 ドライバー専用) ケース ビット	K1-00	ドライバーK1-2310 電動ドライバーK1-331 充電器(電動ドライバー専用) K139 ケースK1-52 ビットK1-K1-4080
82	第10類	一組の腕時計セット	腕時計(女性用及び 男性用)	J2-30	
83	第24類	一組の絆創膏セット	絆創膏	J7-10	J7-12
84	第24類	一組のカッピング器 セット	カッピング器 吸い玉 カッピング器用ケース	J7-50	
85	第07類	一組のフライパンセット	フライパン	C5-40	C5-4110
86	第06類	一組の操舵室 家具セット	操舵室用本棚 操舵室用ロッカー 旗保存箱(flag locker)	D2-00	操舵室用本棚D2-5173 操舵室用ロッカーD2-551 旗保存箱(flag locker) F5-190
87	第06類	一組の船舶用寝室 家具セット	船舶用ベッド 船舶用サイドテーブル 船舶用たんす	D2-00	船舶用ベッドD2-20 船舶用サイドテーブルD2-5181 船舶用たんすD2-5171
88	第06類	一組の船舶用休憩室 家具セット	船舶用本棚 船舶用机 船舶用冷蔵庫ラック 船舶用ソファ		船舶用本棚D2-5173 船舶用机D2-330 船舶用冷蔵庫ラック D2-5183 船舶用ソファD2-14F
89	第06類	一組の船舶用 船員食堂家具セット	船舶用食卓テーブル 船舶用食卓椅子 船舶用冷蔵庫ラック 船舶用流し台 船舶用サイドテーブル	D2-00	船舶用食卓テーブルD2-310 船舶用食卓椅子D2-14 船舶用冷蔵庫ラック D2-5183 船舶用流し台D5-123 船舶用サイドテーブルD2-5181
90	第12類	一組の自動車用 ダッシュボードパネル (dashboard panel, center fascia)セット	ダッシュボード 車載用オーディオ カーナビ 自動車用ハンドル (steering wheel) インパネ 自動車用送風口 グローブボックス	H0-0 D0-0	ダッシュボードG2-2933 車載用オーディオH4-434 カーナビH4-401 自動車用ハンドル(steering wheel) G2-2931 インパネG2-2933 自動車用送風口D4-350 グローブボックスG2-2960
91	第06類	一組のレジャー自動車用 寝室家具セット	レジャー自動車用ベッド レジャー自動車用流し台 レジャー自動車用テーブル		レジャー自動車用ベッドD2-20 レジャー自動車用流し台D5-123 レジャー自動車用テーブルD2-310

第7章 デザイン一部審査登録異議申立の審査

一連 番号	物品類	組物	構成物品	韓国における分類	
				主分類	副分類
92	第07類	一組の台所用 作り付け(built-in) 物品セット	オープン ガスクックトップ IHコンロ フード 食器洗い機 冷蔵庫 キムチ冷蔵庫 ワインセラー 流し台 キッチンクロゼット シンク下 アイランドテーブル	D5-10	オープンC6-4310 ガスクックトップC6-442 IHコンロC6-442 フードD4-51 食器洗い機C6-71 冷蔵庫C6-51 キムチ冷蔵庫C6-51 ワインセラーC6-51 流し台D5-123 キッチンクロゼットD2-536 シンク下D5-190 アイランドテーブルD2-310
93		その他二つ以上の物 品が一組の物品とし て同時に使用される ものと認められる場 合			

デザイン審査基準

発 行 日 | 2015年 10月 1日

発 行 先 | 韓国特許庁デザイン審査政策課

住 所 | 大田広域市西区庁舎路189

政府大田庁舎4棟

TEL : 042)481-5766

FAX : 042)472-7470

www.kipo.go.kr
